# 『平成20年度 第1回 横浜市社会福祉審議会総会』会議録

| | |
|---|---|
| 開催日時 | 平成20年7月9日（水）午後1時30分～3時25分 |
| 場　　所 | ホテル横浜ガーデン　3階　ミモザ |
| 出 席 者<br>（五十音順） | 齋藤委員長、大関委員、黒沢委員、後藤委員、島村委員、高橋委員、田中委員、中西委員、白野委員、橋本委員、長谷川委員、濱田委員、日浦委員、堀越委員、牧嶋委員、松井委員、松本委員、室津委員、山田委員 |
| 欠 席 者 | 秋山委員、今井委員、新保委員、平井委員 |
| 会議形態 | 公開（傍聴者なし） |
| 議 題 等 | 1　議　題<br>（1）新任委員の所属専門分科会の指名について<br>（2）福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の検討結果について<br>2　報告事項<br>（1）平成20年度健康福祉局事業概要について<br>（2）第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について<br>（3）横浜市障害者プラン（第2期）の策定について |
| 決定事項 | 1　新任委員の所属専門分科会の指名を行い、全員、民生委員審査専門分科会委員に指名。<br>2　福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の検討結果を了承。 |

## ・議事要旨

| | |
|---|---|
| **【議題1 新任委員の所属専門分科会の指名について】** | |
| | 新任委員の所属専門分科会の指名を行い、全員、民生委員審査専門分科会委員に指名されました。 |
| **【議題2　福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の検討結果について】** | |
| **企画部長** | ＜資料2にそって説明＞ |
| **齋藤委員長** | ただいま、説明が終わりましたが、今の説明にありましたように、この分科会には、当審議会から5人の委員の方々にご参加いただいております。ありがとうございました。<br>そこで、分科会長の橋本委員、何か補足することがございましたら、お願いします。 |
| **橋本委員** | 専門分科会の取りまとめを担わせていただきました橋本でございます。 |

| | |
|---|---|
| | ３月、４月、５月に３回開催しましたが、大変熱心な、時間が足りないような、盛り上がった議論をいたしました。詳細につきましては、今、ご説明があったとおりですが、強調したいと思うことが２点あります。<br>１つは、この福祉、特に介護という仕事の重要性をよく認識してもらうような、そういうアクションが必要だろうと思っています。担い手の質がサービスの質に直接影響していく仕事ですが、福祉、特に介護の仕事というのは、一見だれでもできるような仕事に思われてしまっているというところがあります。このことにつきましては、やはり専門性を要求される仕事だということを認識いただかなければいけませんし、専門性の評価としての報酬が保障されていること、このことは非常に重要でございます。もう一つは、やはり、この仕事はかけがえのない、極めて重要な仕事だという社会的な評価をいただくこと。要するに、担い手がプライドを持って仕事ができる、そういう状況をつくっていくことが極めて必要ではないだろうかというふうに思います。そのことが、今、実に大きな課題だと思われます。<br>もう１点は、先ほどの説明にもありましたが、特に報酬、やはりこの業界を担おうとして参加してくださる方を多くするためには、報酬が大変大きな課題です。これは、国が決めてまいりますことに影響を受けざるを得ないのですが、報酬というのは、例えば、サービスを提供いたします社会福祉法人ですとか、あるいは企業等の責任に帰することではございますけれども、しかし、やはり横浜市の市民、福祉サービスや介護サービスを必要としている市民の安全で安定した暮らしを支えていこうと思いますと、どうしても市の支援は不可欠でございます。このことは、さまざまな支援が必要でございますけれども、どうかこのことを重視していただきまして、多くの優秀な人材が、そして、数としても参加してくださいますような働きかけをお願いしたいと思う次第でございます。<br>以上でございます。ほかの一緒に参加してくださいました委員の方、今日、３人いらっしゃっていますので、何かございましたらお願いします。 |
| 島村委員 | 大変前向きな報告にまとめられたと思っております。そして、横浜市のほうで３か年ですけれども、処遇改善の助成というようなご配慮もいただきましたので、これも現場の職員に対し大変大きな効果があったと評価をしております。<br>それから、やはり社会的な認識、評価というものが求められるということ、また、今、夜勤勤務が非常に厳しいものとなっておりますのは、ほとんどの入所されている方は認知症ということも一因です。介護度によって入所が決まりますので、重労働を少し軽減できるような考え方を取り入れていただきたいと思います。<br>それから、片や「介護の日」を制定するとかというような話題も出ておりますので、この部分でも社会的な認識が高められることを願っております。 |
| 日浦委員 | やはり今、夜間のサービス供給体制の検討というのは、障害分野でも大切です。ケアホーム等で夜勤をしていかなければいけないという、今まで夜間対応は本当 |

| | |
|---|---|
| | に少ない人数で、宿直ということでやってきて、それが当たり前みたいになっているんですけれども、今は、それでは難しいということを強調したいことと、やはりこの仕事が誇りを持ってできるということが大事なことだと思います。理念的なものも含めて。そのためには、やはり福祉そのものが社会の中で１つのステータスをきちっと持ちたいなと。そこが非常に不安定です。<br>　ですから、高校で進路を決めるときに、福祉を避けたり、学校の先生自身が、やはり大変な職場だからということで勧めないという話も聞いています。インドネシアから介護人材をということですが、なぜ自分の国の高齢者を自分の国で看られないのか。やはりそこら辺は、もっともっと国そのもの、社会そのものが真剣に考えないといけないのではないかと思います。<br>　ここは福祉だけではなくて、本当に大きく日本の教育も含めて、この問題は今後もつながっていくことです。みんなが一人一人真剣に考えなければいけない。みんながちゃんとこの仕事を認めているということ、それで、大事な仕事だというところで、報酬についても考慮していただけたらと思います。 |
| **齋藤委員長** | 　日浦委員は、重症心身障害者施設で、松井委員と島村委員は特別養護老人ホームで、加藤委員は知的障害者施設で、橋本委員と河委員は、大学で広く研究されている方と、それぞれの立場から相当活発に分科会で論議されたと聞いております。ありがとうございました。<br>　それでは、ここで説明が終わりましたので、この報告書に対するご意見、ご質問をお願いします。 |
| **松本委員** | 　報告書（案）の 12 ページのイのところで、新卒者の確保というタイトルがございますが、その文言の最後のほうに、「大学関係者に働きかける必要があります」と書いてありますが、何か具体的なご論議がもしあったのであれば、参考までにお聞かせいただきたいと思います。 |
| **橋本委員** | 　実は、夢をもって福祉を学んで、福祉の実践につこうと思って、大学の福祉学科で学んでいるような学生たちが、就職になりますと、福祉分野に就職しません。しかも、優秀な学生ほど就職していません。なぜかというと、やはり社会的な評価が低く、そして給料が低いからです。<br>　先ほど事務局からデータをお示しいただきましたけれども、この給料というのは、将来的に上がる見込みのない給料です。この給料で家族を養っていくという見通しが立たないということがあるものですから、この業界に就職してくれない。<br>　やはりこの仕事が価値ある仕事だということをしっかり認識してもらう必要がある、この人たちを逃がしてはならない、どうすればいいかということを具体的に考えていかないといけないという、そのような議論をいたしました。 |
| **松本委員** | 　橋本委員のお話を伺っていまして、１つ大きなポイントとして、報酬の面にあ |

| | |
|---|---|
| | る、あるいは家族を養えるかどうかという経済的な面にあるように思えるのですね。というと、大学関係者への働きかけ方というのは、非常に難しいという気がいたします。国のほうへの働きかけも、横浜市としては当然強化する必要があるのではないか、そんな気持ちもするのですが、その辺はいかがでしょうか。 |
| 橋本委員 | 横浜市だけで解決できることではございません。来年の４月に、介護保険の報酬改定がございますが、財源を大きくすることは極力避けたいという方針は見えておりますから、財源の中でどう切り分けて、介護人材の報酬に振り当てることができるかどうかの議論を今盛んにしているところのようでございますけれども、大きな期待はなかなか難しいのではないかと思います。<br>ですから、今、松本委員が言われたような、何とか国に働きかけるというようなことは、これはもういろんな団体がやっているところでございますけれども、それにあわせて、やはり大学関係者は、この仕事が本当に実は非常に重要な仕事なんだという、見た目には地味ですが、長い人生の中で極めて重要な仕事だということを、やっぱり世の中の流れに流されずに、しっかりと就職への支援をしていってもらう必要があると思っております。<br>口で言うほど簡単ではないんですね。やっぱり世の中の動きが、お金があるとか、力があるところは強いというところに価値を見出す社会になってきてしまいましたから、福祉みたいな地味な仕事は、つまらない仕事とは言いませんけれども、もっと、やはり家族をしっかり守っていくような仕事、それから、派手なとは言いませんけれども、やっぱり評価の高い仕事についたらどうというようなことになってきまして、実はこういう仕事こそ価値ある仕事だということをきちんと学んでもらうような指導の仕方をしてほしいというのが願いでございます。 |
| 牧嶋委員 | この介護人材の問題につきましては、個人的にも大変、悩んでおります。私の息子が一般企業に勤めていましたが、私の母がずっと寝たきりになって、妻が介護している姿を見て、埼玉の特養ホームに転職しました。転職してから２年近くなりますが、先ほどお話があったように、給料が安くて結婚ができない、それでいて、夜間勤務の割合が大変多くなっていて、要するに、女性に夜勤させることが難しいので、どうしても男性のほうに回ってくる分が多くて、月に一度ぐらい帰ってきますが、寝るために家に帰ってくるような非常に疲れている状態です。それでいて結婚はできそうもないぐらいの給料しかない。<br>本当に変えていかないと、先ほど局長のほうから、横浜市でも幾分かの補助というような形というお話がございましたけれども、本気になって対応していかなければいけないというのが、自分の息子が働いている、親として感ずるところです。<br>この辺のところ、行政としてどのように、認識をしているのかお伺いしたいと思います。 |
| 健康福祉局長 | 確かに、今までお話しいただいたことを十分私どもも受けとめて、そういうこ |

| | |
|---|---|
| | との中で、今回も福祉人材確保のあり方をきちんと検討して、21 年度の予算へつなげていくつもりです。そうは言っても、20 年度、ご紹介ありましたけれども、特別養護老人ホームで一定の重度の方を処遇しているところは特に大変だということがありますので、３年間の時限措置ですけれども、緊急の対策をとりあえずとったということです。<br>当然、基本的な制度の見直しのためには、やはり介護報酬の影響も大きいですので、国に対して人材確保の方策をきちんと考えてほしいということで、今年も国に対して要望しているところです。<br>なかなかこれといった決定打が今はないのですが、この報告書にあるような考え方、あるいは方策でいろいろ指摘されている部分について、できる限りの対応をとることによって、人材の確保につなげていければと考えています。 |
| 牧嶋委員 | ありがとうございました。大変頼もしいというか、心強いお言葉をいただいたと思います。「先ず隗より始めよ」ではないですけれども、どこの地方都市でも都道府県でもみんな困っている部分なので、まず横浜から手を挙げていただく、ということでよろしくお願いいたします。 |
| 室津委員 | この問題については、障害者のグループホームでも非常に大きな問題で、夜間の仕事が入っているということで、非常に人が集まりにくく苦労しているところです。<br>横浜市のさまざまなプランの中で、このままで行ったら、人の確保がどれだけできて、そのプランが実施できるのか、実施できなくなっていく可能性が今あるのかないのか、どの程度危ういのかというので、見通しはどうなのかが１つ質問です。<br>それと、もう１つ、働いている人がやめない方法についても検討が必要で、それは、特に規模が小さいところだと、さまざまな新しい取り組みをするのが難しいことがあるので、人事の交流が必要だというのは出ていたのですが、そのためには、具体的にどういうやり方をするのかという、具体策が必要と思いますが、その辺、いかがでしょうか。 |
| 健康福祉局長 | 人材確保については、ここのところ数年、非常に厳しくなったという認識ではおりますけれども、やはりこれは従来から苦しい中で事業者さんは努力されてきたところもありますし、我々もそれなりに努力してきたところがあるので、その辺は、見通しは厳しい中ですけれども、やはりお互いもう精いっぱい努力していくしかないかなというふうに今は思っているところです。なかなかはっきりしたお答えにはならないのですけれども、それぞれができる限りの努力をして、この苦しい状況を打開していくしかないと思っています。<br>一方で、例えば、医療の世界でも、看護師の確保というのは、従来から課題になっているのですけれども、これがずっと課題で、追い続けている状況にあって、現実に確保はできないところで、例えば、病棟を閉鎖するようなところも横浜市 |

| | |
|---|---|
| | であるわけですけれども、そういった困難さはある中で、やはりお互い看護師確保の方策についても、横浜市では施策として打ち出しているわけです。病院事業者さんも、あわせて努力をしていくという中で、何とかこの苦しい状況を打開していくしかないかなというふうに思っております。<br>　今後の方策については、先ほどの説明にありましたとおり、この検討会を受けて、横浜市としての検討の委員会をつくって、その中で 21 年度に向けた施策を具体的に検討していくということで、予算の中で明らかにできればと思っております。 |
| 室津委員 | 　この前、東京都社協での取り組みについての説明を聞きましたが、どうやって人を確保するか、非常に苦労していますが、いろいろ知恵を使って始めていると思いました。もし東京がいろんな知恵を使って人を集めれば、どんどん人は流れていってしまうわけで、その意味では、横浜市がもっと知恵を使っていかないと、人はいいところに行ってしまいます。その意味では、できるだけ早い取り組みをしていただきたいし、その具体策をぜひ見せていただきたいなと思います。 |
| 健康福祉局長 | 　横浜市が 20 年度で取り組んだ、総額２億円程度の人材確保の予算についても、例えば大都市間の局長会議でほかの都市の状況を聞いたところ、直接、そういった人件費補助という形で踏み出した都市はなく、ほかの都市から「横浜市はとうとうそこまで踏み出したか」と、ある面では批判的なご意見もいただいています。ただし、やはりこれはもう背に腹はかえられないところでありまして、横浜市としては、必要な部分は市単独事業であっても出していく必要があると考えています。それが、先ほどからありますけれども、やはり事業者の方、あるいは、そこで働いてくださる福祉の関係の人たちに、横浜市の考え方が少しでも伝われば、将来的な展望につなげていければということで踏み出したということです。 |
| 橋本委員 | 　以前と事情が違うのは、かつては地域による人件費の差というのがありましたが、介護保険になりましてから、医療保険にならい地域格差をなくしてしまったので、ごくわずかしかございません。ですから、人材難というのは、地方と大都市である東京・横浜などとは事情が違います。北九州市と横浜も違うだろうと思います。それほどに、やはり東京・横浜は大変深刻だということで、ぜひ議会にも応援していただきたいと、このような議論の方向性については、やはり議会がお決めになっていただくことでございますから、横浜市民のために、ぜひお考えいただきたいと思います。<br>　それから、先ほど、日浦委員もおっしゃってますけれども、この仕事を志す人たちというのは、給料のこと、これは基本的には生きていかなければいけませんから、重要なのですけれど、働きがい、そういう意味で、やっぱりこの仕事についてよかった、また頑張ろうという意味で、例えば、海外研修の機会を多くつくっていただくとか、そのような動機づけのようなこと、これはそんなにお金がかかることではなくて、「こういうチャンスがある」ということで頑張れるのでは |

| | |
|---|---|
| | ないかと思いますので、このようなこと等の具体的な工夫をお願いしたいと思います。 |
| **松井委員** | 先日、大都市の福祉関係者会議に出ましたけれども、困っているのは、横浜、大阪、名古屋、北九州で、ほかはそれほどでもないような感じで、そういう格差があるようです。<br>それから、職員をやめさせない方法ですけれども、これは、私たち指導者というか、トップとの熱意がすごく重要だと思います。それがやっぱり熱意があって、この仕事は重要というのを自分が率先して見せないと、やっぱりだめじゃないかなと思います。いろいろな研修に出席させたり、そういうことをやることが一番重要ではないかと思います。先ほど橋本委員、日浦委員がおっしゃっておられたように、この仕事はすごく重要ということは、自分が、トップが率先してやらないと、まずついてこないんじゃないかなと思います。<br>なるべくいい条件をつけてやる。中には、私財を投入してでも、お金があったら寄附をしてでもやるという、その意思をみんなに見せることだと思っています。 |
| **後藤委員** | この報告書で、元気な高齢者の話が出てきておりますけれど、この元気な高齢者の方たちが、介護サービスを受ける立場になる前に、いろいろな形で介護サービスを受ける側の反対側の立場に立っての勉強といいましょうか、意識改革をする必要があるのではないかと思っています。やはりこれは行政の力だけということでなく、民の力とか、企業の力とか、そういうものをいろいろな形で、この介護を受ける側になったときの心の用意というのでしょうか、そういう部分の何か事前の訓練というか、そういうものが介護サービスの中にあればいいなと、先ほどから考えておりました。<br>例えば、横浜市の経済観光局の事業で、横浜地域型企業貢献制度、認証制度がありますが、草むしりとか、落書き消しとかではなくて、介護に対し何らかの支援をする仕組みができれば、企業も参加しやすいと思います。また、利用者が介護サービスを初めて受けるにあたって、家政婦さんを使うのでないということを認識していただくことや、介護サービスをする方のプライドといいますか、技術というか、そういうキャリアをきっちりとシステムの中に認められる、そういう制度ができればいいと考えております。ですから、元気な高齢者を、ここに書かれているように、どのように参入させるか、その辺がご議論の中にありましたらお伺いしたいと存じます。 |
| **橋本委員** | 後藤委員からお話がございましたように、そのことにつきましてもかなり議論いたしました。要するに、もう支え合う社会でございまして、公的なサービスももちろん期待いたしますけれども、それで十分ではない時代に入ってまいりましたし、多くの人が支え手に回っていくこと、支え手に回っていって、いつかは支えられるという、そういう地域社会にしていかなければいけないという議論をい |

| | |
|---|---|
| | たしました。<br>　ただ、ではどうするか。要するに、問題はリーダーをどうつくるか。社協にも期待しなければいけないのですけれども、地域ごとでそういう活動を促進していくリーダーがいらっしゃるかどうかだろうということにもなりました。そのときに、どういうふうにしてそのグループづくりをしていくかということにつきましては、細かい議論は、残念ですけれども、３回の議論の中では出てまいりませんでしたが、おっしゃられるように、そこをきちっと、モデル事業をやりながら、幾つかのモデル事業の中でヒントが得られるようなことも必要ではないかと私は思っております。 |
| **松井委員** | 　元気な高齢者の方に出てきてもらうということですが、元気でも、60 歳を過ぎ、70 歳近くなれば、介護を行うのは難しくなります。介護が必要な人を持ち上げたりしたとき、腰痛症になってしまったりするなど、大きな期待ができないのが現状です。 |
| **後藤委員** | 　高齢者といっても、75 歳で元気な人もいますし、60 歳であっても介護のお世話になっていらっしゃる方もいらっしゃると思いますけれど、高齢者になる以前の方たちがどのような形で介護の担い手になれるのか。40 歳代の方たちがいろんな地域の担い手となって、いろんな活動をしています。その中の１つに、やはり自分があと 10 年、15 年たったときに、そういうお世話になる前に、何らかの形で担い手として活躍するＮＰＯがどんどん育っていただきたいと思っていますし、行政の部分でも、縦割りでなく、いろんな形で理解をするというか、企業も民間の方たちも、いろんな形のかかわり合いを持っていくという、そういう方法があるのではないかと思っています。 |
| **濱田委員** | 　地域には元気な高齢者も大勢いらっしゃいますので、私どものデイサービスですと、もう後期高齢者になっている民生委員さんたちが、非常に安い時給で喜んで毎日デイサービスのご飯をつくりに来てくださいます。30 人ぐらいのご飯であれば、その方たちで十分です。顔見知りの関係なので、それで事故もなく、10 年を迎えようとしております。<br>　仕事の割り振りが重要でして、ハイリスクの仕事と、体力も要らないような仕事とを切り分けられる地域のリーダーが今、必要とされていると思っています。<br>　それと、私どものプラザにも、子どもたちが毎日ボランティアに来てくださいますが、100 人を超えてしまうと、どうやって受け入れていいかわからないので、どこに相談をしようかと考えてしまいます。子どもの気持ちをきちんと受けとめるには、100 人を一遍に預かったほうがいいのか、100 人を順番ずつ地域のもっと小さな作業所に行っていただいたほうがいいのかというときに、相談をする窓口が実はありません。区社協もなかなかそのリーダーになり得ていない状況です。教育委員会事務局、学校、地域ケアプラザなどで、地域連携のリーダーみたいなものが育ってくれるとうれしいと思います。 |

| | |
|---|---|
| | 市内の企業で、私どもの施設に、380人もの方がボランティアに来ていますが、やっぱり地域住民の底力を見せながら、知恵を絞っていけば、東京都に流れる心配はないのではないと。お金をかけるだけではないと。<br>ただ、難しいのは、思いがそれぞれ違うというところにあるので、それは、受け手側も発信する側も思いがそれぞれ違うというところがとても大変なのですけれども、地域で細やかな活動がそこにはまっていったら、実力を発揮します。それには一切お金はかからないと私は信じているのですが、いかがでしょうか。 |
| 日浦委員 | 先日、旭区にある地域活動ホームの「連」が中心となって、長野から地域展開をした方を呼んで話を聞くという会に、学校等にも呼びかけたら、民生委員や自治会の方など２００人以上の方においでいただきました。<br>地域ケアプラザや区社協など、連携の中心として仕掛けをつくれるものはあります。また、濱田委員や、私どものところとか、連携のモデルになるケースもあります。横浜市独自で持っている方式などをどういかすかだと思います。<br>長野の大学に講演に行ったところ、200人定員の福祉学部に、今年は140人しか学生さんが来なかったということなのですけれども、その140人の学生さんが、私語が一つもなく、３時間の授業で質問が多数出ました。横浜での就職をすすめましたが、横浜へ行ったら生活できない、やっぱり都会はお金がたくさん要るし、それだけのものはもらえないからとか、そんなことを言ってましが、ここにやっぱり志を持っている学生さんはいるわけです。だから、その志をどう今度は地域や社会へつなげていくか。ここをもうひとつ私は仕掛けられると思います。<br>今、訪問の家の重症心身障害者施設に、工科大学の学生がたくさん来て、今、ものづくりを一生懸命やってくれています。そして、障害の方たちの手助けができ、そこから笑顔が返ってきたときに、ものをつくって喜んでもらう、これがものづくりの原点だと学生たちが言っているわけですね。だから、そういう仕掛けをつくれば、人は育っていくのではないかと思います。 |
| 齋藤委員長 | コミュニティコーディネーターという役割は、それはどこのセクションかというと、地域福祉の推進という面では我々であり、市内には250の地区社協があります。いろんな組織があるのを、それをまとめるのは、やはり地域でなくてはできないですね。<br>ただし、本日は連合町内会から高橋委員もいらしていますけど、そういうところでみんな盛り上げてもらわないと、高橋委員も私も、共同募金もやれば何もやる、あれもこれもやって、大変です。だけど、それをどこかで凝縮というか、ワンパッケージに持っていかなかったら進まない。<br>先ほど局長がおっしゃったように、この人材問題の分科会での検討をお願いしましたけれど、地方自治体の審議会でこういう問題を取り上げたのは初めてだと思います。去年の審議会でもいろいろな議論が出て、何かやらないとだめだろうということで、そういう意味で、皆さんにご論議いただきました。これからは、 |

| | |
|---|---|
| | 今おっしゃったように、この当面の問題と、背景となっている労働問題等、もっと多様な面から取り組んでいかなければと思っています。<br>そういう意味では、今日のように分科会の委員さんと皆さんと意見を交わすということはいいことだと思います。また、行政側も分科会でいろいろな意見を聴けたと言うことですので。 |
| **中西委員** | 今のお話を伺っていて、それぞれ納得はしますが、例えば、地域福祉のコーディネーターという人は、別に偉そうに言うわけではないんですけれども、やはり専門職が必要なのではないかと思います。地域の民の力を活用する、ＮＰＯとか、さまざまな企業の力を活用する。それをまとめていくには、やっぱり専門的な知識を得ている必要があって、ここに今若い人たちが来ないんです。で、悪循環になっていると思います。来ないから、例えば、１人の職員が担わなければいけない仕事はどんどん増えていく。より深刻になっていく。とりわけ、私のところも夜勤業務がありますけれども、そこはもう疲弊しています。例えば、私のところで言うと、月５回ぐらいの泊まりがありますが、１人の職員がやめてしまうと、６回、７回という泊まりになります。<br>私の施設は、知的障害者の重度の施設ですけれども、とても失礼な言い方をしますけれども、地域のお母さんたちが子育てしてきた経験で、それですぐできるかというと、非常に難しいものがあるというふうに思っています。橋本委員がおっしゃったように、専門性を磨くために、知識を広げるために、また、懐深さを広げるために大学や専門学校で学んでいるにもかかわらず、重要と言われているコーディネートする人たちが来ない。そこを改善しない限りは、民の力をうまく活用していく、すき間を埋めていくということがなかなか難しいです。<br>ですから、今の論議はとてもよかったと思っていますけれども、根本の部分に最後は立ち返っていただけるといいなと思います。<br>蛇足になりますけど、業界の中でみんなからも聞きますけれども、横浜は日本のデンマークと言われています。要するに、日本の中の先頭を走ってきたんです。それは行政だけがやってきたことでもないと思います。事業者だけでもない。市民の皆さんや、企業の皆さんや、ＮＰＯ、みんな一緒になって日本の先頭を形成してきたのではないかと思っています。ですから、ぜひ周りの自治体から何か言われても、堂々とやってほしいと思います。もっと先頭に立って、日本を変えるぐらいで、そんな心意気でいかないと、もう本当に職場は疲弊しています。働いている人が疲弊しているということは、そこを利用している人たちが本当に押しやられているということです。人生の大先輩たちである高齢者の方も、知的障害の人たちも、この人たちには本当に価値があるのです。障害が幾ら重たくて、言葉がなくても、毎朝、笑顔をかえされることで、僕は１日頑張れます。 |
| 齋藤　委員長 | ありがとうございました。<br>局長以下、事務局に多大な応援団がこれだけいらっしゃいますから、ぜひ頑張っていただきたいと思います。 |

| | |
|---|---|
| | それでは、この報告書の内容はご承認いただけますでしょうか。<br>＜全員　了承＞<br><br>ありがとうございます。<br>それで、また何かご意見があったら、事務局へお伝え下さい。また、事務局のほうからもお伺いするかもしれませんが、ひとつよろしくお願いいたします。<br>先ほど事務局からの説明がございましたように、この検討結果については、今後、この結果を踏まえて、具体的な事業の施策について、福祉人材確保等検討委員会を局の中につくっていただいて、つなげていく。そういうことで、皆さん、委員は応援団ですから、ひとつぜひよろしくお願いいたします。<br>それでは、議題（２）は、これで終わらせていただきます。 |
| **【報告事項１　平成20年度健康福祉局事業概要について】** | |
| **副局長** | ＜資料３にそって説明＞ |
| **松井委員** | 以前から言っていますけれども、介護予防は個人でやっていただきたい。財政が厳しいのですから、自分でやっても十分で、予防をやったからといって、健康寿命が長くなるという裏づけはないですよね。ですから、これは個人でやっていただきたい。国家にお金がいっぱいあるのでしたら、幾らでもやっていいですけれども、今、無いと言っているのですから、税金の中でやらないでほしいと思っています。<br>次に、15 ページの小規模多機能型ですけれども、経営者会では、これは経営が横浜では成り立たないという結果がもう出ています。そこに1500 万円と初年度700 万円、2200 万円の補助金を出してまでやるという意味がわからないです。しかも、社会福祉法人は、破産した場合には国家に没収されますが、小規模多機能型へ参入しているのは株式会社が結構多いのですが、株式会社は、倒産してしまえば、持ち逃げになってしまいます。だから、この使い方は誤らないでいただきたいと思います。<br>それから、特別養護老人ホームの整備ですけれども、介護従事者がいなくて困っているというのに、施設数を増やすという計画はいかがなものでしょうか。1年間凍結し、それで一度様子を見てくださいとずっと申し上げています。ある施設では、100 ベッド中、70 ベットしか使われていません。従事者がいないため、ベッドが空いています。従事者がいなくて困っているのにどんどんつくる。しかも、介護度３以上の人で１年以上待っている人は、200～300 人しかもういなくて、あと、800 人近くは、もう医療対応で、この人たちは病院とか、そういうところから出られない人たちなので、その人たちをカウントしているので、これはもう絶対つくるのを凍結していただかないと、人がいないのに、さらにいなくなっているという現状を、何のために一生懸命この検討委員会をやったのか。人が |

| | |
|---|---|
| | いないから何とかしてくれと言っているのに、どんどんつくられると本当に困ります。これはぜひ見直していただきたいと思います。<br>それから、17 ページ、高齢者のための優待施設利用促進事業ですけれども、優待証を配ると、これも補助金も出すことになります。高齢者というのは、どういうふうにお考えになっているかわからないのですけれども、高齢者はお金があるのだから少し払えと。後期高齢者とか分けて、お金のある人は払ってくれと言いながら、こっちでは補助金を出しています。お金があるのだったら出さなくていいはずです。<br>31 ページ、保険料の比較ですけれども、どんどんこうやって、いろんな保険料をつけて、金額が増えていきます。強制的に取られますので、税金と一緒なので、なるべくそういうふうに分類しながら増やすというのもやめていただきたいと思っています。 |
| 高齢健康福祉部長 | 幾つか高齢関係のことでご意見いただきましたけれども、介護予防の問題でありますとか、小規模多機能の問題などにつきまして、その効果なども見きわめる必要があるとも思っております。後ほどご説明させていただきますが、第４期の計画、今年度これから検討していくところでございますので、その中で、これまでの検証と今後の展開については検討させていただきたい、またご報告をさせていただきたいと思っております。 |
| 松井委員 | 特別養護老人ホームは既に 21 年度募集が入っていたと思います。何しろ、短期間でよいので凍結していただければ一番いいと思います。 |
| 濱田委員 | 多様な生活の豊かさを追い求める権利の保障についても、次の地域福祉計画等で策定していくしかないのかなというふうに思います。また、政策を展開していく以上、市民とお約束をした数字は、ここに計上していかなくてはいけないわけだし、その辺のことを考えると、次の地域福祉計画に本当に皆さんの英知を集めていただいて、より具体的な文章が載るような工夫をお願いしたいなというふうに、私も最初の計画をつくった人間として、ぜひ皆さんに協力を依頼したいと思っております。 |
| 齋藤委員長 | １月のこの審議会のときは、まだ予算というか、まだ議決になっていなかったので、あらかじめ概要というか、その程度でしたけど。いずれにせよ、松井委員のおっしゃること、皆さんの意見、いずれにしても、これからの問題というのは、ある意味では、きょう凝縮してみんな論議していただいたのではないかなと思います。<br>先ほどもそうですけど、また何かご意見ありましたら、どんどん事務局に言っていただければと思います。 |
| 松井委員 | いろいろと福祉でやらなければいけないことは、たくさんあるのは確かなんで |

| | |
|---|---|
| | すね。困っている人はいっぱいいますから、それはやらなければいけないのですけれども、一般の人たちも本当に困っています。ガソリンの値段は上がるし、もうみんなとにかく疲弊している。全体がもうそういう状況になっていますので、できれば強制的に取るお金はなるべく減らしていただきたい。できるものから節約をして、市のほうでも節約していただいて、いい生活を謳歌していただけるような、システムをつくっていただきたいと思います。 |
| **【報告事項２　第４期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について】** | |
| 高齢健康福祉部長 | ＜資料４にそって説明＞ |
| 齋藤委員長 | 来年から始まる計画ですけれども、何かこれについてご意見ございましたら。<br>これは、介護保険の運営協議会が、かなりこの問題を集中して取り上げるわけですね。 |
| 高齢健康福祉部長 | 今年度５回開催の予定でございますが、先日第１回目を開催いたしまして、３期の途中の報告等を行わせていただきました。今後、方向性等について順次図ってまいる予定でございます。 |
| **【報告事項３**　横浜市障害者プラン（第２期）の策定について】 | |
| 障害福祉部長 | ＜資料５にそって説明＞ |
| 橋本委員 | 今ご説明いただきました中で、ニーズ把握調査のやり方として、グループインタビューをなさるというのは、私はとてもいいことだと思いますけれども、どなたがおやりになるのでしょうか。<br>また、今ご説明いただきました資料５では、市民意見募集という書き方をしておられます。資料４のほうでは、パブリックコメント実施と。こういうのは同じ言葉でよろしいのではないでしょうか。 |
| 障害福祉部長 | まず第１点目のグループインタビューにつきましては、民間の調査機関がございますので、そこと一緒にインタビューを行ってまいりたいと考えております。<br>それから、意見募集とパブリックコメントというものの違いは何かということでございますけれども、パブリックコメントというものにつきましては、一応制度として成り立っておりますので、いろいろな条件がございます。その条件に合った形の部分としてやっていくというのがパブリックコメントでございますけれども、障害者の部分につきましては、パブリックコメントではなくて、もう少 |

| | |
|---|---|
| | し小さな規模の形の部分でやっていきたいと思っていますので、違うものという意味で表示させていただいたものでございます。 |
| | その他 |
| **企画課長** | お手元に横浜市の介護保険総合案内パンフレット 20 年度版というのをつくりましたので、参考資料として置かせていただいております。ぜひお持ち帰りいただいて、よろしければお目通しをいただきたいと存じます。<br>本日の審議につきましては以上でございます。<br>次回のことですが、本日で報告書、提言という形でご審議いただきましたので、それを踏まえた検討をこれから私どもとしても、具体的な方策に向けた検討を行ってまいります。その方策について検討した内容について、またご報告する場面として、この総会を開きたいと思います。時期的には、予算等の動きも含めて、また委員長をはじめ日程調整をさせていただきますが、予算発表とか、そういった時期をにらみながら、ご報告の場を持ちたいと思っております。よろしくお願いいたします。 |
| **齋藤委員長** | タイミングよく見ていただいて、ぜひ。そういう意味では、よその審議会とは違うと。 |
| **企画課長** | 最近、年に１回という開催が続いておりましたが、そういうご報告の場も持ちたいと思っております。よろしくお願いいたします。<br>では、本日は大変ありがとうございました。 |

＜議事終了＞

# 横浜市社会福祉審議会委員名簿(案)

＊分科会：「民生委員審査専門分科会」「身体障害者福祉専門分科会」「高齢者福祉専門分科会」

（☆印は、身体障害者障害程度審査部会の所属を兼ねることを表す。）

| 区分 | | 氏　名 | 職　名 | 分科会（＊） | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 民生 | 身障 | 高齢者 | |
| 市会議員 | 1 | 松本　敏 | 市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会委員長 | | | | |
| | 2 | 牧嶋　秀昭 | 市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会副委員長 | | | | |
| | 3 | 山田　一海 | 市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会委員 | | | | |
| 社会福祉事業従事者（五十音順） | 4 | 齋藤　史郎 | 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会長 | | | ○ | |
| | 5 | 島村　和子 | 社会福祉法人横浜大陽会特別養護老人ホーム白朋苑施設長 | | | ○ | |
| | 6 | 田中　理 | 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団常務理事 | | ○ | | |
| | 7 | 中西　晴之 | 横浜知的障害関連施設協議会会長 | | | | |
| | 8 | 長谷川　正義 | 横浜市民生委員児童委員協議会会長 | ○ | | | |
| | 9 | 濱田　静江 | 特定非営利活動法人市民セクターよこはま副理事長 | | | ○ | |
| | 10 | 日浦　美智江 | 社会福祉法人訪問の家理事長 | | ○ | | |
| | 11 | 堀越　ひろみ | 社団法人認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人 | | | ○ | |
| | 12 | 松井　住仁 | 社団法人横浜市福祉事業経営者会会長 | | | ○ | |
| | 13 | 室津　滋樹 | 横浜市グループホーム連絡会会長 | | ○ | | |
| 学識経験者（五十音順） | 14 | 秋山　理砂 | 神奈川新聞社編集局経済部記者 | | ○ | | |
| | 15 | 今井　三男 | 社団法人横浜市医師会会長 | | | ○ | |
| | 16 | 大関　亮子 | 弁護士（横浜弁護士会会員） | ○ | | | |
| | 17 | 黒沢　一夫 | 横浜市労働組合連盟執行副委員長 | | ○ | | |
| | 18 | 後藤　ヨシ子 | 横浜商工会議所副会頭 | | | ○ | |
| | 19 | 新保　美香 | 明治学院大学社会学部助教授 | | | ○ | |
| | 20 | 高橋　柢祐 | 横浜市町内会連合会副会長 | | | | |
| | 21 | 白野　明 | 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団顧問 | | ○☆ | | |
| | 22 | 橋本　泰子 | 大正大学名誉教授 | ○ | | | |
| | 23 | 平井　晃 | 社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事長 | | ○ | | |

資料　2

# 福祉人材の確保等に関する
# 検討専門分科会報告書（案）

平成２０年７月９日

横浜市社会福祉審議会
福祉人材の確保等に関する検討専門分科会

## はじめに

福祉・介護サービス分野においては、介護保険制度の創設や障害者福祉制度の改革等によるサービスの量の拡大に伴い、全国的に従事者数は急速に増加しています。一方で、最近では、景気の動向により他の産業分野での労働力需要が高くなっていることもあり、特に横浜をはじめとした大都市では、慢性的な人手不足の状況にあるといわれています。

平成１８年度横浜市社会福祉審議会総会においても、特別養護老人ホーム等での人材不足が重要な課題の一つとして議論されました。

比較的若い都市といわれていた横浜市でも、介護保険制度による要介護等の認定率が高くなる７５歳以上の後期高齢者数が、平成２０年の約２８万人から平成３７年には約５９万人にと、２倍以上になると予測されていること等からも、本市における福祉・介護サービス人材の確保は、今後ますます深刻な課題となってまいります。

このため、平成１９年度横浜市社会福祉審議会総会において、福祉・介護サービス人材の確保について社会福祉審議会として検討を行い、市に対して福祉人材の確保等について提言を行うこととし、臨時の検討専門分科会として「福祉人材の確保等に関する検討専門分科会」を設置しました。

当分科会においては、福祉・介護サービス分野の中で当審議会の所管事項である、高齢・障害の施策を中心とした人材確保の方策等について、幅広く議論を行い本報告書をまとめました。

本報告書の趣旨を、「福祉人材確保策等検討委員会（仮称）」での議論につなげていただき、有効な人材確保策について、短期・中長期の視点からとりまとめ、実施していただくことを期待します。

平成２０年　７月　９日

横浜市社会福祉審議会
福祉人材の確保等に関する検討専門分科会長　橋本泰子

# 目　　　次

1　福祉・介護サービスにおける人材確保の重要性

（1）横浜市の福祉・介護サービスをとりまく状況・・・・・・・・・・・・・・2

（2）横浜市の福祉・介護サービス従事者の動向・・・・・・・・・・・・・・・5

2　人材確保の基本的考え方

（1）横浜市の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

（2）自治体としての役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

3　人材確保の方策

（1）働く環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

ア　専門職としての確立
イ　給与水準の検討
ウ　夜間のサービス提供体制の検討
エ　研修内容・方法の見直し
オ　社会的認識の高まり
カ　「継続的な就労」のための施策展開

（2）新たな人材の参入・参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

ア　多様な人的資源の活用
イ　新卒者の確保
ウ　潜在的有資格者等の復職支援

4　参考資料

## 1　福祉・介護サービスにおける人材確保の重要性

### (1) 横浜市の福祉・介護サービスをとりまく状況

全国的に、少子高齢化の進展や、介護保険制度の創設・障害者福祉制度の改革等もあり、福祉・介護サービスの質の向上、量の増大への対応等が求められています。

横浜市においても、要介護認定者数が 46,724 人（平成 12 年）から 104,536 人（平成 20 年）と約 2.2 倍に（図 1 −①)、保険給付額も 578 億円（平成 12 年度）から 1,371 億円（平成 18 年度）と約 2.4 倍（図 1 −②）となっています。

<図１−①>要介護認定者数推移

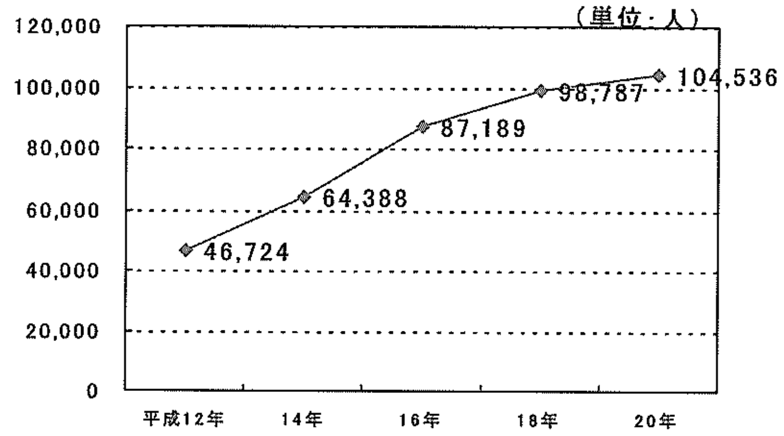


資料出所：横浜市の介護保険実施状況調査（平成 12 年〜20 年）

<図１−②>介護保険給付額の推移　　（単位：億円）

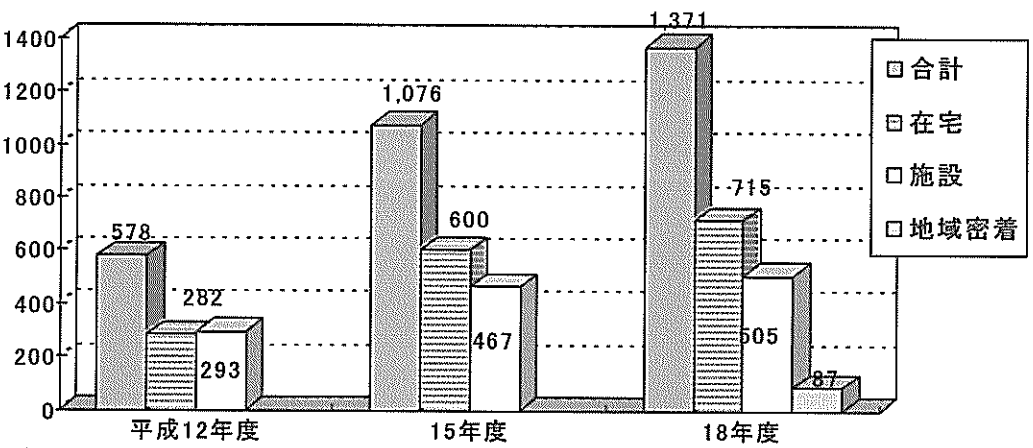


＊高額介護サービス費等があるため、在宅＋施設＋地域密着＝合計とならない。

資料出所：横浜市の介護保険実施状況調査（平成 12 年度・15 年度・18 年度）

また、65 歳以上の親族のいる一般世帯数のうち、一人暮らし世帯の割合は、平成７年で 18.0%の約４万７千世帯ですが、平成 17 年では、23.8%の９万８千世帯と急増傾向（図１－③）にあります。

<図１－③>65 歳以上の親族のいる一般世帯数の推移

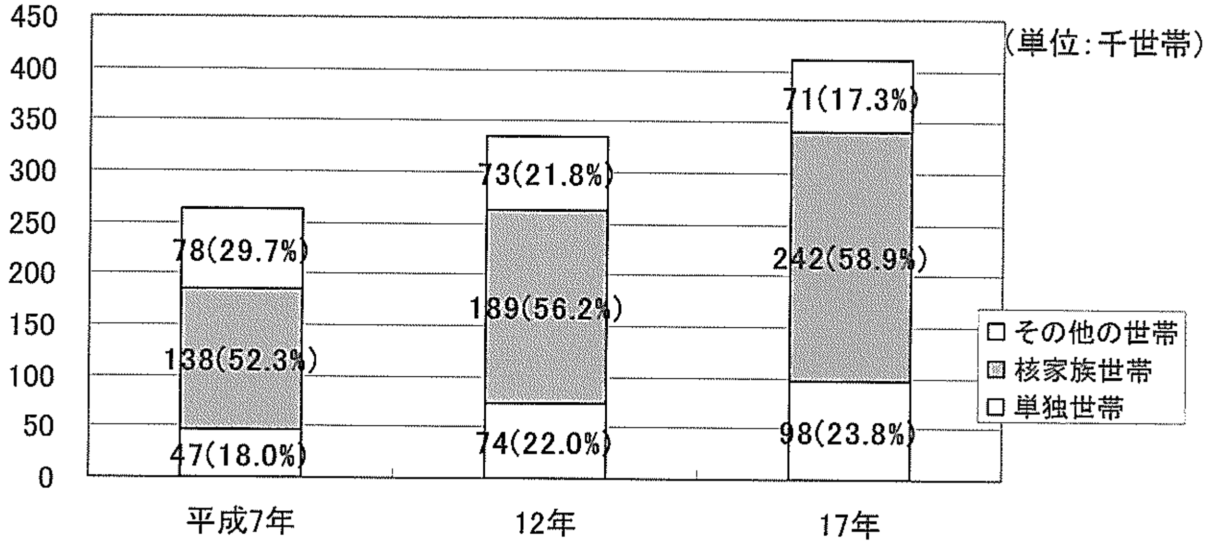


２６３千世帯　　３３６千世帯　　４１１千世帯

資料出所：国勢調査（平成７年・12 年・17 年）

障害者についても、障害者手帳の所持者数が毎年、増加している（図１－④）ほか、特別支援学校の卒業生も増加傾向（図１－⑤）にあります。

＜図１－④＞障害者手帳の所持者数推移　（単位：人）

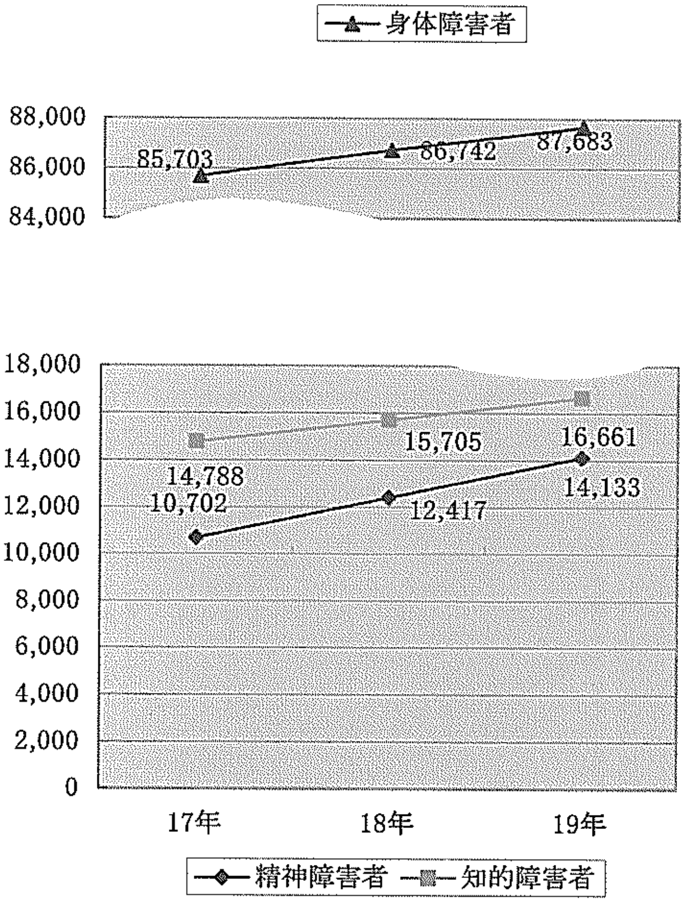


資料出所：横浜市健康福祉局調査（平成 17 年～19 年）

＜図１－⑤＞特別支援学校（横浜市内）の卒業生数推移

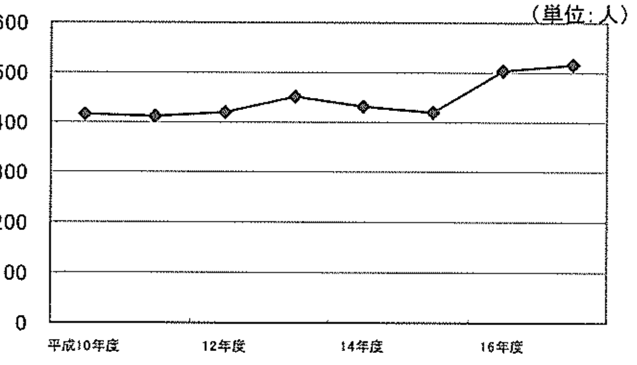


資料出所：平成 18 年度学校基本調査

## (2) 横浜市の福祉・介護サービス従事者の動向

福祉・介護サービスの従事者数は、全国では平成５年と比較し、平成 17 年で、約 4.6 倍の約 328 万人にまで増加（図１－⑥）しました。

しかしながら、神奈川県社会福祉協議会が昨年１２月に実施した県内老人福祉施設を対象に行ったアンケートの結果では、回答施設（１９２施設）中８５％の施設が、ここ２年間で職員の確保が困難になったとしています。

＜図１－⑥＞介護・福祉サービス従事者数の推移（全国）

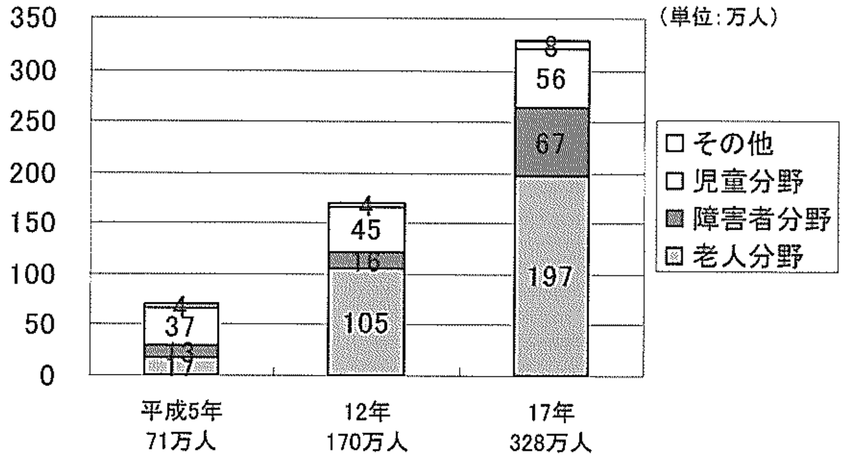


資料出所：大臣官房統計調査部介護サービス施設・事業所調査と社会福祉施設等調査報告　平成 17 年（厚生労働省調査）

### ア　有効求人倍率について

平成 18 年度の神奈川県の有効求人倍率注）（表１－①）は、全産業で 0.98（全国平均 1.02）のところ、介護関連職種で 2.42（全国平均 1.74）と、全国と比較しても高い水準となっています。また、雇用形態別で見ると、介護関連職種の常用的パートタイムが 4.60（全国平均 3.08）と非常に高い水準となっており、景気回復に伴い、他分野への就業増加等によるものと考えられます。

注）公共職業安定所で扱った月間有効求人数を月間有効求職数で割ったもの。

＜表１－①＞全国・神奈川県・東京都の有効求人倍率（平成 18 年度）

| | 全職業 | | | 介護関連職種 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 常用（含パート） | 常用（除パート） | 常用的パート | 常用（含パート） | 常用（除パート） | 常用的パート |
| 全国 | 1.02 | 0.92 | 1.35 | 1.74 | 1.22 | 3.08 |
| 神奈川 | 0.98 | 0.91 | 1.20 | 2.42 | 1.53 | 4.60 |
| 東京 | 1.42 | 1.27 | 2.04 | 2.82 | 1.94 | 5.46 |

資料出所：平成 18 年職業安定業務統計（厚生労働省）

イ　給与額について

平成１７年賃金構造基本統計調査のデータに基づく試算（表１－②）によれば、全国の年収試算額は、男性では全産業労働者 5,111.4 千円に対し、福祉施設介護職員は 3,153.5 千円で６２％となっています。また、女性は、全産業労働者 3,236.4 千円に対し、福祉施設介護職員は８７％の 2,810.2 千円となっています。

ただし、介護保険制度導入を契機に拡大した産業であること等から、従業員の平均年齢が低く、勤続年数が短いことを考慮する必要もあります。

＜表１－②＞職種別年収試算額

| 区　　分 | 企業規模計 | | 年収試算額（千円） |
|---|---|---|---|
| | 年齢（歳） | 勤続年数（年） | |
| 全労働者 | 40.7 | 12.0 | 4,529.2 |
| 男性労働者 | 41.6 | 13.4 | 5,111.4 |
| 女性労働者 | 38.7 | 8.7 | 3,236.4 |
| 福祉施設介護職員（男性） | 32.1 | 4.9 | 3,153.5 |
| 福祉施設介護職員（女性） | 37.0 | 5.1 | 2,810.2 |

資料出所：平成 17 年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

ウ　特別養護老人ホームの状況

横浜市では、特別養護老人ホームの待機者の解消にむけて、平成 22 年度まで年間 900 床の緊急整備を実施しているため、常勤換算で毎年新たに 300 人以上の介護職員等の確保が必要となっています。

また、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」に基づき、重度の要介護者の優先的な入所を誘導していること等から、平成 14 年は、入所者に占める要介護３以上の方の割合が 77％でしたが、平成 19 年度は 89％と、入所者の要介護度の重度化が進み、各施設では人員がより多く必要になっています。

エ　福祉関係の養成学校への進学者数

将来の介護人材を養成する福祉関係養成校は、神奈川県内に１３校あり、そのうち横浜市内は４校ありますが、ここ２、３年、定員割れの状況となっています。

今後の景気回復の状況等によっては、養成校への進学者数も減少傾向が続くものと考えられます。

## 2　人材確保の基本的考え方

### (1) 横浜市の特性

前述したように、人口の高齢化の進展に伴いますます拡大していく市民の福祉・介護ニーズに対応していくためには、福祉・介護サービスを提供していく分野において人材を安定的に確保していくことが求められています。

認知症や身体機能低下等によって介護が必要となる割合が高い年代である、75 歳以上の後期高齢者は、平成 20 年では約２８万人ですが、平成 27 年には４１万人、17 年後の平成 37 年には５９万人と、２倍以上になると予想（図２－①）されています。また、本市の場合短期的には、特別養護老人ホームの増設に伴う施設従事者の確保が必要とされているなど、緊急的な対応が求められる背景があります。

このようなことから、大都市横浜においては、福祉・介護人材を将来にわたって安定的に確保する必要が特に高くなっています。

＜図２－①＞横浜市の年齢区分別の将来人口推計

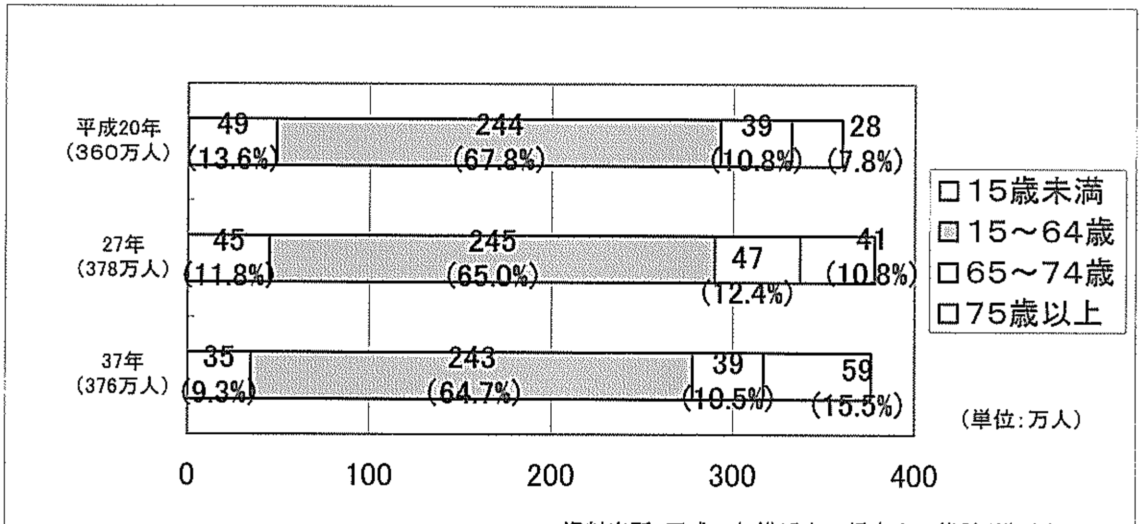

資料出所：平成12年横浜市の将来人口推計（横浜市）

### (2) 自治体としての役割

人材確保は、基本的には事業者の努力で行われるべきものですが、横浜市としても介護保険事業計画等で定めたサービス量を確保するため、事業者が必要な人材を確保し、福祉・介護サービスが質・量ともに十分に供給できるよう支援を行う必要があるものと考えます。

## 3　人材確保の方策

人材確保の方策については、様々な視点がありますが、⑴働く環境の整備と、⑵新たな人材の参入・参画の２つの視点から議論を行いました。

人材の確保については、福祉・介護サービス分野だけでなく、全産業の労働動向等を十分に把握するとともに、市民の暮らしを守るという視点で、サービスの質の確保を常に意識しておく必要があります。

### ⑴　働く環境の整備について

#### ア　専門職としての確立

福祉・介護サービス従事者については、介護福祉士制度の創設や・訪問介護員（ホームヘルパー）認定制度等、専門性の確立に向けて一定の歩みを重ねてきました。しかし、業務内容を家族介護の延長線上でとらえられがちであったこと等から、その専門性について、まだ、十分認識されていないという面があります。

福祉・介護サービスの内容を充実させ、安定的な供給体制を確保するためにも、従事者自身が専門職であることの自覚とともに、そのことを広く社会が認めていくことが重要です。

#### イ　給与水準の検討

福祉・介護サービス分野は、産業としての歴史が浅いことに加え、①女性の多い職場であること、②夜勤対応等２４時間体制が求められていること、③常勤と非常勤が混在していること等の特性のある複雑な雇用形態・労働状況となっています。

人材確保については、他の産業の動向に大きく影響を受けることのほか、地方に比べ大都市は多様な働き先があることから、福祉・介護サービスの人材が他の産業分野へ流出しやすいとも考えられます。

給与水準は、基本的には介護報酬等、国が対応するべき事項ですが、横浜市では、平成２０年度に特別養護老人ホーム処遇改善事業として一定の基準のもと助成を行っています。今後も国の動向等をふまえ引き続き支援のあり方について検討するべきと

考えます。

また、常勤職員の給与体系については、多くの事業所において、右肩上がりの強い事務職の給与体系を取り入れてきたことから、専門職にみあったよりフラットな給与体系となっていない傾向があります。

将来的な人生設計が可能となるような、介護の人材の特性をふまえた専門職としての給与体系導入について検討する必要があります。

### ウ　夜間のサービス提供体制の検討～業務の軽減の一環として～

従来、夜間勤務を前提として考えている医療関係施設とは異なり、多くの福祉施設において、夜間は限られたサービスのみを提供する前提で、「宿直」に近い勤務体制となっていました。

ところが、福祉施設においても、特別養護老人ホームの入所者の要介護度が重度化していることなどにより、実際には夜間のサービスも行われていることから、夜間勤務の従事者にとって、厳しい業務内容となっています。

夜間の勤務体制の見直し等は、従事者の業務の軽減に大きく役立つとともに、夜間の介護サービスの向上を図る観点からも大切であると考えられることから、その検討が急がれます。

### エ　研修内容・方法の見直し

職員の人材育成は、専門職としての能力向上と、職員の意欲を高めるために重要であり、職場で行うＯＪＴも職場外で行うＯｆｆ−ＪＴも有効な手段です。

これまでも、「ウィリング横浜」等で様々な研修が実施されていますが、研修センター等に参加者を集めての研修では、慢性的な人材不足状況の中で、研修に参加する人の代替人員の確保ができないため、参加率は低いものにならざるを得ません。

代替人員の確保や参加しやすい身近な場所での実施、講師派遣などによる職場の研修の支援を検討し、職員の意欲に応えていく必要があります。

### オ　社会的認識の高まり

一般的にサービス業において、サービスの質を充実させるためには、サービスの需要側である利用者等の的確な評価が重要です。

福祉・介護サービスにおいても、従事者に対する専門性を認識した上で適正な要求が行われるよう、利用者や家族の認識を高めていくことが必要になります。

### カ　「継続的な就労」のための施策展開～活発な人事交流～

福祉・介護サービス分野で継続的な就労を考慮する必要があります。

神奈川県社会福祉協議会のアンケート調査（平成 19 年度実施）で、定着率の低い要因は、①給与・賃金、②職場内の人間関係、③仕事のやりがい、の順になっています。

①給与・賃金と③仕事のやりがいについては、前述の給与体系の改善や利用者から専門職として認識されることなどで対応できる部分もあろうかと思われます。

一方②職場内の人間関係については、小規模の組織内では、解決しにくい事柄であり、今後は、人材育成の観点からも他の法人との人事交流等を推進することを検討すべきと考えられます。

## (2) 新たな人材の参入・参画

### ア　多様な人的資源の活用

今後、団塊の世代の高齢化が進む中、元気な高齢者が増加し、地域の様々な分野の担い手として期待されています。

また、不安定な就業状況にある若者等の雇用のあり方も論議されていますが、今後は、施設の職員や訪問介護等の職員として、幅広い層からの参画を促進することも必要です。

外国からの介護人材の受入れについては、日・インドネシア経済連携協定に基づく、インドネシア人受入れが開始される予定と聞いておりますが、フィリピンからの受入れも含めて今後、国の動向を見ながら、対応を検討するべきと考えます。

多くの介護人材を安定的に確保するためには、このような多様な人的資源を活用する必要がありますが、サービスの質の確保には、利用者とのコミュニケーションや介護技術等の十分な研修の機会が必要です。

### イ　新卒者の確保

中長期的にみて、教育機関等を通して若年層に対する福祉の重要性等についてアピールすることは、人材確保についても効果が大きいと考えられます。

福祉関係の養成校への進学者を増やすため高等学校進路指導者等に、また、大学卒業者の福祉分野への就職増加のため、大学関係者に働きかける必要があります。

### ウ　潜在的有資格者等の復職支援

介護福祉士の資格を持ち、介護等の業務に従事していない、いわゆる潜在的介護福祉士は、全国に約２０万人で、登録者数４７万人の約４割を占めています。潜在的有資格者が復帰しやすいよう、職場の紹介や研修の実施など支援策の検討を行う必要があります。

福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告書

# 資料編

# 目　　　　次

資料①　福祉人材の確保等に関する検討専門分科会について・・・・・・・・・1

資料②　福祉人材の確保等に関する検討専門分科会委員名簿・・・・・・・・・2

資料③　「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成１９年８月２８日厚生労働省告示第２８９号）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

資料 ①

# 横浜市社会福祉審議会「福祉人材の確保等に関する検討専門分科会」

## 1　設置趣旨

福祉・介護サービス分野における人材の確保・育成に関して今後の「基本的考え方」や「取り組みの方向性」等について、横浜市に提言していくために横浜市社会福祉審議会に「福祉人材の確保等に関する検討専門分科会」を設置する。

## 2　専門分科会委員

委員名簿のとおり（社会福祉審議会委員５名＋臨時委員１名）

## 3　検討事項

○今後求められる福祉人材の資質
○人材の確保・育成に関する基本的な考え方
○国・県に対し要請していくべき事項
○事業者に求められる役割
○横浜市が取り組むべき施策の方向性　等

## 4　検討経緯

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平成２０年 | ３月　７日 | 第１回検討分科会 | 今後求められる福祉人材の資質<br>人材確保・育成に関する基本的な考え方 |
| | ４月２１日 | 第２回検討分科会 | 国・県、市、事業者の役割分担と連携等 |
| | ５月２８日 | 第３回検討分科会 | とりまとめと報告書（提言書）案 |
| | ７月　９日 | 社会福祉審議会総会 | 報告書（提言書）案審議 |

## 5　その他

７月の社会福祉審議会総会の提言を踏まえ、平成２０年度事業である「民間福祉保健人材確保等検討事業」で、今後の福祉保健人材の確保・育成における本市の役割・取り組みについて整理する。

資料 ②

## 横浜市社会福祉審議会

## 「福祉人材の確保等に関する検討専門分科会」委員名簿

（五十音順・敬称略）

| 氏　　名 | 役　職　等　（平成20年3月7日現在） |
|---|---|
| 加藤 和彦 | 横浜知的障害関連施設協議会会長<br>（社会福祉法人 であいの会<br>知的障害者入所更生施設ソイル栄施設長） |
| 河　幹夫 | 神奈川県立保健福祉大学教授 |
| 島村 和子 | 社会福祉法人 横浜大陽会<br>特別養護老人ホーム白朋苑施設長 |
| ◎橋本 泰子 | 大正大学人間学部教授 |
| 日浦 美智江 | 社会福祉法人 訪問の家理事長 |
| 松井 住仁 | 社団法人 横浜市福祉事業経営者会会長<br>（社会福祉法人 同塵会理事長） |

（注）◎は、分科会会長。

資料 ③

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年厚生労働省告示第289号）の概要

# 福祉人材確保指針の見直しの概要

## 1．見直しの背景

○ 指針が制定された平成5（1993年）以降の社会福祉を取り巻く状況の変化の中で、福祉・介護ニーズがさらに増大するとともに、質的にも多様化・高度化。
○ 少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年の景気回復に伴い他の産業分野における採用意欲も増大している。福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手不足が生じている。

このような中で、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくために経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が講ずるよう努めるべき措置について、改めて整理を行うもの。

## 2．就業の動向

**福祉・介護サービスにおける就業の現況**

- 女性の占める割合が高い（介護保険サービス従事者の約8割）。
- 非常勤職員の占める割合が近年増加（訪問介護サービス従事者の約8割）。
- 入職者・離職者の割合が高い（入職率約28%、離職率約20%）。
- 給与の水準は他の産業分野を含む全労働者の給与の平均と比較して低い水準。
- 潜在的有資格者等が多数存在（介護福祉士47万人のうち福祉・介護サービスに従事しているのは約27万人）。 等

**福祉・介護サービスにおける今後の就業の見通し**

今後のサービス需要の拡大に対応して必要となる従事者数の試算を提示。
（介護保険サービスに従事する介護職員は、平成16年で約100万人（労働力人口の約1．5%）であるが、平成26年には約140～160万人（同約2．1～2．4%）が必要）

## 3．人材確保のための措置

○ 労働力人口の減少も見込まれる中で、福祉・介護ニーズの増大や多様化・高度化に対応していくため、福祉・介護サービス分野を、人材の確保に最も真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つと位置付け。
○ 指針の本来の対象である社会福祉事業のほかに、介護保険における居宅介護支援や特定施設入居者生活介護など、これと密接に関連するサービスも合わせて「福祉・介護サービス」と総称し、人材確保のための取組を共通の枠組みで整理

⇒

○ ホームヘルパーの多数を占める中高年層や就職期の若年層など、それぞれのライフスタイルに応じた働きやすい労働環境の整備
○ 従事者のキャリアアップの仕組みの構築とその社会的評価に見合う処遇の確保
等のための取組が必要。

## ４．新たな指針のポイント

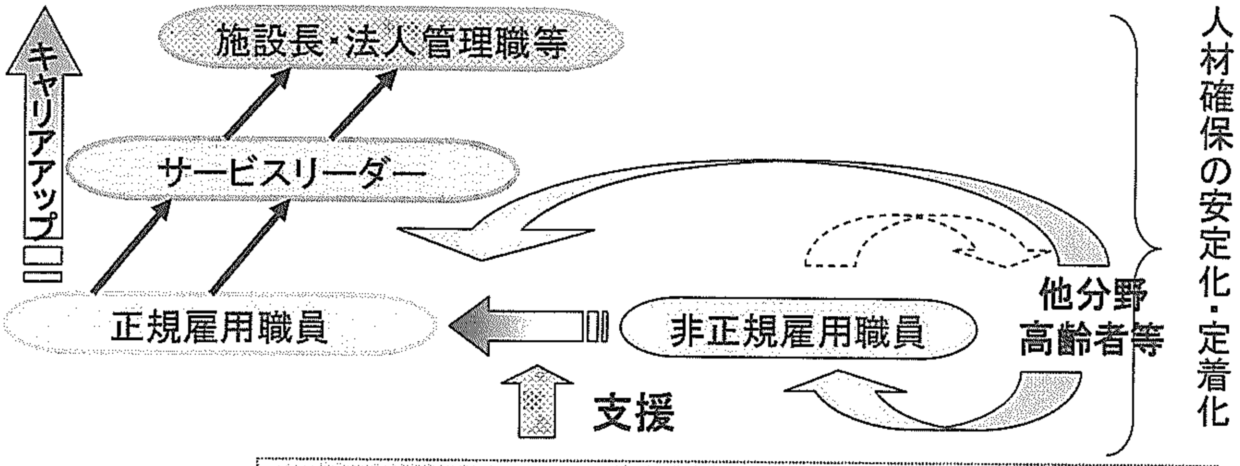


| | |
|---|---|
| 労働環境の整備の推進 | ○ キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保、給与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報酬等の設定、介護報酬等における専門性の高い人材の評価の在り方検討<br>○ 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労働環境の改善<br>○ 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究・普及　等 |
| キャリアアップの仕組みの構築 | ○ 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業者のキャリアパスの構築や研修体系<br>○ 従事者のキャリアパスに対応した研修体系の構築<br>○ 経営者間のネットワークを活かした人事交流による人材育成　等 |
| 福祉・介護サービスの周知・理解 | ○ 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供<br>○ 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進等 |
| 潜在的有資格者等の参入の促進 | ○ 潜在的有資格者等の実態把握／福祉人材センター等による相談体制の充実／無料職業紹介等による就業支援・定着の支援 等 |
| 多様な人材の参入・参画の促進 | ○ 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参入・参画の促進　等 |

そのほか、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が、十分な連携を図りつつそれぞれの役割を果たすことにより、従事者の処遇の改善や福祉・介護サービスの社会的評価の向上等に取り組んでいくことを明記。

↓

**指針の実施状況を評価・検証し、必要に応じて見直す。**

# 我が国の人口の推移

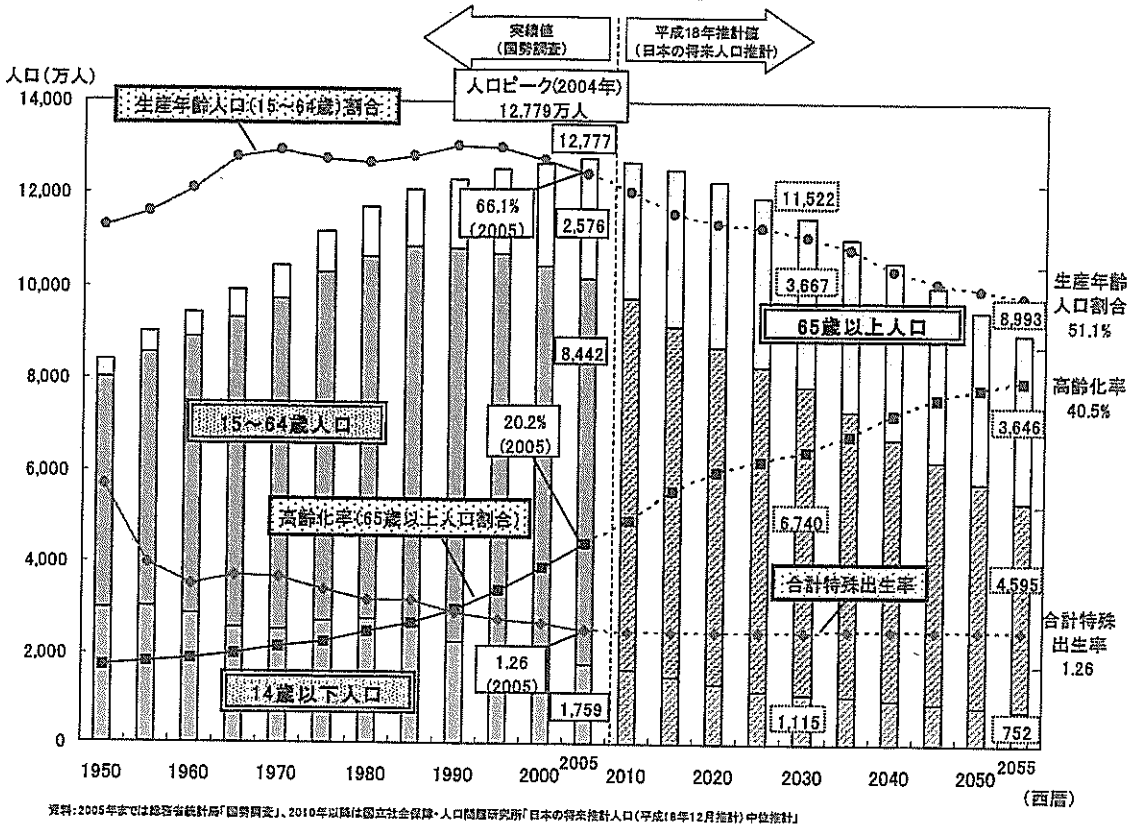


資料：2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）中位推計」

# ＜労働力人口の見通し（ごく粗い推計）＞

人口減少下において、若者、女性、高齢者などすべての人の意欲と能力が最大限発揮できるような環境整備に努めることにより、より多くの国民の就業参加の実現を図ることが重要。

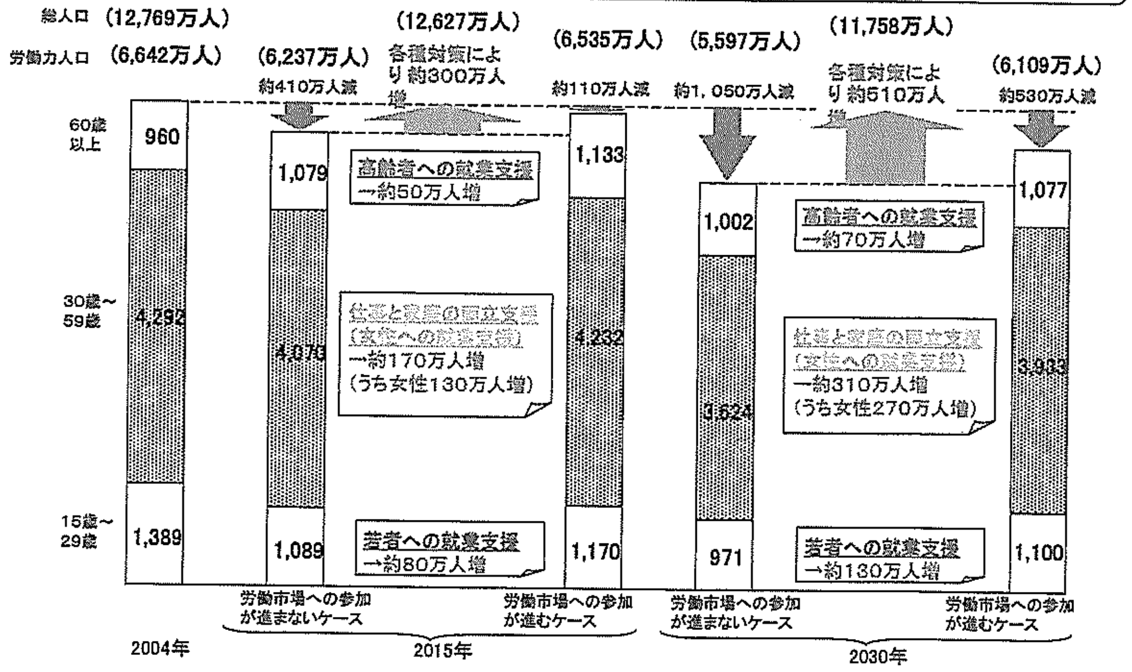


（資料出所）総人口については、2004年は総務省統計局「人口推計」、2015年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2002年1月推計）による。
労働力人口については、2004年は総務省統計局「労働力調査」、2015年、2030年は雇用政策研究会（厚生労働省職業安定局長の研究会）の推計（2005年7月）による。
（注）「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、より多くの者が働くことが可能となったと仮定したケース。

# 介護・福祉サービス従事者数の推移（実人員）

平成１７年における介護・福祉サービスの従事者数は、人材確保指針が策定された平成５年の約７１万人から約４．６倍に増加しており、特に、老人分野においては約１２倍と大幅に増加している（平成１２年の介護保険制度導入後においては約２倍に増加）。

| | 平成5年 | 平成12年 | 平成17年 |
|---|---|---|---|
| 老人分野 | 167,898<br>［ 100 ］ | 1,048,681<br>［ 625 ］ | 1,971,225<br>［ 1,174 ］ |
| 障害者分野 | 130,254<br>［ 100 ］ | 159,550<br>［ 122 ］ | 671,718<br>［ 516 ］ |
| 児童分野 | 373,892<br>［ 100 ］ | 447,013<br>［ 120 ］ | 556,008<br>［ 149 ］ |
| その他 | 37,967<br>［ 100 ］ | 43,831<br>［ 115 ］ | 77,604<br>［ 204 ］ |
| 合　計 | 710,011<br>［ 100 ］ | 1,699,075<br>［ 239 ］ | 3,276,555<br>［ 461 ］ |

注）人数の下段の括弧書きの数値は、各分野において平成5年を100とした指数。

# 介護職員数の推移と介護福祉士の割合（実人員）

介護職員数は平成12年の約55万人から平成17年の約112万人と約2倍になっており、最近は毎年約10万人ずつ増加している。
また、介護職員に占める介護福祉士の割合は施設で約4割、在宅で約2割で推移している。

| | | 平成12年 | | 平成13年 | | 平成14年 | | 平成15年 | | 平成16年 | | 平成17年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 |
| 合計 | 介護職員 | 548,924 | ／ | 661,588 | ／ | 755,810 | ／ | 884,981 | ／ | 1,002,144 | ／ | 1,124,691 | ／ |
| 合計 | 《介護職員》(介護福祉士数把握可能な施設・サービスのみ) | 543,780 | 24.2% | 650,386 | 24.1% | 734,214 | 24.0% | 844,517 | 23.0% | 917,892 | 23.9% | 1,124,691 | 23.4% |
| 合計 | うち介護福祉士数 | 131,554 | | 156,436 | | 176,257 | | 194,567 | | 219,331 | | 263,048 | |
| 施設 | 介護職員 | 236,213 | 31.7% | 253,951 | 34.2% | 265,560 | 35.2% | 281,478 | 36.0% | 298,141 | 37.1% | 312,369 | 38.1% |
| 施設 | うち介護福祉士数 | 74,863 | | 86,774 | | 93,573 | | 101,412 | | 110,498 | | 118,930 | |
| 在宅サービス(※) | 介護職員 | 307,567 | 18.4% | 396,435 | 17.6% | 468,654 | 17.6% | 563,039 | 16.5% | 619,751 | 17.6% | 812,322 | 17.7% |
| 在宅サービス(※) | うち介護福祉士数 | 56,691 | | 69,662 | | 82,684 | | 93,155 | | 108,833 | | 144,118 | |

(※)平成16年以前は「認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設入所者生活介護」の介護福祉士数が不明であるため、「在宅サービス」欄の介護職員数には、この2種類のサービスの介護職員数は含めていない。

資料出所:「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

# 事業所の種類別・年齢階層別・男女別介護職員の状況

介護職員を年齢別に見ると、２９歳以下の者が約４０％を占め、平均年齢は３６．５歳となっている。
また、男女別にみると、女性の割合が約78%となっている。

(単位:%)

| | 総数 | 29歳以下 | (再掲)24歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60歳以上 | 不詳 | 平均年齢(歳) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体計 | 100.0 | 39.6 | 15.7 | 21.3 | 19.5 | 17.3 | 2.0 | 0.3 | 36.5 |
| 訪問介護 | 100.0 | 12.3 | 4.0 | 17.7 | 33.2 | 30.9 | 5.6 | 0.3 | 44.5 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 100.0 | 34.6 | 17.2 | 18.9 | 21.3 | 20.5 | 4.2 | 0.4 | 38.3 |
| 介護老人福祉施設 | 100.0 | 44.9 | 16.8 | 23.7 | 16.5 | 14.1 | 0.6 | 0.3 | 34.7 |
| 介護老人保健施設 | 100.0 | 51.4 | 19.6 | 23.3 | 14.7 | 9.8 | 0.5 | 0.3 | 33.0 |
| 介護療養型医療施設 | 100.0 | 34.5 | 16.3 | 15.8 | 21.2 | 25.2 | 2.9 | 0.4 | 39.0 |

(単位:%)

| | 男 | 女 |
|---|---|---|
| 全体計 | 22.2 | 77.8 |
| 訪問介護 | 8.2 | 91.8 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 16.7 | 83.3 |
| 介護老人福祉施設 | 26.5 | 73.5 |
| 介護老人保健施設 | 28.9 | 71.1 |
| 介護療養型医療施設 | 16.2 | 83.8 |

注）常勤者の年齢階層別男女別割合である。
資料出所：「介護サービス施設・事業所調査」（平成１６年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）

# 常勤・非常勤別介護職員数の推移（実人員）

介護職員に占める非常勤の介護職員の割合は概ね増加しており、平成１７年で約４２％となっている。
事業所の種類別でみると、非常勤の介護職員の割合は施設では増加しており、平成１７年で約１４%、在宅サービスではほぼ横ばいで、平成１７年では約５２%となっている。

| | | 平成12年 | | 平成13年 | | 平成14年 | | 平成15年 | | 平成16年 | | 平成17年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 介護職員数 | 割合 | 介護職員数 | 割合 | 介護職員数 | 割合 | 介護職員数 | 割合 | 介護職員数 | 割合 | 介護職員数 | 割合 |
| 合計 | 常勤 | 357,283 | 65.1% | 409,294 | 61.9% | 450,269 | 59.6% | 517,247 | 58.4% | 592,666 | 59.1% | 656,874 | 58.4% |
| | 非常勤 | 191,641 | 34.9% | 252,294 | 38.1% | 305,541 | 40.4% | 367,736 | 41.6% | 409,478 | 40.9% | 467,817 | 41.6% |
| | 総計 | 548,924 | 100.0% | 661,588 | 100.0% | 755,810 | 100.0% | 884,983 | 100.0% | 1,002,144 | 100.0% | 1,124,691 | 100.0% |
| 施設 | 常勤 | 210,770 | 89.2% | 223,575 | 88.0% | 232,772 | 87.7% | 245,305 | 87.1% | 258,577 | 86.7% | 268,477 | 85.9% |
| | 非常勤 | 25,443 | 10.8% | 30,376 | 12.0% | 32,788 | 12.3% | 36,175 | 12.9% | 39,564 | 13.3% | 43,892 | 14.1% |
| | 計 | 236,213 | 100.0% | 253,951 | 100.0% | 265,560 | 100.0% | 281,480 | 100.0% | 298,141 | 100.0% | 312,369 | 100.0% |
| 在宅サービス | 常勤 | 146,513 | 46.9% | 185,719 | 45.6% | 217,497 | 44.4% | 271,942 | 45.1% | 334,089 | 47.5% | 388,397 | 47.8% |
| | 非常勤 | 166,198 | 53.1% | 221,918 | 54.4% | 272,753 | 55.6% | 331,561 | 54.9% | 369,914 | 52.5% | 423,925 | 52.2% |
| | 計 | 312,711 | 100.0% | 407,637 | 100.0% | 490,250 | 100.0% | 603,503 | 100.0% | 704,003 | 100.0% | 812,322 | 100.0% |

※介護職員数は実人員。
※「常勤」とは施設・事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者、「非常勤」とは常勤者以外の従事者（他の施設、事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）。
資料出所：「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）

# 入職率・離職率（全体）

「訪問介護員＋介護職員」の入職率は28．2%、離職率は20．2%であり、ともに全労働者の入職率（17．4%）及び離職率（17．5%）を上回っている。

(%)

| | | 入職率 | 離職率 |
|---|---|---|---|
| 訪問介護員＋介護職員 | 計 | 28.2 | 20.2 |
| | 正社員 | 23.5 | 16.8 |
| | 非正社員 | 30.8 | 22.2 |

| | | | 入職率 | 離職率 |
|---|---|---|---|---|
| （参考）全労働者 | 計 | | 17.4 | 17.5 |
| | | 男 | 14.2 | 14.6 |
| | | 女 | 21.8 | 21.7 |
| | 一般労働者 | | 13.4 | 13.8 |
| | パートタイム労働者 | | 31.0 | 30.3 |

（注）正社員は一般労働者よりも概念が狭く、非正社員は、パートタイム労働者よりも概念が広いため、単純に全労働者の一般労働者、パートタイム労働者と介護職員の正社員、非正社員との入職率や離職率を比較するには注意が必要である。
※正社員：　雇用している労働者の雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者を除いた者。
※非正社員：　正社員以外の労働者（契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者）
※一般労働者：常用労働者のうちパートタイム労働者を除いた者。
※パートタイム労働者：常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。
　ア　1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
　イ　1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。
※入（離）職率　：　訪問介護員＋介護職員：平成16年10月31日の従事者数に対するその後1年間の採用（離職）者数の割合
　全労働者：　平成17年1月1日現在の常用労働者数に対する1月1日から12月の期間中の入（離）職者の割合
資料出所：訪問介護員＋介護職員：事業所における介護労働実態調査（平成18年6月）（介護労働安定センター）
　全労働者：　雇用動向調査（平成17年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）

# 職種別きまって支給する現金給与額等

福祉施設介護員、ホームヘルパーの給与は、年齢が低く勤続年数が短いことに留意する必要があるが、それぞれ男性労働者・女性労働者の平均年収試算額に比べ、低額となっている。

| 区分 | 企業規模計 年齢 | 勤続年数 | きまって支給する現金給与額 | 所定内給与額 | 年間賞与その他特別給与額 | 年収試算額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 歳 | 年 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 全労働者 | 40.7 | 12.0 | 330.8 | 302.0 | 905.2 | 4,529.2 |
| 男性労働者 | 41.6 | 13.4 | 372.1 | 337.8 | 1,057.8 | 5,111.4 |
| 女性労働者 | 38.7 | 8.7 | 239.0 | 222.5 | 566.4 | 3,236.4 |
| 福祉施設介護員（男） | 32.1 | 4.9 | 227.9 | 214.7 | 577.1 | 3,153.5 |
| 福祉施設介護員（女） | 37.0 | 5.1 | 204.3 | 193.3 | 490.6 | 2,810.2 |
| ホームヘルパー（女） | 44.1 | 4.9 | 198.8 | 187.3 | 376.1 | 2,623.7 |
| 介護支援専門員（女） | 45.3 | 7.7 | 260.5 | 251.6 | 714.9 | 3,734.1 |
| 看護師（女） | 35.4 | 7.0 | 315.6 | 279.5 | 846.3 | 4,200.3 |
| 看護補助者（女） | 42.6 | 6.3 | 191.5 | 178.6 | 466.3 | 2,609.5 |

（注）　賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、下記算式により参考数値として試算した。

年収試算額　＝　「所定内給与額　×　１２ヶ月　＋　年間賞与その他特別給与額」

◎「きまって支給する現金給与額」とは、　労働契約、労働協約あるいは、事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額。手取額でなく、税込みの額。
　現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含む。

◎「所定内給与額」とは、月間きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額以外のものをいう。

資料出所：平成１７年賃金構造基本統計調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）

# 有効求人倍率の推移

社会福祉専門職種の有効求人倍率は全職業に比べ継続して低い数値を示してきたが、最近急速に高まり、全職業同様の水準となっている。
特に常用的パートタイムの有効求人倍率が高くなっている。

| | | 平成5年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全職業 | 常用(含パート) | 0.70 | 0.48 | 0.47 | 0.60 | 0.54 | 0.54 | 0.66 | 0.83 | 0.94 | 1.02 |
| | 常用(除パート) | 0.66 | 0.40 | 0.38 | 0.47 | 0.42 | 0.41 | 0.53 | 0.71 | 0.84 | 0.92 |
| | 常用的パートタイム | 1.06 | 1.08 | 1.08 | 1.39 | 1.28 | 1.28 | 1.45 | 1.32 | 1.29 | 1.35 |
| 社会福祉専門職種 | 常用(含パート) | – | – | – | – | 0.54 | 0.59 | 0.74 | 0.86 | 1.08 | 1.30 |
| | 常用(除パート) | 0.20 | 0.18 | 0.25 | 0.32 | 0.38 | 0.43 | 0.55 | 0.69 | 0.91 | 1.10 |
| | 常用的パートタイム | – | – | – | – | 1.31 | 1.37 | 1.61 | 1.47 | 1.55 | 1.79 |
| 介護関連職種 | 常用(含パート) | – | – | – | – | – | – | – | 1.14 | 1.47 | 1.74 |
| | 常用(除パート) | – | – | – | – | – | – | – | 0.69 | 0.97 | 1.22 |
| | 常用的パートタイム | – | – | – | – | – | – | – | 2.62 | 2.86 | 3.08 |
| 【参考】介護職員数 | | – | – | – | 548,924 | 661,588 | 755,810 | 884,981 | 1,002,144 | 1,124,691 | |
| 平成12年の介護職員数を100とした指数 | | – | – | – | 100 | 121 | 138 | 161 | 183 | 205 | |

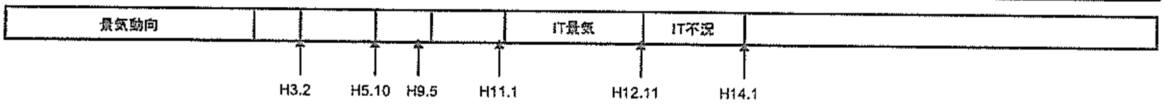


(注)介護職員数は実人員である。平成18年度については、現時点で数値が取りまとまっていない。
資料出所:職業安定業務統計(厚生労働省職業安定局)
介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)
景気動向指数(内閣府経済社会総合研究所・統計情報)

# 都道府県別の有効求人倍率（平成１８年度）

介護関連職種の有効求人倍率を地域別にみると、特に大都市で高い水準となっている。
介護関連職種の有効求人倍率を雇用形態別でみると、常用的パートタイムの水準が高くなっている。
都道府県別の介護関連職種の有効求人倍率は、都道府県別の全職種の有効求人倍率と強い相関関係がある（全産業有効求人倍率（常用（含パート））と介護関連職種有効求人倍率（常用（含パート））の相関係数０．７２）。

| | 全職業 | | | 介護関連職種 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 常用（含パート） | 常用（除パート） | 常用的パートタイム | 常用（含パート） | 常用（除パート） | 常用的パートタイム |
| | 1.02 | 0.92 | 1.35 | 1.74 | 1.22 | 3.08 |
| 北海道 | 0.53 | 0.46 | 0.80 | 0.81 | 0.63 | 1.47 |
| 青森県 | 0.43 | 0.36 | 0.67 | 0.77 | 0.62 | 1.27 |
| 岩手県 | 0.76 | 0.69 | 1.08 | 1.04 | 0.83 | 1.86 |
| 宮城県 | 0.90 | 0.83 | 1.17 | 1.21 | 0.90 | 2.23 |
| 秋田県 | 0.60 | 0.48 | 0.98 | 0.75 | 0.56 | 1.45 |
| 山形県 | 1.01 | 0.84 | 1.64 | 1.39 | 1.18 | 2.09 |
| 福島県 | 0.82 | 0.74 | 1.12 | 1.56 | 1.18 | 2.82 |
| 茨城県 | 0.92 | 0.81 | 1.22 | 2.14 | 1.73 | 3.01 |
| 栃木県 | 1.32 | 1.22 | 1.63 | 1.85 | 1.47 | 2.66 |
| 群馬県 | 1.33 | 1.19 | 1.75 | 1.79 | 1.33 | 2.84 |
| 埼玉県 | 0.98 | 0.85 | 1.37 | 2.39 | 1.60 | 4.09 |
| 千葉県 | 0.87 | 0.71 | 1.33 | 2.29 | 1.20 | 4.75 |
| 東京都 | 1.42 | 1.27 | 2.04 | 2.82 | 1.94 | 5.46 |
| 神奈川県 | 0.98 | 0.91 | 1.20 | 2.42 | 1.53 | 4.60 |
| 新潟県 | 1.07 | 1.02 | 1.22 | 1.32 | 1.23 | 1.59 |
| 富山県 | 1.24 | 1.15 | 1.49 | 1.66 | 1.46 | 2.02 |
| 石川県 | 1.22 | 1.07 | 1.77 | 1.61 | 1.31 | 2.78 |
| 福井県 | 1.36 | 1.24 | 1.66 | 1.60 | 1.27 | 2.34 |
| 山梨県 | 1.08 | 0.94 | 1.44 | 2.07 | 1.41 | 3.57 |
| 長野県 | 1.16 | 1.09 | 1.34 | 1.71 | 1.50 | 2.10 |
| 岐阜県 | 1.36 | 1.29 | 1.52 | 2.46 | 1.95 | 3.54 |
| 静岡県 | 1.19 | 1.15 | 1.32 | 2.38 | 1.87 | 3.57 |
| 愛知県 | 1.79 | 1.82 | 1.71 | 2.86 | 2.04 | 4.41 |
| 三重県 | 1.36 | 1.32 | 1.45 | 2.32 | 1.67 | 3.54 |

| | 全職業 | | | 介護関連職種 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 常用（含パート） | 常用（除パート） | 常用的パートタイム | 常用（含パート） | 常用（除パート） | 常用的パートタイム |
| | 1.02 | 0.92 | 1.35 | 1.74 | 1.22 | 3.08 |
| 滋賀県 | 1.21 | 1.14 | 1.39 | 1.82 | 1.33 | 2.68 |
| 京都府 | 0.98 | 0.85 | 1.30 | 1.36 | 0.89 | 2.18 |
| 大阪府 | 1.21 | 1.08 | 1.64 | 2.27 | 1.41 | 4.32 |
| 兵庫県 | 0.91 | 0.80 | 1.20 | 1.77 | 1.03 | 3.29 |
| 奈良県 | 0.79 | 0.60 | 1.36 | 2.25 | 1.29 | 4.21 |
| 和歌山県 | 0.80 | 0.67 | 1.18 | 1.90 | 1.15 | 3.50 |
| 鳥取県 | 0.71 | 0.63 | 0.97 | 0.74 | 0.61 | 1.10 |
| 島根県 | 0.84 | 0.68 | 1.28 | 1.40 | 1.24 | 1.75 |
| 岡山県 | 1.26 | 1.12 | 1.72 | 1.79 | 1.42 | 2.82 |
| 広島県 | 1.21 | 1.15 | 1.36 | 1.59 | 1.26 | 2.25 |
| 山口県 | 1.06 | 0.93 | 1.42 | 1.35 | 0.92 | 2.39 |
| 徳島県 | 0.85 | 0.67 | 1.52 | 1.70 | 1.44 | 2.23 |
| 香川県 | 1.23 | 1.01 | 2.06 | 2.14 | 1.49 | 4.72 |
| 愛媛県 | 0.84 | 0.73 | 1.19 | 1.43 | 1.21 | 2.02 |
| 高知県 | 0.46 | 0.35 | 1.03 | 1.65 | 1.02 | 4.81 |
| 福岡県 | 0.83 | 0.76 | 1.11 | 1.28 | 1.00 | 2.18 |
| 佐賀県 | 0.63 | 0.52 | 0.97 | 0.96 | 0.70 | 1.63 |
| 長崎県 | 0.57 | 0.50 | 0.75 | 0.74 | 0.54 | 1.33 |
| 熊本県 | 0.75 | 0.69 | 0.98 | 1.08 | 0.81 | 1.91 |
| 大分県 | 0.97 | 0.90 | 1.15 | 1.04 | 0.78 | 1.76 |
| 宮崎県 | 0.66 | 0.61 | 0.80 | 0.98 | 0.80 | 1.50 |
| 鹿児島県 | 0.58 | 0.50 | 0.80 | 0.96 | 0.73 | 1.55 |
| 沖縄県 | 0.40 | 0.36 | 0.63 | 0.69 | 0.59 | 1.06 |

（注）常　　　用：　無期雇用か又は４ヶ月以上の雇用契約期間が定められている者
　　　パートタイム：　所定労働時間が通常の労働者より短い者
　　　常用的パートタイム：パートタイムのうち、無期雇用か又は４ヶ月以上の雇用期間によって就労する者

（参考）
全職業有効求人倍率（常用（除パート））と介護関連職種有効求人倍率（常用（除パート））の相関係数：０．７９
全職業有効求人倍率（常用的パートタイム）と介護関連職種有効求人倍率（常用的パートタイム）の相関係数：０．６１

資料出所：職業安定業務統計（厚生労働省職業安定局）

# 潜在的介護福祉士の状況

介護等の業務に従事していない、いわゆる潜在的介護福祉士は、推計すると約20万人（平成17年9月末現在の登録者数約47万人に対して約４割）となっている。

介護福祉士会が会員に対して行った調査では、潜在的介護福祉士のうち約５割がいずれは介護業務に従事したい意向を持っている。

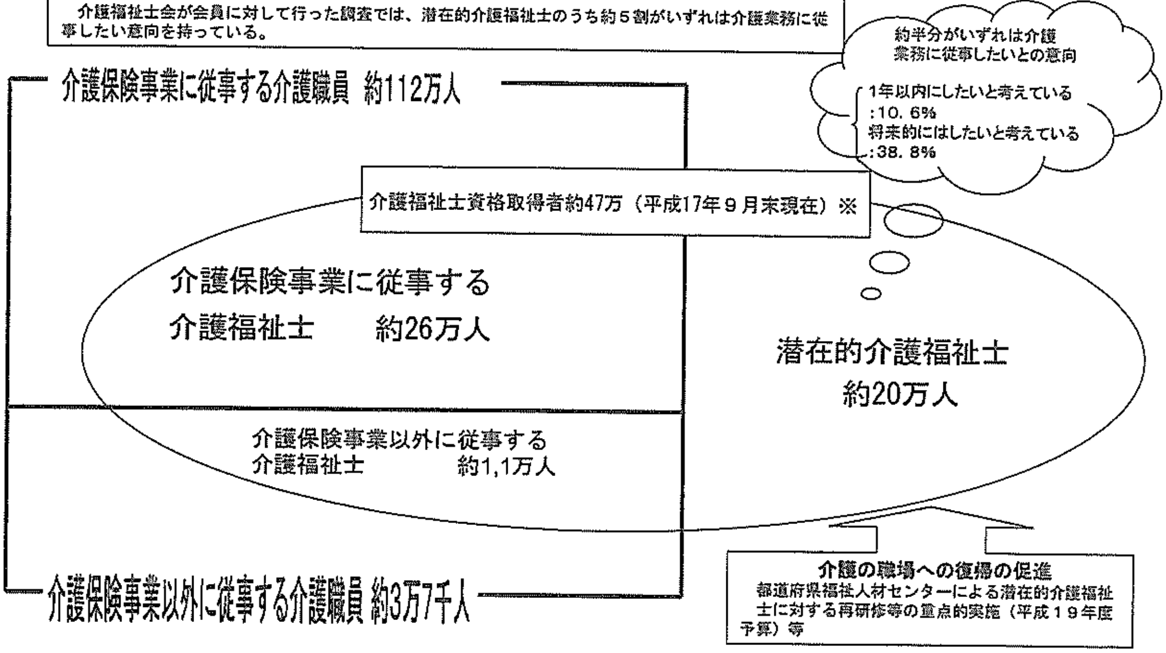


※　介護福祉士資格取得者数については、できる限り時点をそろえるため、平成17年9月末現在の人数を用いているが、平成19年3月末現在では約56万4千人となっている。

資料出所：介護保険事業の介護職員・介護福祉士数：介護サービス施設・事業所調査（平成17年10月１日）（実人員ベース）
介護保険事業以外の介護職員・介護福祉士数：社会福祉施設等調査（平成17年10月１日現在）（実人員ベース）<介護福祉士数が分かる施設のみ>
不就労介護福祉士の就労意向：介護福祉士現況調査（平成14年３月）介護福祉士会調査

# 介護職員数の将来推計

## Ⅰ　介護サービス対象者数の推計

○　要介護認定者等数、介護保険利用者数及び後期高齢者（75歳以上）数の推計

単位：万人

| | | 平成16年（2004） | 平成20年（2008） | 平成23年（2011） | 平成26年（2014） | 平成36年（2024） | 平成42年（2030） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 要介護認定者等数 | 予防効果なし　【A】 | 410 | 520 | 580 | 640 | ― | ― |
| | 予防効果あり　【B】 | ― | 500 | 540 | 600 | ― | ― |
| 介護保険利用者数 | 【C】 | 330 | 410 | 450 | 500 | ― | ― |
| | うち 施 設 | 80 | 100 | 100 | 110 | ― | ― |
| | うち 在 宅 | 250 | 310 | 350 | 390 | ― | ― |
| 後期高齢者（75歳以上）数 | 【D】 | 1110 | 1290 | 1430 | 1530 | 1980 | 2100 |

<出典>　要介護認定者等数　：　第18回社会保障審議会介護保険部会（平成16年10月29日）資料
介護保険利用者数　：　第19回社会保障審議会介護保険部会（平成16年11月15日）資料
後期高齢者（75歳以上）数　：　国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（平成14年1月推計）」

（注1）　介護保険利用者数【C】は、現行の要介護認定者等数【A】がベース。なお、要介護認定者等数と一致しないのは、入院、家族介護等により、介護保険の利用率が8割程度であるため。
（注2）　国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（平成14年1月推計）」によると、2030年が後期高齢者数のピーク。

## Ⅱ　介護保険事業に従事する介護職員数（実数）の推計

○　平成16年の介護職員数（100．2万人）を基準に、Ｉの各推計と同じ伸び率で増加すると想定して算定

単位：万人（実数）

| | 平成16年（2004） | 平成20年（2008） | 平成23年（2011） | 平成26年（2014） | 平成36年（2024） | 平成42年（2030） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 【A】のケース | 100．2 | *127．1* | *141．7* | *156．4* | ― | ― |
| 【B】のケース | 施　設 | *122．2* | *132．0* | *146．6* | ― | ― |
| 【C】のケース | 29．8<br>在　宅 | *124．6* | *135．9* | *150．8* | ― | ― |
| 【D】のケース | 70．4 | *116．4* | *129．1* | *138．1* | *178．7* | *189．6* |

いずれの推計を使用しても、平成26年の介護職員数は140～155万人程度であり、今後10年間で年間平均4.0～5.5万人程度の増加と見込まれる。

<出典>　平成16年の介護職員数　：　平成16年介護サービス施設・事業所調査

（注3）　介護職員は、介護保険施設及び居宅サービス事業所等における従事者のうち、介護福祉士、訪問介護員等の介護関係業務に従事する者をいう。
（注4）　【C】のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したもの。

資料 ３

# 事　業　概　要

（平成２０年６月）

健　康　福　祉　局

## 1　平成20年度　健康福祉局予算総額

（単位：千円）

| 項　　　目 | 本年度 | 前年度 | 差　　引 | 前年度比（%） |
|---|---|---|---|---|
| 健康福祉費 | 229,806,181 | 228,576,618 | 1,229,563 | 0.5 |
| 社会福祉費 | 38,776,083 | 40,021,121 | △ 1,245,038 | △ 3.1 |
| 障害者福祉費 | 56,344,832 | 55,518,964 | 825,868 | 1.5 |
| 老人福祉費 | 9,662,962 | 10,734,071 | △ 1,071,109 | △ 10.0 |
| 生活援護費 | 94,754,644 | 93,895,180 | 859,464 | 0.9 |
| 健康福祉施設整備費 | 17,384,116 | 14,140,808 | 3,243,308 | 22.9 |
| 公衆衛生費 | 11,001,768 | 12,480,776 | △ 1,479,008 | △ 11.9 |
| 環境衛生費 | 1,881,776 | 1,785,698 | 96,078 | 5.4 |
| 諸支出金 | 88,799,599 | 79,162,444 | 9,637,155 | 12.2 |
| 特別会計繰出金 | 88,799,599 | 79,162,444 | 9,637,155 | 12.2 |
| 一般会計計 | 318,605,780 | 307,739,062 | 10,866,718 | 3.5 |
| （特別会計） | | | | |
| 国民健康保険事業費会計 | 297,518,014 | 299,166,919 | △ 1,648,905 | △ 0.6 |
| 老人保健医療事業費会計 | 26,732,189 | 197,921,398 | △ 171,189,209 | △ 86.5 |
| 介護保険事業費会計 | 172,719,545 | 159,475,989 | 13,243,556 | 8.3 |
| 後期高齢者医療事業費会計 | 48,723,234 | 0 | 48,723,234 | — |
| 公害被害者救済事業費会計 | 41,830 | 42,334 | △ 504 | △ 1.2 |
| 新墓園事業費会計 | 1,089,965 | 1,416,000 | △ 326,035 | △ 23.0 |
| 特別会計計 | 546,824,777 | 658,022,640 | △ 111,197,863 | △ 16.9 |

## ２　平成２０年度　健康福祉局予算の財源

(1)　一般会計　(単位：千円)

| 区　分 | | 予　算　額 | 構成比(%) |
|---|---|---|---|
| 特定財源 | | 127,739,530 | 40.1 |
| | 分担金及び負担金 | 5,158,534 | 1.6 |
| | 使用料及び手数料 | 1,939,447 | 0.6 |
| | 国庫支出金 | 87,796,454 | 27.6 |
| | 県支出金 | 20,695,776 | 6.5 |
| | 市債 | 9,257,000 | 2.9 |
| | その他 | 2,892,319 | 0.9 |
| 一般財源 | | 190,866,250 | 59.9 |
| 合計 | | 318,605,780 | 100.0 |

(2)　特別会計

ア　国民健康保険事業費会計　(単位：千円)

| 区　分 | 予　算　額 | 構成比(%) |
|---|---|---|
| 保険料 | 84,655,645 | 28.4 |
| 国庫支出金 | 61,816,557 | 20.8 |
| 県支出金 | 13,020,964 | 4.4 |
| 前期高齢者交付金 | 52,578,945 | 17.7 |
| その他 | 60,945,243 | 20.5 |
| 一般会計繰入金 | 24,500,660 | 8.2 |
| 合計 | 297,518,014 | 100.0 |

イ　老人保健医療事業費会計　(単位：千円)

| 区　分 | 予　算　額 | 構成比(%) |
|---|---|---|
| 交付金 | 15,134,086 | 56.6 |
| 国庫支出金 | 7,718,085 | 28.9 |
| 県支出金 | 1,929,521 | 7.2 |
| その他 | 20,977 | 0.1 |
| 一般会計繰入金 | 1,929,520 | 7.2 |
| 合計 | 26,732,189 | 100.0 |

ウ　介護保険事業費会計　(単位：千円)

| 区　分 | 予　算　額 | 構成比(%) |
|---|---|---|
| 保険料 | 35,105,536 | 20.3 |
| 国庫支出金 | 33,248,747 | 19.3 |
| 交付金 | 50,455,422 | 29.2 |
| 県支出金 | 24,666,201 | 14.3 |
| その他 | 2,444,267 | 1.4 |
| 一般会計繰入金 | 26,799,372 | 15.5 |
| 合計 | 172,719,545 | 100.0 |

エ　後期高齢者医療事業費会計　(単位：千円)

| 区　分 | 予　算　額 | 構成比(%) |
|---|---|---|
| 保険料 | 27,009,680 | 55.4 |
| 諸収入 | 1,386 | 0.0 |
| 一般会計繰入金 | 21,712,168 | 44.6 |
| 合計 | 48,723,234 | 100.0 |

オ　公害被害者救済事業費会計　(単位：千円)

| 区　分 | 予　算　額 | 構成比(%) |
|---|---|---|
| 寄付金 | 8,970 | 21.4 |
| 財産収入 | 1,694 | 4.1 |
| 基金繰入金 | 8,198 | 19.6 |
| 一般会計繰入金 | 12,020 | 28.7 |
| 繰越金 | 10,948 | 26.2 |
| 合計 | 41,830 | 100.0 |

カ　新墓園事業費会計

| 区　分 | 予　算　額 | 構成比(%) |
|---|---|---|
| 使用料・手数料 | 1,089,920 | 100.0 |
| 財産収入 | 45 | 0.0 |
| 合計 | 1,089,965 | 100.0 |

# 目　次

## Ⅰ　地域福祉保健の推進


1　地域福祉計画推進事業等 …… 6
2　権利擁護事業 …… 6
3　福祉保健システム構築事業 …… 7
4　災害時要援護者避難支援事業 …… 7
5　地域ケアプラザ整備・運営事業 …… 8
6　だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業 …… 9
7　福祉サービスの質の向上推進事業 …… 9


## Ⅱ　高齢者保健福祉の推進


・　介護保険制度関連事業の概要 …… 10
8　介護保険事業（介護保険事業費会計） …… 11
9　地域支援事業（介護予防事業）（介護保険事業費会計） …… 12
10　地域支援事業（包括的支援事業）（介護保険事業費会計） …… 13
11　地域支援事業（任意事業）（介護保険事業費会計） …… 13
12　介護保険外サービス …… 14
13　低所得者の利用者負担助成事業 …… 15
14　地域密着型サービス推進事業 …… 15
15　特別養護老人ホーム整備事業等 …… 16
16　老人クラブ助成事業等 …… 17
17　敬老特別乗車証交付事業 …… 17

# Ⅲ　身体・知的・精神障害者施策の一体的推進


・　障害福祉主要事業の概要 ………………………………………………… 18
18　障害者グループホーム設置運営事業 ………………………………… 19
19　小規模通所施設補助事業 ……………………………………………… 19
20　障害者自立支援法負担額助成事業 …………………………………… 20
21　在宅心身障害者手当給付事業等 ……………………………………… 20
22　障害者居宅介護事業 …………………………………………………… 21
23　障害者移動支援事業 …………………………………………………… 21
24　障害者相談支援事業等 ………………………………………………… 22
25　障害者就労支援事業 …………………………………………………… 23
26　障害者の地域生活移行支援 …………………………………………… 24
27　障害者地域活動ホーム運営事業 ……………………………………… 25
28　障害者施設整備事業等 ………………………………………………… 26
29　精神科医療体制の充実 ………………………………………………… 27
30　重度障害者医療費援助事業 …………………………………………… 28


# Ⅳ　生活基盤の安定と自立の支援


31　生活保護事業 …………………………………………………………… 28
32　寿地区対策、ホームレス・生活困窮者支援事業……………………… 29
33　中国残留邦人援護対策事業 …………………………………………… 29
34　後期高齢者医療事業等（後期高齢者医療事業費会計、老人保健医療事業費会計、一般会計） …………………………………………………… 30
35　国民健康保険事業（国民健康保険事業費会計） ……………………… 31
36　小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業 ……………………… 32
37　難病患者への支援 ……………………………………………………… 32
38　公害健康被害者等への支援（一般会計・公害被害者救済事業費会計)‥ 33

# Ⅴ 健康づくりの支援と疾病予防


39 市民の健康づくり推進事業 …… 33
40 健康診査事業等 …… 34
41 がん検診事業 …… 34


# Ⅵ 地域医療の充実と救急医療体制の確保


42 緊急産科医療総合対策 …… 35
43 小児科二次救急医療の充実 …… 35
44 救急医療体制の確保 …… 36
45 地域医療の充実 …… 37
46 地域医療の基盤整備 …… 37


# Ⅶ 健康で安全・安心な暮らしの支援


47 感染症・食中毒対策事業等 …… 38
48 新型インフルエンザ対策事業 …… 39
49 医療安全推進事業等 …… 39
50 食の安全確保事業 …… 40
51 快適な生活環境の確保事業 …… 40
52 動物の保護管理事業 …… 41
53 斎場運営事業 …… 41
54 墓地管理運営事業 …… 42
55 メモリアルグリーン事業（新墓園事業費会計） …… 42

# Ⅰ　地域福祉保健の推進

<table>
<tr><td colspan="2">1</td><td colspan="2">地域福祉計画推進事業等</td><td rowspan="9">

**事業内容**

地域社会全体で福祉･保健などの生活課題に取り組み、支えあう仕組みづくりを進めます。

1　市計画の推進　9,153千円

（１）第２期市計画の策定　**〈新規〉**

地域福祉の一層の推進を図るため、市民、学識者、関係団体の代表などからなる策定委員会を開催し、第２期横浜市地域福祉計画(平成21年度～25年度)を策定します。

（２）よこはま福祉・保健カレッジ事業

大学・専門学校など講座実施機関のネットワークにより、福祉保健人材の育成を図ります。

2　区計画の推進　2,913千円

（１）地域福祉コーディネーターの養成

公的機関等のコーディネーターを養成します。

（２）テーマ型・地縁型活動の協働促進モデル事業

地域福祉を推進する協働促進モデル事業を試行し区の地域福祉計画推進を支援します。

3　区福祉保健センター職員の人材育成　3,717千円

区福祉保健センター職員の研修、区への人材育成アドバイザリースタッフの派遣を行います。

4　民間福祉保健人材確保等検討事業**〈新規〉**1,000千円

学識経験者、民間事業者等による検討会を設置し、民間福祉保健人材の量的・質的確保等を検討します。

</td></tr>
<tr><td colspan="2">本年度</td><td colspan="2">千円<br>16,783</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度</td><td colspan="2">20,566</td></tr>
<tr><td colspan="2">差引</td><td colspan="2">△ 3,783</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td>国</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>県</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>市費</td><td colspan="2">16,783</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">2</td><td colspan="2">権利擁護事業</td><td rowspan="9">

**事業内容**

判断能力が不十分な高齢者や障害者等に対し、権利擁護に関わる相談や日常生活の支援を行います。

1　対象者

本市在住の高齢者、知的障害者、精神障害者及び身体障害者等

2　業務内容

（１）横浜生活あんしんセンター運営事業　180,533千円

相談調整（一般相談・専門相談）、定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任、任意後見契約、広報・啓発、研修（実施主体は市社協・区社協）

（２）成年後見制度利用促進事業　2,530千円

ア　各区において、地域包括支援センター、区社協あんしんセンター、福祉保健センター合同での成年後見制度の研修・啓発、事例検討会実施

イ　市民向けに、寸劇をまじえたセミナーを開催

</td></tr>
<tr><td colspan="2">本年度</td><td colspan="2">千円<br>183,063</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度</td><td colspan="2">183,080</td></tr>
<tr><td colspan="2">差引</td><td colspan="2">△ 17</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td>国</td><td colspan="2">74,740</td></tr>
<tr><td>県</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>市費</td><td colspan="2">108,323</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>3</td><td colspan="3">福祉保健システム<br>構　築　事　業</td><td rowspan="9">事業内容<br>　市民サービスの一層の向上のために、福祉保健システム（次期福祉５法システム）を構築し、区の機能強化、窓口サービス機能の向上、業務の効率化等を図ります。<br>１　開発目標<br>（１）区の機能強化を支援します。<br>（２）区における窓口サービス機能の向上を図ります。<br>（３）区・局の業務効率化と連携強化を図ります。<br>（４）システム経費の軽減を図ります。<br><br>２　対象<br>　福祉５法（高齢者、障害者、児童、母子及び寡婦）等に関する事業<br><br>３　開発スケジュール<br>　平成18年度　基本設計<br>　平成19年度　詳細設計（要件分析プロセス）<br>　平成20年度　詳細設計（開発仕様書の確定）<br>　平成21年度以降　開発・データ移行<br><br>※当事業は「庁内で共有できる情報基盤システム」のモデル事業となっており、行政運営調整局と連携して構築を進めています。</td></tr>
<tr><td colspan="3">本　年　度</td><td>千円<br>73,695</td></tr>
<tr><td colspan="3">前　年　度</td><td>350,545</td></tr>
<tr><td colspan="3">差　　引</td><td>△ 276,850</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td colspan="2">国</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">県</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">市　費</td><td>73,695</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>4</td><td colspan="3">災害時要援護者<br>避難支援事業</td><td rowspan="9">事業内容<br>　高齢者や障害者などの災害時における要援護者の避難支援体制を構築し、各区と連携して地域ぐるみで取り組み支えあっていくための仕組みづくりを進めます。<br><br>１　避難支援体制の構築　16,000千円<br>（１）各区で取り組んでいる要援護者対策を支援するため､年２回要援護者リストを作成します。<br><br>（２）区と連携し､｢災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き｣に基づいたモデル事業を推進し､避難支援体制の充実を図ります。<br>（新規４区､継続７区）<br><br>２　特別避難場所への防災資機材の整備　7,524千円<br>（１）防災用簡易トイレの整備（５か年計画：３年目）<br>　簡易トイレ（３日分）を特別避難場所に配布<br>（２）備蓄物資用物置の購入費用の助成<br>　（５か年計画：３年目）<br>　備蓄物資の保管場所として購入費用の２分の１（上限150千円）を補助</td></tr>
<tr><td colspan="3">本　年　度</td><td>千円<br>23,524</td></tr>
<tr><td colspan="3">前　年　度</td><td>21,860</td></tr>
<tr><td colspan="3">差　　引</td><td>1,664</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td colspan="2">国</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">県</td><td>3,762</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">市　費</td><td>19,762</td></tr>
</table>

| 5 | 地域ケアプラザ整備・運営事業 | |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>3,587,441 |
| 前年度 | | 3,188,694 |
| 差引 | | 398,747 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 98,000 |
| | 市債 | 606,000 |
| | 諸収入 | 9,081 |
| | 市費 | 2,874,360 |

※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。
同経費は、介護保険事業費会計に計上。
(P.13参照)

**事業内容**

市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉・保健の拠点として、地域包括支援センター及び地域活動交流等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。

また、地域の福祉保健活動の一層の活性化を図ることを目的に、地域活動交流事業の実績の評価を行い、指定管理料に反映させます。

1 整備事業 1,476,592千円
（１）建設等８か所（前年度６か所）
　ア 継続建設等 ５か所
　イ 新規建設 ３か所
　　しゅん工 ４か所（累計115か所）
　　［南希望が丘、市ケ尾、名瀬、野七里］
（２）設計10か所（前年度９か所）
　　新規着手６か所（前年度６か所）

2 運営事業 2,110,849千円
（１）運営 112か所
　ア 既設 109か所
　イ 新規開所 ３か所
　　［霧が丘、市ケ尾、名瀬］
（２）施設機能
　ア 地域活動交流支援
　イ 地域包括支援センター（Ｐ.13参照）
　ウ 福祉保健サービス（デイサービス等）

［建設等８か所］

| 所在区 | 名称（仮称） | 併設施設 | しゅん工予定 | 開所予定 |
|---|---|---|---|---|
| 1 港南区 | 日野南 | − | 21年 6月 | 21年 8月 |
| 2 旭区 | 南希望が丘 | − | 21年 2月 | 21年 4月 |
| 3 青葉区 | 市ケ尾 | 小規模特別養護老人ホーム | 20年 7月 | 20年 9月 |
| 4 戸塚区 | 名瀬 | − | 20年 9月 | 20年11月 |
| 5 栄区 | 野七里 | 小規模特別養護老人ホーム | 21年 2月 | 21年 4月 |
| 6 保土ケ谷区 | 常盤台 | コミュニティハウス | 平成21年度 | 平成21年度 |
| 7 金沢区 | 柳町 | − | 平成21年度 | 平成21年度 |
| 8 泉区 | 新橋 | コミュニティハウス | 平成21年度 | 平成21年度 |

＊ 市ケ尾は業務委託方式による整備

［設計10か所］
鶴見区（２か所）、港南区（２か所）、保土ケ谷区、旭区（２か所）、磯子区、青葉区、瀬谷区

| | | |
|---|---|---|
| 6 | だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業 | **事業内容**<br>すべての市民が、支えあい(ソフト)と環境(ハード)の整備により、安心・安全に行動できる人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。<br><br>1　福祉のまちづくり条例推進事業　5,776 千円<br>（1）「福祉のまちづくり推進会議」の開催<br>（2）福祉のまちづくり重点推進地区事業の推進<br>（3）福祉のまちづくり推進指針に基づく研修等の実施<br><br>2　鉄道駅舎エレベーター等設置事業　137,970 千円<br>（1）民営鉄道エレベーター（1駅：1基）<br>ＪＲ長津田<br>（2）市営地下鉄エレベーター（1駅：3基）<br>蒔田<br>（3）多目的トイレ（10か所）<br><br>3　高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業　96,150 千円<br>ノンステップバス導入のための補助<br>80台（民営バス46台、市営バス34台） |
| 本年度 | 千円 239,896 | |
| 前年度 | 494,432 | |
| 差引 | △ 254,536 | |
| 本年度の財源内訳 国 | − | |
| 本年度の財源内訳 県 | 8,333 | |
| 本年度の財源内訳 その他 | 73,000 | |
| 本年度の財源内訳 市費 | 158,563 | |

| | | |
|---|---|---|
| 7 | 福祉サービスの質の向上推進事業 | **事業内容**<br>1　福祉サービスの第三者評価事業　12,474千円<br>福祉サービスの第三者評価を導入・推進することにより、事業者の自主的なサービスの質の向上を促し、利用者の適切なサービス事業者の選択を支援します。<br>（1）評価機関の指定・評価調査員の養成<br>（2）評価受審料の一部助成<br>（3）対象領域の拡大<br>〈養護老人ホーム・地域療育センター・情緒障害児短期治療施設の評価開始〉<br><br>2　福祉調整委員会事業　5,492千円<br>福祉保健サービスに対する市民からの苦情相談に応じ、中立・公正な立場で、サービス提供者（市、区又は事業者）への調査・調整を行い、今後のサービスの質の向上を含め、苦情の解決をめざします。 |
| 本年度 | 千円 17,966 | |
| 前年度 | 29,946 | |
| 差引 | △ 11,980 | |
| 本年度の財源内訳 国 | − | |
| 本年度の財源内訳 県 | − | |
| 本年度の財源内訳 その他 | 1,180 | |
| 本年度の財源内訳 市費 | 16,786 | |

# Ⅱ　高齢者保健福祉の推進

## 介護保険制度関連事業の概要

### 介護保険事業費会計

#### 1　介護保険給付（11ページ：８番）162,424,379千円

**在宅（居宅）サービス**　83,580,108千円

・訪問介護
・訪問入浴介護
・訪問看護
・訪問リハビリテーション
・居宅療養管理指導
・通所介護
・通所リハビリテーション
・短期入所生活介護
・短期入所療養介護
・特定施設入居者生活介護
・福祉用具貸与
・特定福祉用具販売
・住宅改修
・居宅介護支援

・介護予防訪問介護
・介護予防訪問入浴介護
・介護予防訪問看護
・介護予防訪問リハビリテーション
・介護予防居宅療養管理指導
・介護予防通所介護
・介護予防通所リハビリテーション
・介護予防短期入所生活介護
・介護予防短期入所療養介護
・介護予防特定施設入居者生活介護
・介護予防福祉用具貸与
・特定介護予防福祉用具販売
・介護予防住宅改修
・介護予防支援

**地域密着型サービス**　12,608,536千円

・夜間対応型訪問介護
・認知症対応型通所介護
・小規模多機能型居宅介護
・認知症対応型共同生活介護
　（認知症高齢者グループホーム）
・地域密着型特定施設入居者生活介護
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
　（小規模特別養護老人ホーム）

・介護予防認知症対応型通所介護
・介護予防小規模多機能型居宅介護
・介護予防認知症対応型共同生活介護

**予防給付　＜要支援者対象＞**
7,756,760千円（再掲）

**施設サービス（介護保険３施設）**　58,783,836千円
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設

**その他**　7,451,899千円
・高額介護サービス費
・特定入所者介護サービス費　等

#### 2　地域支援事業（12～13ページ）4,305,614千円

**介護予防事業**　433,562千円
（12ページ：９番）

・介護予防普及啓発活動支援事業
・はつらつシニアプログラム
・訪問指導事業
・脳力向上プログラム
・介護予防推進費

**包括的支援事業**　2,946,002千円
（13ページ：10番）

・地域包括支援センター運営事業
・ケアマネジメント推進事業

**任意事業**　926,050千円
（13ページ：11番）
・介護給付費適正化事業
・介護相談員派遣事業
・ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業
・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
・在宅重度要介護者家庭援護金給付事業
・高齢者食事サービス事業　等

#### 3　その他事務費　5,989,552千円

・保険運営費
・要介護認定等事務費
・職員人件費　等

### 一般会計

#### 4　介護保険外サービス（14ページ：12番）1,356,805千円

・高齢者ホームヘルプ事業
・在宅重度要介護者家庭サポート事業
・認知症高齢者対策事業
・緊急ショートステイ床確保事業
・訪問指導事業
・地域の見守りネットワーク構築支援事業　等
・ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業（あんしん電話貸与等）
・高齢者等住環境整備事業
・在宅高齢者虐待防止事業
・中途障害者支援事業
・療養通所介護促進事業

#### 5　低所得者の利用者負担助成事業（15ページ：13番）97,092千円

・社会福祉法人による利用者負担助成
・在宅サービス利用者負担助成

| 8 | 介護保険事業<br>（介護保険事業費会計） |
|---|---|

| | 千円 |
|---|---|
| 本年度 | 172,719,545 |
| 前年度 | 159,475,989 |
| 差引 | 13,243,556 |

| 本年度の財源内訳 | | |
|---|---|---|
| | 国 | 33,248,747 |
| | 県 | 24,666,201 |
| | 第１号保険料 | 35,105,536 |
| | 第２号保険料 | 50,455,422 |
| | 基金繰入金等 | 2,444,267 |
| | 市費 | 26,799,372 |

**事業内容**

介護保険法、第３期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、要介護認定、保険料の徴収、保険給付等を行います。

また、介護保険事業計画等の見直しを行います。

1　被保険者

（１）第１号被保険者（65歳以上）　約69万人

（２）第２号被保険者（40～64歳）　約125万人

2　要介護認定

介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。

要介護認定者数　約12万人

3　保険給付

介護保険給付費　162,424,379千円

（１）在宅介護サービス給付費　83,580,108千円

（２）地域密着型サービス給付費　12,608,536千円

（３）施設介護サービス給付費　58,783,836千円

（４）高額介護サービス給付費等　7,451,899千円

4　介護保険料（第１号被保険者）

（１）保険料基準額＜月額換算＞4,150円

（平成18～20年度）

（２）税制改正に伴う激変緩和措置の延長　**〈拡充〉**

平成18、19年度の２年間の予定であった税制改正に伴う保険料負担増の激変緩和措置を20年度に限り延長します。

（３）低所得者に対する保険料減免基準の見直し　**〈拡充〉**

収入基準　年120万円→年150万円（単身世帯）

資産基準　1,050万円→350万円　（単身世帯）

※資産基準：平成19年度中に低所得者減免を受けていた被保険者については、経過措置として旧基準を適用

（４）所得段階別保険料

| 所得段階 | 割合 | 対象者 | 保険料年額(月額) |
|---|---|---|---|
| 第1段階 | 0.50 | 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 | 24,900円(月2,075円) |
| 第2段階 | 0.50 | 本人、世帯とも市民税非課税者(本人年金80万円以下等の者) | 24,900円(月2,075円) |
| 第3段階 | 0.65 | 本人、世帯とも市民税非課税者(第2段階を除く者) | 32,370円(月2,698円) |
| **第4段階** | **1.00(基準額)** | 本人市民税非課税、世帯市民税課税者 | **49,800円(月4,150円)** |
| 第5段階 | 1.10 | 市民税課税者(合計所得金額150万円未満の者) | 54,780円(月4,565円) |
| 第6段階 | 1.25 | 市民税課税者(合計所得金額150万円以上250万円未満の者) | 62,250円(月5,188円) |
| 第7段階 | 1.50 | 市民税課税者(合計所得金額250万円以上700万円未満の者) | 74,700円(月6,225円) |
| 第8段階 | 2.00 | 市民税課税者(合計所得金額700万円以上の者) | 99,600円(月8,300円) |

5　介護保険事業計画等の見直し

平成18年３月に策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について、介護保険運営協議会の意見や高齢者実態調査等を踏まえながら見直し、次期計画（計画期間：平成21～23年度）を策定します。

| 9 | 地 域 支 援 事 業<br>（介護予防事業）<br>(介護保険事業費会計)<br><br>※８「介護保険事業」の再掲 | |
|---|---|---|
| 本　年　度 | | 千円<br>433,562 |
| 前　年　度 | | 296,622 |
| 差　　　引 | | 136,940 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 83,763 |
| | 県 | 41,881 |
| | 第１号保険料 | 63,659 |
| | 第２号保険料 | 103,865 |
| | その他 | 927 |
| | 市　費 | 139,467 |

**事業内容**

高齢者の介護予防に関する意識の啓発を図ります。また、特定高齢者（国の基準に該当する虚弱な高齢者）等を対象に、要介護状態等となることの予防や重度化の防止のために、原則介護予防ケアプランに基づき必要なサービスを提供します。

１　介護予防普及啓発活動支援事業　　38,390千円

介護予防に関する知識の普及等を図り、高齢者自らが日常生活の中で身体状況に応じた介護予防活動を実践するきっかけづくりを行います。

（実施内容）

（１）介護予防普及啓発活動　（2,070回）
（２）介護予防講座 **〈新規〉**　（702回）
（３）リーフレット、手帳等の作成
（４）地域介護予防活動支援　（420回）

２　はつらつシニアプログラム（通所型介護予防事業）　105,275千円

特定高齢者を対象に、運動プログラム、口腔ケア・栄養改善プログラムを提供することで、心身の機能向上を目指すとともに、要介護状態となることを予防します。　（延べ72コース）

（１）運動プログラム

筋力やバランス感覚等の身体をコントロールする能力及び歩行能力の向上を図ります。
（１区２コース：計36コース）

（２）口腔ケア・栄養改善プログラム

口腔機能の維持・向上や、必要な栄養素を効率的に摂取する知識等の普及を図ります。
（１区２コース：計36コース）

３　訪問指導事業（訪問型介護予防事業）　32,833千円

特定高齢者を対象に、介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。
（延べ訪問回数　6,888回）

４　脳力向上プログラム（認知症予防事業）　43,193千円

一般高齢者を対象に、認知症予防プログラムを実施することで、認知症により介護が必要となる高齢者の増加を防ぎます。　（１区２コース：計36コース）

５　介護予防推進費 **〈拡充〉**　213,871千円

介護予防事業を適正かつ効果的に実施するため、特定高齢者の把握、特定高齢者を決定するための医師による生活機能評価、介護予防施策の評価を行います。

| | | |
|---|---|---|
| 10 | 地域支援事業<br>(包括的支援事業)<br>(介護保険事業費会計)<br>※８「介護保険事業」の再掲 | |
| 本年度 | | 千円<br>2,946,002 |
| 前年度 | | 2,744,090 |
| 差引 | | 201,912 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 996,124 |
| | 県 | 497,602 |
| | １号保険料 | 466,886 |
| | 市費 | 985,390 |

**事業内容**

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等（特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。）に設置し、運営します。

１　地域包括支援センター運営事業　2,939,416千円
　地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置し、
（１）介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント
（２）高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護
（３）支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援
などを行います。

２　ケアマネジメント推進事業　6,586千円
　研修の開催や事例集の作成等により、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員の支援体制の充実を図ります。

| | | |
|---|---|---|
| 11 | 地域支援事業<br>(任意事業)<br>(介護保険事業費会計)<br>※８「介護保険事業」の再掲 | |
| 本年度 | | 千円<br>926,050 |
| 前年度 | | 995,371 |
| 差引 | | △ 69,321 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 331,687 |
| | 県 | 165,843 |
| | 1号保険料等 | 159,702 |
| | 市費 | 268,818 |

**事業内容**

介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を行い、また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を行います。

１　介護給付費適正化事業 **〈拡充〉**　32,079千円
　サービス利用者に給付費通知を送付するとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。
２　介護相談員派遣事業　21,647千円
　介護相談員を派遣し、ｻｰﾋﾞｽの質の向上を図ります。
３　ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業　248,671千円
　要介護者のうち一定の要件を満たした方に、紙おむつの給付を行います。（延べ月数　34,425月）
４　高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業　383,770千円
　高齢者用市営住宅等において、生活援助員などによる緊急時の対応を確保します。（対象戸数　4,968戸）
５　在宅重度要介護者家庭援護金給付事業　4,953千円
　在宅で重度要介護者を介護し一定要件を満たす家庭介護者に対し、援護金を給付します。（対象者　42人）
６　高齢者食事サービス事業　221,126千円
　ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。
（延べ食数　686,000食）

| 12 | 介護保険外サービス |
| --- | --- |

| | 千円 |
| --- | --- |
| 本年度 | 1,356,805 |
| 前年度 | 1,503,388 |
| 差引 | △ 146,583 |

| 本年度の財源内訳 | | |
| --- | --- | --- |
| | 国 | 68,038 |
| | 県 | 29,393 |
| | その他 | 617 |
| | 市費 | 1,258,757 |

**事業内容**

介護保険外の事業として、在宅要援護高齢者に対し必要な支援をし、また、介護保険の対象とならない方にも自立支援を目的としたサービスを提供します。

1　高齢者ホームヘルプ事業　388,727千円

（１）在宅生活支援ホームヘルプ　**〈拡充〉**

在宅の重度要介護者に、介護保険サービスに上乗せして必要な訪問介護を提供します。医療ニーズが高く、訪問看護等を利用している対象者の利用について、要件緩和を実施します。

（２）自立支援ホームヘルプ

自立と判定されたひとり暮らしの方等に対して生活援助サービスを提供します。提供上限時間を現行週３時間から週１回1.5時間に見直します。

2　ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業　113,366千円

あんしん電話（緊急通報装置）等の給付・貸与を行います。シルバーカーについては、要支援・要介護認定を受けていない虚弱なひとり暮らし高齢者等を対象とします。

3　在宅重度要介護者家庭サポート事業　16,196千円

在宅重度要介護者のいる高齢者世帯等の支援のため、生活支援スタッフを派遣します。

4　高齢者等住環境整備事業　72,654千円

身体状況に合わせた住宅改造の相談や、所得状況に応じた改造費の助成を行います。

5　認知症高齢者対策事業　**〈拡充〉**　32,816千円

認知症理解への普及啓発や、相談、緊急対応等を実施します。また、介護サービス事業者等に対し、若年性認知症に関する研修を実施します。

6　在宅高齢者虐待防止事業　**〈拡充〉**　23,329千円

在宅高齢者への虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援を行います。また、訪問調査等対応時の連絡体制の整備や、緊急対応ベッドの確保を行います。

7　緊急ショートステイ床確保事業　22,167千円

介護者の急病等、緊急にショートステイを利用したい場合の受入枠を確保します。

8　中途障害者支援事業　**〈拡充〉**　414,071千円

脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。また、従来、区が行っていたリハビリ教室を活動センターに移行して実施します。

9　訪問指導事業　131,334千円

療養上の指導が必要な方と家族等に対し、保健師等が訪問による保健指導を行います。

10　療養通所介護促進事業　**〈拡充〉**　10,500千円

療養通所介護事業を開始する事業所に対し、設備等の助成を行います。また、事業所開設後の利用者の重症化への対応として必要な設備等の助成を行います。

11　地域の見守りネットワーク構築支援事業　**〈新規〉**　11,000千円

高齢者の孤立死防止等に資するため、地域住民及び地縁的団体、ＮＰＯ・ボランティア団体、地域包括支援センター等による見守りネットワーク構築を支援します。

| | | |
|---|---|---|
| 13 | 低所得者の利用者負担助成事業 | |
| 本年度 | | 千円<br>97,092 |
| 前年度 | | 108,356 |
| 差引 | | △ 11,264 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | ― |
| | 県 | 22,191 |
| | | ― |
| | 市費 | 74,901 |

**事業内容**

低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担助成を行います。

1　社会福祉法人による利用者負担助成　29,589千円

社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方に対し利用者負担を軽減した場合に、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の１％を超えたとき、その超えた金額の1/2を助成します。

（１）年間収入の上限額　150万円（単身世帯）
（２）預貯金等の上限額　350万円（単身世帯）

2　在宅サービス利用者負担助成　67,503千円

低所得で特に利用料の負担が困難な方に対し、訪問介護などの在宅サービスの利用者負担について一部助成し、10％の利用者負担を、所得に応じて３％または５％等に軽減します。

・対象者要件は「社会福祉法人による利用者負担助成」と同じ

| | | |
|---|---|---|
| 14 | 地域密着型サービス推進事業 | |
| 本年度 | | 千円<br>366,218 |
| 前年度 | | 1,245,694 |
| 差引 | | △ 879,476 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 177,000 |
| | 県 | ― |
| | | ― |
| | 市費 | 189,218 |

**事業内容**

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、365日、24時間の介護の安心を提供するため、地域密着型サービスの整備を進めます。

国の交付金を活用し、採択された範囲内で民間事業者の施設の整備等に対し助成するほか、小規模多機能型居宅介護事業においては、本年度から市費で開設初年度の運営費等の補助も行います。

1　小規模多機能型居宅介護事業所整備促進事業
**〈拡充〉**291,200千円

（１）運営費等補助(市費)**〈新規〉**
上限 7,000千円　27か所
（２）初度設備等の購入費補助(国費)**〈新規〉**
上限 3,000千円　９か所
（３）工事費等補助(国費)
上限15,000千円　５か所

2　認知症高齢者グループホーム整備事業
75,018千円

工事費等補助(国費)
上限15,000千円　５か所

| 15 | 特別養護老人ホーム整備事業等 |
|---|---|

| | | 千円 |
|---|---|---|
| 本年度 | | 6,336,583 |
| 前年度 | | 3,825,738 |
| 差引 | | 2,510,845 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | － |
| | 市債 | 5,272,000 |
| | 諸収入 | 24,500 |
| | 市費 | 1,040,083 |

**事業内容**

1　特別養護老人ホーム整備事業　　6,075,583千円

在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。

（１）継続　1,292床（前年度　554床）

（２）新規　1,114床（前年度1,260床 ※うち58床は小規模特養で単年度終了事業）

計 2,406床（前年度1,814床）

整備数累計　20年度末　　11,552床

2　福祉人材緊急確保事業　**〈新規〉**　　236,000千円

（１）特別養護老人ホーム処遇改善事業

施設職員の処遇改善等に充てる経費を助成します。（２２年度までの時限事業）

（２）施設職員等キャリアアップ支援事業

職員の研修参加費用及び研修参加に伴う代替職員の雇用経費を助成します。

（３）介護職場イメージアップ事業

3　海外からの介護福祉人材就労支援事業　**〈新規〉**

25,000千円

経済連携協定に基づく介護福祉人材が円滑に就労できるよう、受入施設への助成等を行います。

【特別養護老人ホーム整備一覧】

| | 施設名（仮称） | 建設地 | 設置運営主体（社会福祉法人） | 定員 | | | しゅん工予定 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特養 | ショート | デイ | |
| 継続 | ラポール保土ヶ谷 | 保土ケ谷区峰沢町 | いきいき福祉会 | 80 | 20 | | 20年度 |
| | サニーヒル横浜 | 旭区上川井町 | 隆徳会 | 130 | 20 | | 20年度 |
| | ヴィラ桜ヶ丘 | 旭区上白根町 | 兵庫福祉会 | 80 | 20 | | 20年度 |
| | 峰の郷（増築） | 磯子区峰町 | 峰延会 | 32 | 0 | | 20年度 |
| | 新吉田 | 港北区新吉田町 | 怡土福祉会 | 100 | 20 | | 20年度 |
| | 鴨志田 | 青葉区鴨志田町 | 龍岡会 | 120 | 20 | ○ | 20年度 |
| | 緑園都市睦愛園 | 泉区岡津町 | 睦愛会 | 110 | 10 | | 20年度 |
| | ﾌｫｰｼｰｽﾞﾝｽﾞｳﾞｨﾗこもれび（増築） | 緑区三保町 | 白鳳会 | 20 | 0 | | 20年度 |
| | 横浜よさこいホーム | 緑区北八朔町 | 愛生福祉会（高知県） | 120 | 20 | ○ | 20年度 |
| | ヴィラ都筑 | 都筑区大棚町 | 平成記念会 | 100 | 20 | ○ | 20年度 |
| | 田谷の里 | 栄区田谷町 | 愛生福祉会（名古屋市） | 100 | 20 | | 20年度 |
| | けいあいの郷　緑園 | 泉区岡津町 | 敬愛 | 110 | 10 | | 20年度 |
| | 大樹の郷 | 青葉区恩田町 | 緑樹会 | 100 | 20 | | 20年度 |
| | てるてる園 | 青葉区奈良町 | 泰明会 | 90 | 0 | | 20年度 |
| | １４か所　計１，２９２床 | | | 1,292 | 200 | | |
| 新規 | ハピネス都筑 | 都筑区牛久保町 | ファミリー | 100 | 10 | ○ | 21年度 |
| | 愛生苑 | 瀬谷区瀬谷町 | (仮称)愛生会 | 90 | 10 | | 21年度 |
| | くぬぎ台（増築） | 保土ヶ谷区川島町 | 怡土福祉会 | 60 | 0 | | 21年度 |
| | 陽光会 | 旭区今宿一丁目 | (仮称)陽光会 | 100 | 10 | | 21年度 |
| | 奉優会 | 旭区川井宿町 | 奉優会 | 90 | 10 | | 21年度 |
| | ヴィラ南本宿 | 旭区南本宿町 | 関西中央福祉会 | 80 | 20 | ○ | 21年度 |
| | 支えあいの家 | 港北区新吉田町 | (仮称)至誠会 | 90 | 10 | | 21年度 |
| | 北八朔（増築） | 緑区北八朔町 | 怡土福祉会 | 70 | 10 | | 21年度 |
| | 来夢の里 | 戸塚区汲沢町 | (仮称)横浜来夢会 | 100 | 20 | | 21年度 |
| | ウェルフェアリビング | 泉区和泉町 | (仮称)横浜慶心会 | 134 | 14 | | 21年度 |
| | イコロの森　青葉 | 青葉区奈良町 | 創生会（福岡市） | 200 | 20 | | 21年度 |
| | １１か所　計　１，１１４床 | | | 1,114 | 134 | | |
| 特養建設補助 | | | | 2,406 | 334 | | |

| 16 | 老人クラブ助成事業等 | 事業内容<br>高齢者のための仲間づくりや健康づくりなど諸活動の支援を行います。また、新たに、高齢者のための施設優待利用促進事業を実施します。<br><br>1　老人クラブ助成事業　265,038千円<br>（１）老人クラブ運営費助成<br>ア　単位クラブ（1,840クラブ）<br>イ　市・区老人クラブ連合会<br>（２）高齢者いきいき活動支援事業<br>（３）高齢者社会参加活動サポーター設置事業<br><br>2　高齢者スポーツ・体操等振興事業　5,777千円<br>（１）健康増進体操（14か所）<br>（２）体操・レクリエーション指導者養成<br>（３）地域健康体操・レクリエーション教室助成(25カ所)<br><br>3　高齢者のための優待施設利用促進事業　**〈新規〉**<br>21,600千円<br>高齢者の社会参加の促進と高齢者に敬意を払う社会の醸成を目的として、文化施設をはじめとする優待対象施設を確保し、優待証を交付します。 |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>292,415 |
| 前年度 | | 271,213 |
| 差引 | | 21,202 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 43,914 |
| | 県 | － |
| | | － |
| | 市費 | 248,501 |

| 17 | 敬老特別乗車証交付事業 | 事業内容<br><br>高齢者の社会参加を支援するために敬老特別乗車証を交付します。<br>利用者負担額については、今後の事業費の増加を踏まえ、見直しを行うとともに、負担区分を増やします。(20年10月実施)<br>また、ＩＣカード導入の検討を進めます。<br><br>1　交付対象者<br>70歳以上の市内在住者で交付を希望する方<br>積算人数　318,194人<br>2　利用可能な交通機関<br>市営バス、市内を運行する民営バス、市営地下鉄金沢シーサイドライン<br>3　利用者負担額（年額） |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>9,917,823 |
| 前年度 | | 9,484,195 |
| 差引 | | 433,628 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | － |
| | 県 | － |
| | その他 | 1,497,507 |
| | 市費 | 8,420,316 |

| 負担区分 | 19年度 | 20年度 |
|---|---|---|
| 生活保護受給者等 | 無料 | 無料 |
| 市民税非課税者 | 2,500円 | 3,200円 |
| 市民税課税で合計所得金額250万円未満 | 5,000円 | 6,500円 |
| 合計所得金額250万円以上700万円未満 | | 8,000円 |
| 合計所得金額700万円以上 | 15,000円 | 19,500円 |

# Ⅲ　身体・知的・精神障害者施策の一体的推進

## ～障害福祉主要事業の概要～

### 1　障害者自立支援法に関する主な事業

| | | |
|---|---|---|
| 介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等 | 障害者グループホーム設置運営事業 | 日々の生活の場であるｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑにおいて、４～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。＜拡充＞【事業概要18】 |
| | 障害者自立支援法負担額助成事業 | 障害者自立支援法施行に伴い導入された定率の利用者負担額について、低所得者のサービス利用を支援するため、利用者負担額の助成を行います。【事業概要20】 |
| | 障害者居宅介護事業 | 身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害者・児が、ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽやｶﾞｲﾄﾞﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要22】 |
| | 障害者短期入所事業 | 障害者の家族が、疾病等により障害者を介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。また、精神科病院からの退院や在宅生活継続の検討などのために、一時入所サービスを実施します。＜拡充＞ |
| | 障害者支援施設等自立支援給付費 | 障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。 |
| | 障害者相談支援事業 | 障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。＜拡充＞【事業概要24】 |
| | 精神障害者生活支援センター運営事業 | 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。＜新規・拡充＞【事業概要26】 |
| | 障害者自立生活アシスタント派遣事業 | 知的障害者援護施設や障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者に対して、支援を行います。＜拡充＞【事業概要26】 |
| | 障害者地域活動ホーム運営事業 | 障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。（社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営事業・機能強化型障害者日中活動事業）【事業概要27】 |
| | 地域活動支援センター運営事業 | 障害者が、障害者地域活動ﾎｰﾑ・障害者施設等に通所し、創作的活動、機能訓練等を行います。 |
| | 生活援護事業（補装具・日常生活用具） | 身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活を円滑にするための各種用具の給付・貸与を行います。 |
| | 重度障害者入浴サービス事業 | 在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行なうことで、入浴の機会を提供します。 |
| | 精神障害者医療費公費負担事業 | 精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。【事業概要29】 |

### 2　その他の事業

| | | |
|---|---|---|
| その他の事業 | 小規模通所施設補助事業 | 障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。＜拡充＞【事業概要19】 |
| | 在宅心身障害者手当給付事業 | 在宅の心身障害者に対し、手当を支給することにより、心身障害者の生活の安定に寄与することを目的とします。【事業概要21】 |
| | 心身障害者扶養共済事業 | 障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。【事業概要21】 |
| | 自殺予防対策事業 | 増加する自殺者・自殺未遂者を減少するために、心の病や自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の充実、関係機関との連携等を図ります。＜新規・拡充＞【事業概要24】 |
| | 発達障害者支援法体制整備事業 | 発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、各ﾗｲﾌｽﾃｰｼﾞに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。＜一部新規＞【事業概要24】 |
| | 障害者就労支援事業 | 障害者の就労支援を行う障害者地域就労支援センターの運営費の助成等を行います。また、障害者の就労の場の確保・拡大や障害者の就労に対する市民の理解促進のため事業を行います。＜拡充＞【事業概要25】 |
| | 自立生活移行支援助成事業 | 障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。＜拡充＞【事業概要26】 |
| | 精神障害者退院促進支援事業 | 精神障害者の社会的自立の促進を目的として、長期入院している精神障害者のうち症状が安定し受入条件が整えば退院可能な方に対し、退院促進支援を行います。【事業概要26】 |
| | 精神科救急医療対策事業等 | 神奈川県、川崎市との協力体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。また、精神科病院が保護室を増床するための費用の一部を補助し、精神科救急患者の受入状況を改善します。＜新規＞【事業概要29】 |
| | 重度重複障害者デイサービス事業 | 在宅の重度重複障害者に対して、通所による療育訓練等を行うことで運動機能の低下を防止するとともにその発達を促します。 |
| | 重度障害者医療費援助事業 | 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【事業概要30】 |

| 18 | 障害者グループホーム設置運営事業 | |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>5,013,174 |
| 前年度 | | 4,921,115 |
| 差引 | | 92,059 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 976,896 |
| | 県 | 488,448 |
| | | ― |
| | 市費 | 3,547,830 |

**事業内容**

「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。

1　設置費補助　**〈拡充〉**　163,914千円
　新設　40か所（知的･身障30、精神10）
　移転　７か所（知的５、精神２）

2　運営費補助　**〈拡充〉**　4,814,586千円
　457か所（知的･身障395、精神62）
　　うち新規　40か所（知的･身障30、精神10）
（１）運営基本費（国基準＋加算）
（２）家賃補助（月額家賃１／２）
（３）サービス管理費（バックアップ事務費から転換）
（４）体験入居費
（５）水道料金補助（補助率30%→40%）
※（２）、（３）については、市外者対象外。

3　法定事業移行支援　34,674千円
運営委員会の法人格取得と法定事業（国費、県費対象事業）への移行を支援します。（平成18年度から３年間を目処に実施）

| 19 | 小規模通所施設補助事業 | |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>4,785,973 |
| 前年度 | | 4,731,968 |
| 差引 | | 54,005 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 1,085,373 |
| | 県 | 503,936 |
| | その他 | 6 |
| | 市費 | 3,196,658 |

**事業内容**

1　障害者地域作業所助成事業　1,231,615千円
地域作業所の運営に対し、設置費、運営費、借地借家費等の経費を助成します。
身障・知的　58か所（うち新規２か所）、移行13か所
精神　11か所（うち新規１か所）、移行15か所

2　小規模通所施設設置運営費補助事業　**〈拡充〉**
3,400,627千円
法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家費等の経費を補助します。
（１）小規模通所授産施設
　身障・知的　18か所　　精神　３か所
（２）地域活動支援センター、経過的小規模通所施設
　身障・知的　98か所　　精神　50か所
　　（うち新規８か所）

3　法定事業移行支援　153,731千円
運営委員会の法人格取得と法定事業（国費・県費対象事業）への移行を支援します。また、個別給付事業所への移行にあたっての設備整備費補助金を拡充します。（平成18年度から３年間を目処に実施）
（１）現行施設の環境改善等の場合〈平成19年度開始〉
　3,000千円（１か所あたり・補助限度額）
（２）移転・新設の場合　**〈拡充〉**
　10,000千円（１か所あたり・補助限度額）

| 20 | 障害者自立支援法負担額助成事業 |
|---|---|
| 本年度 | 千円<br>179,491 |
| 前年度 | 438,428 |
| 差引 | △ 258,937 |
| 本年度の財源内訳　国 | － |
| 県 | － |
| | － |
| 市費 | 179,491 |

**事業内容**

障害者自立支援法施行に伴い導入された定率の利用者負担額について、旧制度においては負担のなかった低所得者のサービス利用を支援するため、本市独自に利用者負担額の全額助成を行います。（平成18年度から３年間を目処に実施）

１　対象者

（１）市民税非課税世帯に該当する利用者

（障害者自立支援法で低所得１、低所得２に区分）

（２）在宅サービス利用者（入所施設利用者を除く）

２　対象見込み数　　約4,500人

３　障害者自立支援法の利用者負担の階層区分と上限額

| 区分 | 世帯の所得等の状況 | | 上限額 ※ |
|---|---|---|---|
| 一般 | 市民税課税世帯 | 市民税課税所得割16万円以上 | 37,200円 |
| | | 市民税課税所得割16万円未満 | 37,200円<br>(9,300円) |
| 低所得２ | 市民税非課税世帯 | 低所得１以外の者 | 24,600円<br>(6,150円) |
| 低所得１ | | 本人の年収が80万円以下の者 | 15,000円<br>(3,750円) |
| 生活保護 | 生活保護世帯 | | 0円 |

※（　）内は居宅・通所サービス利用者の場合。

上限額等について、今後、更なる軽減策が実施される予定。

| 21 | 在宅心身障害者手当給付事業等 |
|---|---|
| 本年度 | 千円<br>2,290,680 |
| 前年度 | 2,246,915 |
| 差引 | 43,765 |
| 本年度の財源内訳　国 | 62,516 |
| 県 | － |
| その他 | 251,387 |
| 市費 | 1,976,777 |

**事業内容**

１　在宅心身障害者手当給付事業　　1,874,645千円

在宅の心身障害者に対し、心身障害者の生活の安定に寄与することを目的として手当を支給します。また今後の制度のあり方について検討を行います。

（１）対象者

次の要件に該当し、毎年４月１日及び10月１日現在横浜市内に在住する障害児・者（施設入所者を除く）

（H17.10.1以降、65歳以降の新規身体障害者手帳取得者は対象外）

（２）支給額等

| 区分 | 年額 | 支給人数(前期) | 支給人数(後期) |
|---|---|---|---|
| 最重度 | 60,000円 | 1,582人 | 1,616人 |
| 重度 | 35,000円 | 42,118人 | 42,418人 |
| 中度 | 25,000円 | 11,956人 | 11,990人 |
| 計 | － | 55,656人 | 56,024人 |

２　心身障害者扶養共済事業　　416,035千円

障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。

（１）年金支給額　　１口　20,000円／月

（２）制度変更（４月～）

ア　掛金、弔慰金、脱退一時金の額の改定

イ　減免に適用期間を設定（通算２年間、新規加入者のみ）

| 22 | 障害者居宅介護事業 |
|---|---|
| 本年度 | 千円 4,093,208 |
| 前年度 | 5,769,018 |
| 差引 | △ 1,675,810 |
| 本年度の財源内訳　国 | 2,041,369 |
| 県 | 1,026,168 |
| 使用料・手数料 | 642 |
| 市費 | 1,025,029 |

**事業内容**

身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者がﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽやｶﾞｲﾄﾞﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ及びｶﾞｲﾄﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ事業を利用して在宅生活を送れるよう支援します。

１　障害者ホームヘルプ事業　3,214,025千円
（１）対象者
　障害程度区分１以上の障害者及び１～３級の身体障害児、知的障害児、精神障害児
（２）総利用時間見込　1,134,841時間

２　障害者ガイドヘルプ事業　822,883千円
（１）対象者
　単独で外出することが困難な次の障害児・者
　ア　１・２級の視覚障害児・者
　イ　１・２級の脳性まひ等全身性障害児・者
　ウ　知的障害児・者　　エ　精神障害児・者
（２）総利用時間見込　375,249時間

３　障害者ガイドボランティア事業　56,300千円
（１）対象者　障害者ガイドヘルプ事業に準ずる
（２）利用回数　４時間まで１回として12回/月
（通学・通所は片道１回）

| 23 | 障害者移動支援事業 |
|---|---|
| 本年度 | 千円 3,226,172 |
| 前年度 | 3,154,506 |
| 差引 | 71,666 |
| 本年度の財源内訳　国 | 31,993 |
| 県 | 15,997 |
| | — |
| 市費 | 3,178,182 |

**事業内容**

障害者等の移動を支援し、社会参加を促進します。

１　ハンディキャブ事業　**〈拡充〉**　63,986千円
　車いすでの乗車が可能なﾊﾝﾃﾞｨｷｬﾌﾞ（ﾘﾌﾄ付き小型車両）の運行ｻｰﾋﾞｽ、車両の貸出及び運転ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの紹介を行います。［運行車両６台･貸出車両２台］
・拡充内容　運行時間の延長（8～20時 → 8～22時）

２　重度障害者タクシー料金助成事業　437,787千円
　バス・地下鉄等の利用が困難な重度障害児・者に、タクシー利用料の一部を助成します。**〈拡充〉**
（１）助成額　１乗車につき630円限度
（２）対象者（65歳以降の新規身体障害者手帳取得者は対象外）
　ア 身体障害１・２級（下肢･体幹・視覚･内部）
　イ 知的障害IQ35以下/ウ 身体障害者３級かつIQ50以下
（３）拡充内容　助成限度額の引上げ（590円→630円）

３　障害者施設等通所者交通費補助事業　273,492千円
　障害者施設に通所する知的･身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所に要する交通費を補助します。

４　特別乗車券交付事業　2,450,907千円
　市営バス･地下鉄･金沢ｼｰｻｲﾄﾞﾗｲﾝ･市内を運行する民営バスが利用できる無料乗車券を交付します。
・対象者　①身体障害(1～4級)　②知的障害(IQ50以下)
　③精神障害(1～3級)

| | | |
|---|---|---|
| 24 | 障害者相談支援事業等 | |
| 本年度 | | 千円<br>438,707 |
| 前年度 | | 447,056 |
| 差引 | | △ 8,349 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 60,014 |
| | 県 | 14,534 |
| | | － |
| | 市費 | 364,159 |

**事業内容**

1　相談支援事業　402,055千円

障害者が地域で暮らすために生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域でのネットワーク化を図ります。

また、発達障害に対する支援体制を拡充するため、発達障害者支援センター機能を強化します。

（1）地域活動ホーム　16か所

ア　法人運営型地域活動ホーム　15か所

実施区：鶴見、神奈川、南、港南、保土ケ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷

イ　機能強化型地域活動ホーム　１か所（中区）

（2）障害児・者福祉施設等　５か所

横浜療育医療センター、十愛病院、てらん広場、青葉メゾン、花みずき

（3）発達障害者支援センター　**〈拡充〉**

拡充内容　人員体制等センター機能の強化

2　発達障害者支援法体制整備事業　25,209千円

市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を目指します。

（1）対象者

高機能自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等

（2）事業内容

ア　発達障害者支援体制整備事業　409千円

福祉、教育、医療等の専門家からなる検討委員会により発達障害支援施策の検討を行います。

イ　発達障害者支援開発事業　**〈新規〉**　24,800千円

発達障害児・者への発達支援や家族支援などの支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、事業の有効性等の検証を行い、具体的な支援施策に結び付けます。

3　自殺予防対策事業　11,443千円

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されたことに伴い、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援を図ります。

（1）市民を対象とした普及啓発事業の実施　**〈拡充〉**
（2）支援者向け研修会の実施　**〈拡充〉**
（3）自殺対策連絡協議会等の運営
（4）自殺者の親族等に対する相談等の実施
（5）横浜市における自殺の現状を把握するための調査研究　**〈新規〉**
（6）職員を研修等に派遣
（7）南区役所と共同で、市民を対象とした講演会を実施**〈新規〉**【区】※区局連携事業

| | | |
|---|---|---|
| 25 | 障害者就労支援事業 | |
| 本年度 | | 千円<br>251,326 |
| 前年度 | | 256,867 |
| 差引 | | △ 5,541 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 7,700 |
| | 県 | — |
| | その他 | 8,608 |
| | 市費 | 235,018 |

**事業内容**

1　就労支援センター運営事業　**〈拡充〉**　187,105千円

※港北区のセンター運営費は総合保健医療センターの指定管理料に含む。

（１）障害者の就労相談、職場開拓、定着支援等を行う就労支援センターの運営費を補助します。

［既設］　７か所（神奈川、西、旭、磯子、港北、緑、戸塚）

［新設］　１か所（平成21年１月予定）

（２）障害者を効果的に就労につなげるため、職場体験実習・企業実習事業を実施します。

（３）全ｾﾝﾀｰで３障害に対応できる体制づくりと労働・教育等の関係機関とのﾈｯﾄﾜｰｸ作りを進めます。

2　就労支援強化事業　8,872千円

（１）職業能力開発プロモート事業

各種セミナーや人材育成研修を実施し、関係機関との連携により、職業能力開発事業を推進します。

（２）職業安定所等関係機関連絡調整事業等

合同面接会や雇用促進街頭キャンペーンを実施し、市民向けの啓発を行います。

3　就労の場の拡大事業　34,908千円

（１）共同受注事業

企業開拓等を行い、市立授産所をはじめ民間施設・事業所等へ作業を斡旋します。（事業費は、受注開拓専任の嘱託職員の人件費）

（２）ふれあいショップ設置促進事業

障害者の就労の場の確保と市民の理解促進のために公共施設内に設置しているショップの経営改善を支援します。（ショップ数：計20か所）

（３）障害者福祉的就労促進事業

一般就労が困難な知的障害者を雇用する事業所に、奨励金を交付します。

（４）企業支援事業

障害者を雇用する企業への相談・助言・広報・啓発等を行います。

（５）企業表彰事業

障害者雇用や業務の発注など、障害者を支援する企業を表彰する事業を行います。

4　就労に向けたスキルアップ事業　14,431千円

（１）精神障害者社会適応訓練事業

就業が困難な精神障害者の作業能力の向上を図るとともに、社会的自立を促進するため、精神障害者の就労訓練に協力した事業所に対して奨励金を交付します。

（２）障害者農業就労援助事業

知的障害者を対象に農業研修を行い、農家や事業所への就労を支援します。

（平成19年度から、障害者自立支援法に基づく就労移行・継続支援事業に移行）

5　知的障害者雇用事業　**〈拡充〉**　6,010千円

知的障害者を雇用し、雇用のノウハウを企業や就労支援機関などへ情報提供することにより、障害者雇用の一層の促進を図ります。

・雇用者数　２名（うち20年度１名増）

| | | |
|---|---|---|
| 26 | 障害者の地域生活移行支援 | |
| 本年度 | | 千円<br>2,681,993 |
| 前年度 | | 2,235,743 |
| 差引 | | 446,250 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 286,958 |
| | 県 | 146,979 |
| | | — |
| | 市費 | 2,248,056 |

**事業内容**

1　精神障害者生活支援センター運営事業
495,649千円

精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。

（１）運営形態
A型（公設型）指定管理者による管理運営
B型（民設型）運営団体への助成

（２）設置状況　**〈拡充〉**
A型　［既設］６か所　神奈川区、港南区、保土ケ谷区、磯子区、緑区、栄区
B型　［既設］５か所　南区、旭区、金沢区、都筑区、泉区
［新設］３か所　西区、青葉区、戸塚区

（３）生活支援事業　**〈新規〉**
地域支援事業：区内の他の施設を利用した相談、交流の機会などの提供
宿泊支援事業：日常生活上の調整や生活体験の拡大を目的とした宿泊訓練の実施

2　障害者自立生活アシスタント派遣事業
179,189千円

単身等で地域で生活する知的障害者・精神障害者に対して、専任の支援職員（自立生活アシスタント）が、その特性を踏まえた支援を行い、地域生活の継続を実現することを目的とします。

（１）実施施設
ア　知的障害者施設・障害者地域活動ホーム　15か所で実施（新規１か所）**〈拡充〉**
イ　精神障害者生活支援ｾﾝﾀｰ・生活訓練施設　５か所で実施（新規２か所）**〈拡充〉**

（２）支援内容
ア　訪問による支援（助言等）　衣食住・健康管理に関する支援、消費生活・余暇活動に関する支援
イ　コミュニケーション支援　対人関係の調整、職場・通所先との連絡調整
ウ　緊急時対応　利用者の緊急事態に対応

3　精神障害者退院促進支援事業　40,636千円

精神科病院に１年以上入院している精神障害者で、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である方に対し、専任の自立支援員による退院のための訓練を行うことで精神障害者の社会的自立を促進します。

（１）委託事業所　精神障害者生活支援センター　４か所（神奈川区、栄区、緑区、旭区）
（２）自立支援員数　８名（１委託事業所あたり２名配置）

4　自立生活移行支援助成事業 **〈拡充〉**　1,966,519千円

障害者の「地域生活移行・継続」と「就労促進」を目的として障害者支援施設等に助成を行い、運営の安定化と障害者支援の向上を図ります。

（１）事業内訳
ア　地域生活移行・継続支援事業　自活訓練棟支援事業、居宅等訪問支援事業、個別支援事業等
イ　就労促進支援事業　体験就労支援事業、個別支援事業

（２）拡充内容　個別給付事業所の開設等の設備整備費を拡充します。
10,000千円／１か所・補助限度額（19年度　2,500千円／１か所）

| | | |
|---|---|---|
| 27 | 障害者地域活動ホーム運営事業 | |
| 本年度 | | 千円 2,792,440 |
| 前年度 | | 2,680,438 |
| 差引 | | 112,002 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 544,165 |
| | 県 | 239,035 |
| | その他 | 46 |
| | 市費 | 2,009,194 |

**事業内容**

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。

1　社会福祉法人型　1,786,724千円

（1）設置状況　15か所（前年度　15か所）
鶴見区、神奈川区、南区、港南区、保土ケ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

（2）実施事業

ア　日中活動事業(障害者自立支援法に基づく事業)
生活介護、自立訓練、地域活動支援センター事業等を実施

イ　重度重複障害者デイサービス事業
鶴見区、南区、港南区、金沢区、港北区、栄区、泉区、瀬谷区

ウ　相談支援事業　※ 障害者相談支援事業にて計上

エ　生活支援事業
ショートステイ、一時ケア、余暇活動支援、おもちゃ文庫

2　機能強化型　1,005,716 千円（従来型予算を含む）

（1）設置状況　22か所（前年度　22か所）

（2）実施事業

ア　相談支援事業　1か所（前年度　1か所）

イ　日中活動事業（障害者自立支援法に基づく事業）
地域活動支援センター事業を実施

ウ　生活支援事業

3　従来型

（1）設置状況　1か所（前年度　1か所）

（2）実施事業

・　生活支援事業

| | | 社会福祉法人型 | 機能強化型 | 従来型 |
|---|---|---|---|---|
| 標準規模 | | 1,200㎡ | 400㎡ | |
| 運営主体 | | 社会福祉法人（運営委員会を設置） | 運営委員会 市社協に委託･補助 | 運営委員会 市社協に補助 |
| 事業内容 | 相談支援事業 | 実施 | 実施（1か所） | － |
| | 日中活動事業 | 実施 | 実施 | ※ |
| | 重度重複障害者デイサービス | 実施（8か所） | － | － |
| | 生活支援事業　ショートステイ | 実施 | 実施 | － |
| | 生活支援事業　一時ケア | 実施 | 実施 | － |
| | 生活支援事業　余暇活動支援 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 生活支援事業　おもちゃ文庫 | 実施 | 実施（4か所） | － |
| | 地域交流・ボランティア活動支援 | 実施 | 実施 | 実施 |

※活動ホーム内に地域作業所が設置されている

| | | |
|---|---|---|
| 28 | 障害者施設整備事業等 | |
| 本年度 | | 千円<br>5,611,315 |
| 前年度 | | 2,381,447 |
| 差引 | | 3,229,868 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 324,744 |
| | 県 | 790,985 |
| | 市債<br>財産収入 | 2,823,632 |
| | 市費 | 1,671,954 |

**事業内容**

1　障害者施設整備事業　4,272,165千円

（１）障害者が自立した日常生活を送るために必要な指導や支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費の助成を行います。

ア　建設　２か所

(ｱ) 障害福祉サービス事業所

西区障害者就労支援型施設(継続)　(21年度開所予定)

(ｲ) 障害者支援施設

保土ケ谷区(継続)　(22年度開所予定)

イ　設計　１か所

(ｱ) 障害福祉サービス事業所

鶴見区障害者就労支援型施設（23年度開所予定)

（２）既存施設等が新体系に移行する際に必要となる基盤整備を行う法人に対し、改修費等の助成を行います。　**〈新規〉**

・助成か所数　38か所

2　障害者地域活動ホーム整備事業　369,194千円

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である障害者地域活動ホームを整備する法人に対し、設計費及び建設費の助成を行います。

（１）建設　１か所

西区(継続)　(21年度開所予定)

（２）設計　２か所

中区、青葉区　(22年度開所予定)

3　精神障害者生活支援センター整備事業　109,278千円

在宅の精神障害者が地域で安定した日常生活を送るための支援を行う生活支援センターを整備します。

・設計等　４か所　港北区(21年度開所予定)
鶴見区、中区、瀬谷区(22年度開所予定)

4　松風学園運営事業（再整備事業）**〈新規〉**　4,000千円

松風学園の再整備にあたり、民間の資金及び施設の整備・管理・運営ノウハウを最大限活用し、施設整備費の節減と効率的な運営を行うため、ＰＦＩ事業の導入可能性について調査を実施します。

5　横浜市総合リハビリテーションセンター管理運営費（職能評価開発事業費）2,856千円

障害者自立支援法の障害福祉サービスの対象とならない方等を対象にした職能訓練コースを、就労移行支援（障害者自立支援法に基づく事業）に準ずるものとして位置づけるとともに、利用者負担額の均衡を図るため、利用料金を定めます。

（実施時期：平成20年７月　利用料金：障害者自立支援法に基づく就労移行支援単価の１割）

6　障害者スポーツ文化センター横浜ラポール管理運営事業　853,822千円

団体での貸切利用料金を設定していなかった施設について、負担の公平化を図るため団体貸切利用料金を設定しました。

| 29 | 精神科医療体制の充実 |
|---|---|

| | | 千円 |
|---|---|---|
| 本年度 | | 4,560,200 |
| 前年度 | | 4,389,145 |
| 差引 | | 171,055 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 2,068,556 |
| | 県 | — |
| | その他 | 504 |
| | 市費 | 2,491,140 |

**事業内容**

1　精神科救急医療対策事業　268,006千円

神奈川県、川崎市との協力体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。

（１）精神科救急医療の受入体制

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>昼間<br>8:30～<br>17:00</th><th>夜間<br>17:00～<br>22:00</th><th>深夜<br>22:00～<br>翌8:30</th></tr>
<tr><td rowspan="6">受入医療機関</td><td rowspan="2">初期救急</td><td>平日</td><td>医療機関の通常診療</td><td rowspan="2">準基幹病院</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>休日</td><td>初期救急医療施設<br>※土曜日は13:00～17:00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">二次救急</td><td>平日</td><td>病院の通常診療</td><td rowspan="4">準基幹病院<br>基幹病院</td><td rowspan="4">基幹病院</td></tr>
<tr><td>休日</td><td>当番病院</td></tr>
<tr><td rowspan="2">三次救急</td><td>平日</td><td>協力病院</td></tr>
<tr><td>休日</td><td>基幹病院</td></tr>
</table>

基幹病院：夜間・深夜・休日の二次・三次救急の受入れを行う病院
（県立芹香病院、北里大学東病院、市大センター病院、川崎市立川崎病院、昭和大学横浜市北部病院、済生会横浜市東部病院、横浜市立みなと赤十字病院　計７病院29床）

準基幹病院：当番で、夜間の初期・二次・三次救急の受入れを行う病院

当番病院：当番で、休日昼間の初期・二次救急の受入れを行う病院

協力病院：輪番で、平日昼間の三次救急や基幹病院からの後方移送を受け入れる病院

（２）精神科救急医療情報窓口

本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。

（３）精神科身体合併症転院受入病院（全３病院14床）

身体疾患をもつ精神疾患患者の入院治療に対応するため、身体合併症患者の転院を受け入れる体制を整える病院に対して補助します。

2　精神科救急協力病院保護室整備事業　**〈新規〉**　13,186千円

協力病院が保護室を増床するために必要な整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。

3　精神障害者医療費公費負担事業　4,143,922千円

措置入院患者の医療保険自己負担分を公費によって負担します。

自立支援医療（精神通院医療）については、医療保険を優先した上で、自己負担が原則１割（所得等により月額上限設定あり）となるよう公費により負担します。

4　精神障害者入院医療援護金助成事業　135,086千円

精神科病院に入院している精神障害者のうち一定の要件を満たす患者に対して、月１万円を助成します。

| 30 | 重度障害者医療費援助事業 | |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>11,019,513 |
| 前年度 | | 9,988,127 |
| 差引 | | 1,031,386 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 1,303,630 |
| | 県 | 4,262,230 |
| | その他 | 753,192 |
| | 市費 | 4,700,461 |

**事業内容**

１　重度障害者医療費援助事業　　　　8,400,055千円

　重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。

（１）対象者

　次のいずれかに該当する方

　ア　身障１・２級

　イ　IQ35以下

　ウ　身障３級かつIQ50以下

（２）対象人数

| | | |
|---|---|---|
| ア | 被用者保険加入者 | 13,260人 |
| イ | 国民健康保険加入者 | 11,025人 |
| ウ | 後期高齢者医療制度加入者 | 25,479人 |
| | 計 | 49,764人 |

２　更生医療給付事業　　　　2,619,458千円

　身体障害者が、障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際に、医療費の一部を公費負担します。

（１）対象者

　身体障害者手帳を交付されている方

（２）対象人員　　　　1,353人

# Ⅳ　生活基盤の安定と自立の支援

| 31 | 生活保護事業 | |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>92,640,297 |
| 前年度 | | 92,585,270 |
| 差引 | | 55,027 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 68,451,931 |
| | 県 | ― |
| | その他 | 1,970,573 |
| | 市費 | 22,217,793 |

**事業内容**

１　生活保護費（法定分）　　　　91,685,059千円

　生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の８種類の扶助費を支給します。

（１）対象見込世帯 38,052世帯　（前年度 37,238世帯）

（２）対象見込人員 51,377人　　（前年度 51,284人）

（３）生活扶助基準

　ア　標準３人世帯（33歳男、29歳女、４歳子の場合）

　　１か月 162,170円 （前年度同額）

　イ　母子加算の段階的廃止（２年目）

　　１か月　15,510円 → 　7,750円

（４）中国残留邦人生活支援給付金へ移行〈29ﾍﾟｰｼﾞ「33」参照〉

２　被保護者自立支援ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ事業**〈拡充〉**140,235千円

　各区に就労支援専門員を配置するとともに、無料職業紹介事業において就職支援セミナーや求人開拓を実施し、被保護者の就労支援を推進します。

　また、モデル区に年金相談専門員を配置し、被保護者の年金受給資格の精査、年金に関する相談援助、年金裁定請求手続きの支援等を行い、他法他施策の一層の活用を図ります。

３　生活保護者法外援護費　　　　96,892千円

　施設入所者への日用品費助成の段階的廃止（２年目）

　　１か月　3,000円 → 1,500円

| | | |
|---|---|---|
| 32 | 寿地区対策、ホームレス・生活困窮者支援事業 | |
| 本年度 | | 千円 807,494 |
| 前年度 | | 927,807 |
| 差引 | | △ 120,313 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 144,085 |
| | 県 | － |
| | その他 | 363 |
| | 市費 | 663,046 |

**事業内容**

寿地区住民、ホームレス・生活困窮者を対象に、福祉的援助を行います。

1　寿地区対策　382,223千円

（１）寿町労働福祉センター運営費補助事業

運営主体：(財)寿町勤労者福祉協会

事業内容：診療所・図書館・娯楽室等の運営管理

（２）寿生活館運営事業

（３）寿地区緊急援護対策事業

食券・宿泊券等の援護を行います。

（４）寿町なんでもSOS班事業　（５）一般援護費等

2　ホームレス支援　420,891千円

（１）ホームレス自立支援事業　**〈拡充〉**

・ホームレス自立支援施設「はまかぜ」の管理運営

・巡回相談指導（相談員の増員、巡回時間増）

（２）ホームレス保健サービス支援事業　**〈拡充〉**

・巡回保健相談（看護師巡回時間増）

（３）ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

3　生活困窮者支援

地域日常生活自立支援事業　**〈新規〉**　4,380千円

生活保護受給相談者のうち、保護受給に至らない生活困窮者に対し、自立に向けた相談支援をモデル実施します。

| | | |
|---|---|---|
| 33 | 中国残留邦人援護対策事業 | |
| 本年度 | | 千円 910,527 |
| 前年度 | | 7,490 |
| 差引 | | 903,037 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 690,252 |
| | 県 | － |
| | その他 | 351 |
| | 市費 | 219,924 |

**事業内容**

中国残留邦人等の生活に対する不安、不便の解消を図り地域社会への早期定着を促進し、適切な援助を行い自立を助長します。

また、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するため、老齢基礎年金の支給を受けてもなお生活の安定が図れない世帯に対し、中国残留邦人生活支援給付を実施します。

1　中国残留孤児帰国者日本語講座等補助金 3,240千円

2　中国残留邦人生活支援給付　907,287千円

（１）生活支援給付　**〈新規〉**

老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯収入が一定の基準を満たさない場合には生活支援給付を行います。

<28ﾍﾟｰｼﾞ「31」再掲>

（２）支援・相談員による支援　**〈拡充〉**

従来より設置している中国帰国者援護相談員に加え、新たに支援・相談員を増員します。

| | | |
|---|---|---|
| 34 | 後期高齢者医療事業等（後期高齢者医療事業費会計、老人保健医療事業費会計、一般会計） | |
| 本年度 | | 千円 75,750,766 |
| 前年度 | | 198,786,644 |
| 差引 | | △ 123,035,878 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 7,718,085 |
| | 県 | 1,929,521 |
| | 保険料等 | 42,166,422 |
| | 市費 | 23,936,738 |

事業内容

1　後期高齢者医療事業　**〈新規〉**　48,723,234千円

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制度は神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）と市町村が共同して運営します。広域連合においては被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課等を行い、本市においては保険料の徴収、被保険者証の交付の申請受付等を行います。

（１）対象者

ア　75歳以上の方

イ　65～74歳の一定の障害のある方

（２）被保険者数　299,960人

（３）自己負担

外来・入院ともに、原則定率１割負担

現役並み所得者は、定率３割負担

（ただし、入院については、月額上限あり。低所得者には減額制度あり。）

（４）公費負担割合

現役並み所得者以外の医療給付費は、保険料、支払基金交付金（各保険者からの拠出金）及び公費（国・県・市）によってまかなわれます。

現役並み所得者の医療給付費は、全額支払基金交付金でまかなわれます。

| 保険料 | 支払基金 | 国 | 県 | 市 |
|---|---|---|---|---|
| 10% | 40% | 50%×2/3 | 50%×1/6 | 50%×1/6 |

（５）保険料

被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。保険料の算定基準は、各都道府県の所得水準等で決定します。

ア　賦課割合

均等割　39%　所得割　61%（神奈川県内）

（平均的な所得水準の広域連合　均等割　50%　所得割　50%）

イ　賦課限度額（年間）

500,000円

ウ　保険料率

均等割額　39,860円　所得割率　7.45%

エ　低所得者及び被扶養者の保険料軽減

（ア）低所得者→世帯の所得に応じて保険料（均等割額）を７割、５割、２割軽減

（イ）被扶養者→制度加入時から２年間の保険料（均等割額）を５割軽減（所得割額を賦課しない）

※被扶養者には、このほかに国における特別措置として平成20年度については保険料負担の凍結あり。

2　老人保健医療事業　27,027,532千円

平成20年４月１日から後期高齢者医療制度が始まることに伴い、老人保健制度は平成20年３月31日で終了となりました。

平成20年度の実施内容は、平成20年３月診療分と月遅れ請求分のみとなります。

| 35 | 国民健康保険事業<br>（国民健康保険事業費会計） | |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>297,518,014 |
| 前年度 | | 299,166,919 |
| 差引 | | △ 1,648,905 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 61,816,557 |
| | 県 | 13,020,964 |
| | その他 | 198,179,833 |
| | 市費 | 24,500,660 |

**事業内容**

他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。

1　被保険者数　956,125人　(前年度　1,199,900人)

2　世　帯　数　570,699世帯(前年度　694,100世帯)

3　一部負担金割合　３割
ただし、義務教育就学前未満は２割、前期高齢者は１割（現役並み所得者は３割）

4　高額療養費
一部負担金が一定の限度額を超えた場合に、高額療養費を支給します。

5　出産育児一時金　１件　35万円

6　葬祭費　１件　5万円

7　出産費受領委任払　35万円以内で必要額を医療機関等に支払います。

8　保険料
（１）本年度も引き続き市費の繰入れ等を行います。
（市費繰入額：一般法定給付費及び後期高齢者支援金の5.5%）
（２）平成20年４月から新たに発足した後期高齢者医療制度への財政負担として、後期高齢者支援金を拠出します。（財源：国・県・市費、保険料）
（３）賦課限度額
医療給付費分47万円（前年度56万円）、介護納付金分９万円（前年同）
後期高齢者支援金分12万円（20年度新規）

＜保険料率の比較＞

| | 賦課割合 | | 医療分料率 | | 介護分料率 | | 支援分料率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 均等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 |
| 本年度 | 50% | 50% | 35,780円 | 1.05 | 12,350円 | 0.34 | 6,620円 | 0.18 |
| 前年度 | 50% | 50% | 42,620円 | 1.52 | 13,520円 | 0.45 | | |

9　特定健康診査・保健指導　**〈新規〉**

40歳から74歳までの横浜市国民健康保険加入者に対し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査、及びその結果に応じた保健指導を実施します。（財源：国・県・市費、保険料、自己負担）
（１）対象者数　645,700人
（２）健診実施率　20%
（３）保健指導利用率　20%
（４）自己負担額　特定健診：　課税者　1,200円　、　非課税者　400円
保健指導：　無料

| | | |
|---|---|---|
| 36 | 小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業 | |
| 本年度 | 千円<br>7,885,208 | |
| 前年度 | 8,886,180 | |
| 差引 | △ 1,000,972 | |
| 本年度の財源内訳 | 国 | ― |
| | 県 | 1,920,921 |
| | その他 | 160,699 |
| | 市費 | 5,803,588 |

**事業内容**

1　小児医療費助成事業　6,204,974千円

小児の医療費にかかる自己負担分を助成します。

対象者及び見込数

（１）０～就学前児（入・通院）　184,511人

（２）就学～中学卒業（入院）　1,020件

2　ひとり親家庭等医療費助成事業　**〈拡充〉**

1,680,234千円

ひとり親家庭等の医療費にかかる自己負担分を助成します。

21年1月から、通信制高校に在学している場合も、18歳から20歳未満まで助成を延長します。

（１）対象者（所得制限あり）

ア　ひとり親家庭等の親及び児童

イ　養育者家庭の養育者及び児童

（２）対象人員　43,889人

| | | |
|---|---|---|
| 37 | 難病患者への支援 | |
| 本年度 | 千円<br>45,414 | |
| 前年度 | 63,210 | |
| 差引 | △ 17,796 | |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 9,370 |
| | 県 | 915 |
| | | ― |
| | 市費 | 35,129 |

**事業内容**

難病患者等に各種福祉保健サービスを提供し、療養上の支援、日常生活の支援を行うことにより、安定した療養生活の確保、自立と社会参加の促進を図るとともに患者及びその家族の生活の質（ＱＯＬ）の向上を目指します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | ホームヘルプサービス | 利用者数 | 延307人 |
| 2 | 日常生活用具給付 | 給付件数 | 15件 |
| 3 | 短期入所 | 利用日数 | 延7日 |
| 4 | 医療相談 | 相談会等実施回数 | 38回 |
| 5 | 訪問指導相談 | 訪問件数 | 600件 |
| 6 | 療養支援計画策定・訪問診療 | 実施回数 | 1回 |
| 7 | 外出支援サービス | 実施回数 | 延720回 |
| 8 | 民間住宅あんしん入居 | 利用者数 | 2人 |
| 9 | 難病患者一時入院 | 利用日数 | 延495日 |
| 10 | 在宅重症患者外出支援 | 利用件数 | 延299回 |

| 38 | 公害健康被害者等への支援（一般会計・公害被害者救済事業費会計） | 事業内容 |
|---|---|---|
| 本　年　度 | 千円<br>815,383 | |
| 前　年　度 | 813,908 | |
| 差　　　引 | 1,475 | |
| 本年度の財源内訳 国 | 34,860 | |
| 県 | — | |
| その他 | 751,202 | |
| 市　費 | 29,321 | |

**事業内容**

１　一般会計　773,553千円

公害健康被害の補償等に関する法律及び石綿による健康被害の救済に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。

（１）公害健康被害補償事業　698,652千円
（２）公害保健福祉事業　2,957千円
（３）環境保健事業　43,157千円
（４）環境保健サーベイランス調査事業　1,890千円
（５）石綿健康被害対策事業**〈新規〉**　14,877千円
　ア　石綿ばく露健康リスク調査（環境省受託事業）
　イ　石綿の健康影響調査
（６）公害被害者救済事業費会計繰出金　12,020千円

２　公害被害者救済事業費会計　41,830千円

横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。

（１）給付事業費等　27,599千円
（２）公害保健センター事業費　14,231千円

# Ｖ　健康づくりの支援と疾病予防

| 39 | 市民の健康づくり推進事業 |
|---|---|
| 本　年　度 | 千円<br>63,205 |
| 前　年　度 | 60,549 |
| 差　　　引 | 2,656 |
| 本年度の財源内訳 国 | 5,410 |
| 県 | — |
| その他 | 4,641 |
| 市　費 | 53,154 |

**事業内容**

市民の健康づくり計画である「健康横浜２１」を推進するために、健康づくり活動に関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を行います。

１　「健康横浜２１」推進事業　43,997千円
（１）「健康横浜２１推進会議」の開催（３回予定）
（２）重点取組分野の推進
　重点取組３分野（①食習慣の改善、②身体活動・運動の定着、③禁煙・分煙の推進）の目標達成のため、引き続き全区において推進事業を展開します。
（３）「健康横浜２１」の進捗状況調査**〈新規〉**
　「健康横浜２１」の重点取組３分野における進捗状況を把握するための意識調査等を実施します。

２　健康増進事業　19,208千円
（１）健康相談
　生活習慣改善相談、訪問指導
（２）健康手帳の交付

| 40 | 健康診査事業等 | |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>503,679 |
| 前年度 | | 2,214,731 |
| 差引 | | △ 1,711,052 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 7,656 |
| | 県 | — |
| | 諸収入 | 262,515 |
| | 市費 | 233,508 |

**事業内容**

1　健康診査事業　484,927千円

特定健診の対象者に含まれない４０歳以上の生活保護受給者及び後期高齢者に対して、健康診査を実施します。

実施見込人員41,000人(前年度 基本健診200,000人)
実施場所 実施医療機関
受診回数 年１回
検査項目 血圧測定、尿検査、血液検査等

2　C型肝炎ウイルス検査事業等　18,752千円

（１）緊急肝炎ウイルス検査（平成21年３月まで）

他に検査の受診機会のない市民に対し、受診者負担額無料の検査を医療機関に委託して実施します。

実施見込人員　230人（前年度500人）
受診者負担額　無料

（２）肝炎ウイルス検査

４０歳以上の者に対し、他の検診とあわせて検査を医療機関に委託して実施します。

実施見込人員　6,200人(前年度22,610人)
受診者負担額　1,200円

（３）講演会・相談会の実施

市民を対象に開催（実施予定回数４回）

| 41 | がん検診事業 | |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>1,679,778 |
| 前年度 | | 1,557,345 |
| 差引 | | 122,433 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | — |
| | 県 | — |
| | その他 | 4,924 |
| | 市費 | 1,674,854 |

**事業内容**

がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関及び各区福祉保健センター等で実施します。

なお、肺がん検診については、個別医療機関でモデル事業に取り組むとともに、子宮がん、乳がん検診については、40､45､50歳になる女性を対象に個別通知による受診勧奨を行うなど、受診者数の増加を図ります。

**〈拡充〉**

| 区分 | 対象 | 今年度 | 前年度 |
|---|---|---|---|
| 胃がん検診 | 40歳以上<br>（１年に１回） | 50,500人 | 53,900人 |
| 肺がん検診 | 40歳以上<br>（１年に１回） | 15,770人 | 11,200人 |
| 子宮がん検診 | 20歳以上の女性<br>（２年に１回） | 71,600人 | 56,100人 |
| 乳がん検診 | 40歳以上の女性<br>（２年に１回） | 29,100人 | 26,200人 |
| 大腸がん検診 | 40歳以上<br>（１年に１回） | 93,500人 | 96,100人 |
| ＰＳＡ検査<br>（前立腺）※ | 50歳以上の男性<br>（１年に１回） | 34,100人 | 35,200人 |
| 計 | | 294,570人 | 278,700人 |

※前年度は基本健康診査等事業で実施

# Ⅵ　地域医療の充実と救急医療体制の確保

| | | |
|---|---|---|
| 42 | 緊急産科医療総合対策 | |
| 本年度 | | 千円<br>183,164 |
| 前年度 | | 104,644 |
| 差引 | | 78,520 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | − |
| | 県 | − |
| | − | − |
| | 市費 | 183,164 |

**事業内容**

1　女性医師等人材確保対策事業　**〈新規〉**39,000千円
　医師や看護師などが安心して働き続けることができる環境を整備します。
（１）院内保育所整備費助成
（２）24時間院内保育促進助成
（３）ワークシェア推進助成

2　緊急産科医療対策事業　45,840千円
　安心して出産できる環境を確保するため、医療機関の連携推進や助産所の活用に取り組みます。
（１）セミオープンシステム推進事業
（２）助産所嘱託医療機関確保対策事業**〈新規〉**
（３）早期産後ケア促進事業**〈新規〉**
（４）助産師スキルアップ支援事業
（５）助産所等設置促進事業**〈新規〉**

3　周産期救急医療対策事業**〈拡充〉**　98,324千円
　周産期の救急患者の受入れを促進するため、二次救急医療機関の体制確保経費や周産期センターの運営費に助成を行います。

| | | |
|---|---|---|
| 43 | 小児科二次救急医療の充実 | |
| 本年度 | | 千円<br>271,758 |
| 前年度 | | 297,795 |
| 差引 | | △ 26,037 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | − |
| | 県 | 46,160 |
| | − | − |
| | 市費 | 225,598 |

**事業内容**

1　小児救急拠点病院への支援
（１）小児救急拠点病院運営費助成　163,000千円
　24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う医療機関に助成を行います。
・小児救急拠点病院（７病院）
　北部病院、労災病院、東部病院、市民病院、横浜医療センター、みなと赤十字病院、南部病院
（２）小児救急拠点病院機能強化対策　90,000千円
　小児救急拠点病院の機能強化（小児科常勤医9人以上体制）に助成を行います。
（平成19年度から平成21年度までの３か年事業）
ア　小児科医等の確保のための支援
　医師・看護師の人件費等への助成
イ　医師確保のための魅力ある職場づくり**〈新規〉**
　小児科医の臨床指導・研修等の支援

2　小児科病院群輪番制　18,758千円
　夜間・休日において、輪番制による小児科の二次救急医療体制を確保します。

| | | |
|---|---|---|
| 44 | 救急医療体制の確保 | |
| 本　年　度 | | 千円<br>1,242,682 |
| 前　年　度 | | 1,259,805 |
| 差　　　引 | | △ 17,123 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | － |
| | 県 | 49,519 |
| | その他 | 53 |
| | 市　費 | 1,193,110 |

**事業内容**

1　初期救急医療対策事業

（1）初期救急医療対策事業　314,299千円

ア　休日急患診療所運営助成事業

市内18か所の休日急患診療所に対して、運営費の助成を行います。

イ　夜間急病センター運営助成事業

市内２か所の夜間急病センターに対して、運営費の助成を行います。

南西部夜間急病センター（泉区）

北部夜間急病センター（都筑区）

（2）救急医療センター運営事業　138,426千円

指定管理者制度により運営を行います。

ア　夜間急病センター（桜木町）

内科・小児科　　午後６時～深夜０時

眼科・耳鼻いんこう科　午後８時～深夜０時

イ　救急医療情報センター（２０１－１１９９）

24時間365日、救急医療機関を案内します。

ウ　小児救急電話相談（２０１－１１７４）

お子さんが急な病気などの時に、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。

平日：午後６時～深夜０時

土曜：午後１時～深夜０時

日曜、祝日、年末年始：午前９時～深夜０時

2　二次救急医療対策事業

（1）病院群輪番制　227,894千円

夜間・休日の入院を必要とする救急患者の受け入れ体制を確保するため、病院群輪番制に対して運営費の助成を行います。

・参加病院数　48病院（平成20年４月1日現在）

・診療科目　　内科・外科（市内3ブロック）、急性心疾患（市内1ブロック）

（2）小児救急拠点病院への支援〈35ページ　43の1の再掲〉　253,000千円

小児救急拠点病院に助成を行います。

（3）小児科病院群輪番制〈35ページ　43の2の再掲〉　18,758千円

夜間・休日において、輪番制による小児科の二次救急医療体制を確保します。

（4）周産期救急医療対策事業〈35ページ　42の3の再掲〉　30,324千円

周産期の二次救急医療機関の体制確保経費の助成を行います。

3　三次救急医療対策事業

（1）多発外傷や急性心疾患・脳血管疾患などの重篤な患者に対応する救命救急センターに運営費の助成を行います。　89,594千円

（2）妊娠、出産から新生児に至る周産期の重篤な患者に対応する周産期センターの運営費に助成を行います。〈35ページ　42の3の再掲〉　68,000千円

4　その他

（1）横浜ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム・略称「ＹＭＡＴ」）運営事業**〈拡充〉**4,244千円

市内で発生した列車脱線事故等、複数の重症者が発生した災害現場で消防と連携して救命医療を行うＹＭＡＴ（協力病院より派遣）の運営を行います。

（2）歯科保健医療推進事業　98,143千円

夜間・休日の救急歯科診療や心身障害児・者、在宅寝たきり高齢者の歯科診療体制を確保するため、横浜市歯科保健医療センター等に助成を行います。

| | | |
|---|---|---|
| 45 | 地域医療の充実 | |
| 本年度 | | 千円<br>498,990 |
| 前年度 | | 480,933 |
| 差引 | | 18,057 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | — |
| | 県 | — |
| | — | — |
| | 市費 | 498,990 |

**事業内容**

1　在宅療養連携推進事業**〈拡充〉**　3,146千円
　在宅療養における質の高いサービスの提供を図るため、医療・介護の連携を推進します。
（１）モデル事業の実施
（２）医師、事業者等による検討会の実施

2　医療連携推進事業　4,300千円
　地域の病院、診療所等の連携を推進し、切れ目のない効果的な医療提供体制の実現を目指す、医療機関等の取組に対し、支援を行います。
（１）地域の医療連携推進組織への支援　1,300千円
（２）地域連携パス調査・研究助成　3,000千円

3　医療人材確保対策事業　491,544千円
（１）市内医療機関の看護師確保支援**〈新規〉**　13,000千円
　ア　医療機関合同の就職説明会の実施
　イ　潜在看護師復職支援研修等への助成
（２）看護専門学校への補助等　439,544千円
（３）女性医師等人材確保対策事業　**〈新規〉**　39,000千円

〈35ページ 42の1の再掲〉

| | | |
|---|---|---|
| 46 | 地域医療の基盤整備 | |
| 本年度 | | 千円<br>6,877,478 |
| 前年度 | | 6,612,967 |
| 差引 | | 264,511 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | — |
| | 県 | — |
| | 貸付金元利収入 | 50,000 |
| | 市費 | 6,827,478 |

**事業内容**

1　南西部地域中核病院整備調整事業　500千円
　国立病院機構横浜医療センターを南西部地域中核病院として位置づけることに伴い、調整を行います。

2　地域中核病院支援事業　656,249千円
　地域中核病院の建設資金等の借入れに伴う利子補助を行います。
（１）済生会横浜市南部病院　（昭和58年開院）
（２）昭和大学横浜市北部病院（平成13年開院）
（３）済生会横浜市東部病院　（平成19年開院）

3　病院事業会計繰出金　6,220,729千円
　市立病院が実施している、救急医療などの政策的医療等について、繰出を行います。
（１）市民病院　1,735,024千円
（２）脳血管医療センター　2,908,892千円
（３）みなと赤十字病院　1,576,813千円

# Ⅶ　健康で安全・安心な暮らしの支援

| | | |
|---|---|---|
| 47 | 感染症・食中毒対策事業等 | |
| 本年度 | | 千円<br>3,230,772 |
| 前年度 | | 2,928,336 |
| 差引 | | 302,436 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 163,856 |
| | 県 | 45,019 |
| | その他 | 27,382 |
| | 市費 | 2,994,515 |

**事業内容**

感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時においては被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するため、次の事業を実施します。

1　感染症・食中毒対策事業　20,430千円

感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発や検査の実施により、事件の発生を未然に防止します。事件発生時には、関係者への迅速な調査により、感染源や原因の特定を行い、被害の拡大防止を図ります。

2　結核・感染症発生動向調査事業**〈拡充〉**　40,136千円

市内における感染症患者の発生状況や病原体の情報を収集・解析し、医療機関等と共有することにより効果的な感染症予防策を実施します。

20年度から、新たな感染症等を早期に探知するため疑似症サーベイランスを開始します。

3　結核特別対策事業　21,836千円

高齢者等の結核ハイリスク者を対象に健診・治療支援、医療従事者等の研修を行い、感染拡大防止を図ります。

4　結核医療・健康管理事業　187,082千円

結核接触者、施設入所者等を対象に健康診断を行い結核の早期発見及びまん延防止を図ります。

また、適正な結核医療を確保するため、感染症診査協議会を運営するとともに、医療費を負担します。

5　エイズ・性感染症予防対策事業**〈拡充〉**　66,229千円

エイズ対策推進体制や相談・検査・医療体制の整備、正しい知識の普及・啓発を行います。

また、市民の利便性を高めるため、これまでの平日・土曜日の検査体制から、新たに日曜日にも、当日に結果のわかる、ニーズの高い即日検査を実施し、検査機会の拡大を図ります。

6　予防接種事業**〈拡充〉**　2,720,662千円

各種予防接種を医療機関及び福祉保健センター（ポリオのみ）で実施します。

なお、麻しん・風しん予防接種については、19年春の麻しん流行を機に国が策定した麻しん排除計画（※）に基づき、20年度から新たに、麻しんの予防接種を１回しか受けていない世代のうち中学１年生と高校３年生（麻しん及び風しんに既に罹患した者を除く）を対象に、５年間補足的に実施します。

※24年度までに国内の麻しんを排除することを目的としたもの。

7　衛生研究所運営事業　109,512千円

地域保健対策等を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、関係行政部局と連携して、保健衛生に関する試験検査、調査研究を行います。

また、感染症、食中毒等の発生に備えて検査体制の強化、情報の収集・解析・提供を行います。

<table>
<tr><td>48</td><td colspan="2">新型インフルエンザ対策事業</td><td rowspan="8">事業内容<br>新型インフルエンザは、誰もが免疫を持たないため、発生時には短期間に爆発的に広がることが予想されています。このため、発生後に体制を整えることは困難であることから、事前に必要な資機材や体制を整備します。<br><br>1　資機材の整備〈拡充〉　39,981千円<br>患者発生時に治療等の拠点となる地域中核病院等に必要な資機材（陰圧テント、感染防護服等）を整備します。<br><br>2　発生時に備えた体制の整備　700千円<br>（１）訓練・研修の実施<br>患者発生時に迅速に対処できるよう、医療機関や福祉保健センターによる対応訓練を行います。<br>（２）市民への啓発<br>流行時のパニックを防止し、市民が正しく対処できるよう、啓発用チラシを配布するとともに、福祉保健センターの相談体制を整備します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">本年度</td><td>千円<br>40,681</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度</td><td>7,503</td></tr>
<tr><td colspan="2">差引</td><td>33,178</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td>国</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td>県</td><td>―</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>―</td></tr>
<tr><td>市費</td><td>39,681</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>49</td><td colspan="2">医療安全推進事業等</td><td rowspan="8">事業内容<br><br>1　医療安全推進事業〈拡充〉　8,810千円<br>（１）医療安全相談窓口の機能強化<br>医療に関する相談や苦情に対応し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築及び医療機関における患者サービスの向上の促進を図ります。<br>また、専任相談員として医療ソーシャルワーカーの嘱託員を配置し、相談機能を強化します。<br>（２）医療安全研修会の充実<br>医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等を目的に、医療従事者や市民を対象とした医療安全研修の充実を図ります。<br><br>2　薬務事業　10,421千円<br>薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業などの許認可及び監視指導等を行います。<br><br>3　医療指導事業　12,782千円<br>医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）業務及び許認可業務を通して、良質な医療の提供や医療安全の推進を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">本年度</td><td>千円<br>32,013</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度</td><td>25,662</td></tr>
<tr><td colspan="2">差引</td><td>6,351</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td>国</td><td>―</td></tr>
<tr><td>県</td><td>―</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>30,978</td></tr>
<tr><td>市費</td><td>1,035</td></tr>
</table>

| 50 | 食の安全確保事業 | |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>212,559 |
| 前年度 | | 217,396 |
| 差引 | | △ 4,837 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 17,394 |
| | 県 | － |
| | その他 | 234,037 |
| | 市費 | △ 38,872 |

**事業内容**

市民の食の安全・安心を確保するため、市民意見を反映し、監視や検査を強化して実施します。

1　食品衛生監視指導等事業　72,599千円

飲食店等の食品関係営業施設への監視指導や残留農薬の検査等を実施します。

2　食の安全強化対策事業〈**拡充**〉　14,801千円

（1）ノロウイルス食中毒予防対策事業

福祉施設等の監視指導や、原因となりうる二枚貝の検査を実施します。

（2）アレルギー食品検査事業

重篤な健康危害に繋がる恐れのある、乳・卵等のアレルギー物質の検査を実施します。

（3）遺伝子組換え食品検査事業

対象食品を増やし、検査を強化します。

（4）食肉加工品等監視事業

食肉加工品製造業の監視を実施するほか、原材料の確認のためのＤＮＡ解析検査を実施します。

3　ＢＳＥ（牛海綿状脳症）等検査事業　33,675千円

２１か月齢未満を含め、全頭のスクリーニング検査を実施します。

4　市場衛生検査所運営事業　91,484千円

| 51 | 快適な生活環境の確保事業 | |
|---|---|---|
| 本年度 | | 千円<br>88,943 |
| 前年度 | | 94,010 |
| 差引 | | △ 5,067 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | － |
| | 県 | 180 |
| | その他 | 12,734 |
| | 市費 | 76,029 |

**事業内容**

市民の快適な生活環境を確保するために、各種事業を実施します。

1　環境衛生監視指導事業〈**拡充**〉　12,637千円

ホテル等の環境衛生関係施設の衛生管理状況を確認するため、監視指導や水質検査を実施します。

また、特に温泉施設については、可燃性ガスに係る安全対策をより徹底させるため、重点監視指導を実施します。

2　居住衛生対策事業　2,847千円

建築物におけるシックハウスを予防するため策定した「シックハウス対策ガイドライン」に基づき、多数の市民が利用する施設の設置者・管理者へガイドラインの周知及び適切な維持管理の啓発を行います。

3　生活環境対策事業　4,165千円

スズメバチ等による刺傷被害の防止や営巣時の対処方法にかかる啓発により、更なる早期発見・早期駆除を推進します。また、駆除業者の指導・育成を行うとともに、駆除費用の補助額を見直します。

補助金額　6,100円/件　（前年度　8,100円/件）

| 52 | 動物の保護管理事業 |
|---|---|
| 本　年　度 | 千円<br>389,814 |
| 前　年　度 | 202,121 |
| 差　　引 | 187,693 |
| 本年度の財源内訳　国 | 53,000 |
| 本年度の財源内訳　市　債 | 228,000 |
| 本年度の財源内訳　その他 | 132,116 |
| 本年度の財源内訳　市　費 | △ 23,302 |

**事業内容**

1　動物愛護管理等事業　101,126千円

（1）動物愛護管理等事業〈**拡充**〉　63,177千円

動物の正しい飼い方の指導及び動物愛護、適正飼育の普及啓発を行います。また、犬・猫の不妊去勢手術の対象に野良猫を含め、頭数を2,500頭に拡充して推進します。

（2）狂犬病予防事業　35,153千円

犬の登録の実施、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等を行います。

（3）災害時ペット対策事業　2,796千円

横浜市獣医師会等と連携し、動物救援本部の運営等について調整を図るほか、ペットケージ等必要な物品の備蓄を行います。

2　動物愛護センター（仮称）整備事業　288,688千円

犬や猫の適正飼育普及啓発の拠点として、神奈川区菅田町に動物愛護センター（仮称）を整備します。

（開所予定：平成22年秋）

（1）工事関係費　281,700千円

道路工事、造成工事、センター建設・設備工事

（2）その他　6,988千円

管理運営検討、用地管理等

| 53 | 斎 場 運 営 事 業 |
|---|---|
| 本　年　度 | 千円<br>1,106,422 |
| 前　年　度 | 1,119,240 |
| 差　　引 | △ 12,818 |
| 本年度の財源内訳　国 | － |
| 本年度の財源内訳　県 | － |
| 本年度の財源内訳　その他 | 707,802 |
| 本年度の財源内訳　市　費 | 398,620 |

**事業内容**

火葬業務を円滑に実施するための市営斎場の管理運営及び民営火葬場を利用する市民に対する補助事業を実施します。

1　斎場運営事業　1,075,742千円

市営四斎場の管理運営を行います。

| 区分 | 久保山 | 南部 | 北部 | 戸塚 |
|---|---|---|---|---|
| 火葬炉 | 12基 | 10基 | 16基 | 6基 |
| 葬祭ホール | － | 2室 | 4室 | 2室 |

2　民営斎場使用料補助事業　30,680千円

民営西寺尾火葬場を利用する市民に、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。

補助金額　16,000円／件

| 54 | 墓地管理運営事業 | 事業内容 |
|---|---|---|
| 本年度 | 千円<br>261,094 | |
| 前年度 | 129,752 | |
| 差引 | 131,342 | |
| 本年度の財源内訳 国 | ― | |
| 県 | ― | |
| その他 | 193,095 | |
| 市費 | 67,999 | |

**事業内容**

市営墓地及び久保山霊堂の管理運営を行います。

20年度から久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の墳墓地使用者から管理料を徴収し、墓参環境の向上及び墓参道の維持修繕等、サービス向上を図ります。

・墓地管理料：１区画 5,000円(生活保護受給者2,500円)

・市営３墓地の主なサービス向上計画

| 墓地 | 維持管理 | 維持修繕 |
|---|---|---|
| 久保山墓地 | 墓参道清掃、塵芥処理、除草、支障木伐採等 | 墓参道舗装、階段補修及び手すりの設置等 |
| 三ツ沢墓地 | 墓参道清掃、塵芥処理、除草、トイレ清掃等 | 手すりの設置<br>ごみ集積場の整備等 |
| 日野公園墓地 | 墓参道清掃、塵芥処理、除草、支障木伐採、トイレ清掃等 | 墓参道舗装、階段補修及び手すりの設置等 |

1　市営墓地（約37,000区画)

| 区分 | 久保山墓地 | 三ツ沢墓地 | 日野公園墓地 | 根岸外国人墓地 |
|---|---|---|---|---|
| 区画数 | 約14,000 | 約7,000 | ※約15,000<br>(壁面式含む) | 約1,000 |
| 開設年 | 明治7年 | 明治41年 | 昭和8年<br>(壁面式平成5年) | 明治35年 |

※合葬式墓地6,000体分含まず

2　久保山霊堂　納骨壇2,910基、式場

| 55 | メモリアルグリーン事業<br>(新墓園事業費会計) |
|---|---|
| 本年度 | 千円<br>1,089,965 |
| 前年度 | 1,416,000 |
| 差引 | △ 326,035 |
| 本年度の財源内訳 国 | ― |
| 県 | ― |
| 使用料手数料 | 1,089,965 |
| 市費 | ― |

**事業内容**

市民ニーズに対応した、緑豊かな新たな形態の墓園の管理運営を行います。

20年度は19年度に引き続き、使用者募集を行います。

1　施設概要

（1）敷地面積　約61,000㎡

（2）芝生型墓地　7,500区画

（3）合葬式樹木型　３か所（ 3,000体収容)

（4）合葬式慰霊碑型　１か所（12,000体収容)

（5）管理事務所・ﾚｽﾄﾊｳｽ　１棟

（6）駐車場　約400台

2　平成20年度使用者募集数

（1）芝生型墓地　1,200区画

（2）合葬式樹木型　300体分

（3）合葬式慰霊碑型　1,200体分

# HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこうふくし

# 第4期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

高齢者に関する各種の保健福祉事業及び平成 12 年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画（法定計画）である**「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、３年ごとに見直し策定**します。

## １　計画期間

**平成 21～23 年度の３か年計画**です。この計画に基づき、３か年の第１号被保険者（65 歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

（参考）18～20 年度　保険料基準月額　4,150 円

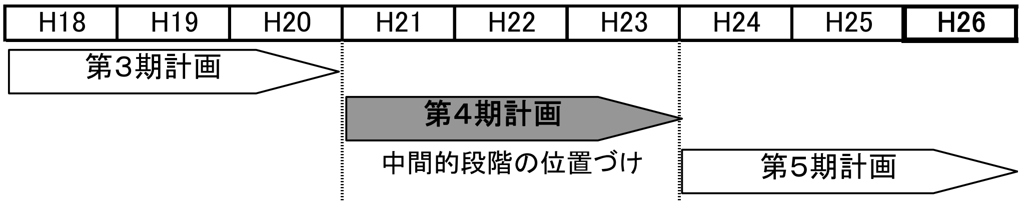


**いずれも平成26年の高齢者介護の姿を見据えた目標を設定**

※6年後の2014年（平成26年）には、昭和22～24年生まれのいわゆる「団塊の世代」が65歳に到達するため、このような高齢化の進展を見据えた目標を設定

## ２　スケジュール

平成 20 年 9 月　　第３期の振り返り、第４期計画主な施策展開の方向性決定
10～11 月　　計画素案作成、公表
11～12 月　　素案による区民説明会の開催、パブリックコメント実施
平成 21 年 1～2 月　計画最終案のとりまとめ、介護保険料の推計
3 月　　計画策定、介護保険料の改定（介護保険条例の改正）

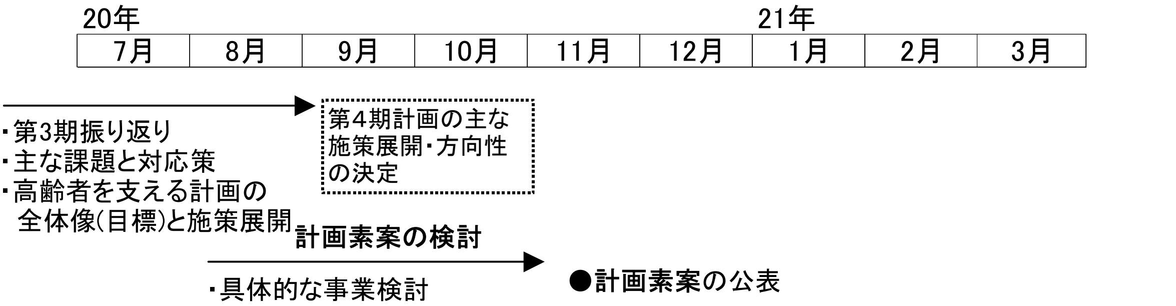

## 3　他の計画との関係

（1）　老人福祉法の**「老人福祉計画」**と介護保険法の**「介護保険事業計画」**を一体的に策定します。また、老人保健法の廃止に伴い「老人保健計画」の法令上の策定義務はありませんが、横浜市としては、**高齢者の保健福祉施策にかかる総合的な計画として「高齢者保健福祉計画」を策定**する予定です。

（2）　このほか、計画の策定にあたっては、地域福祉計画、医療計画、健康増進計画などと調和のとれたものとします。

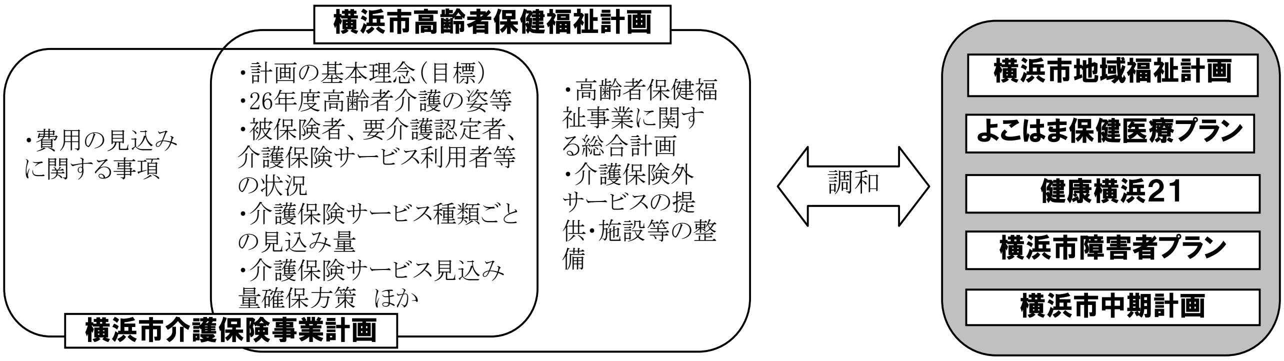


## 4　市民意見の募集・把握、計画への反映

### （1）横浜市介護保険運営協議会

計画策定にあたっては、市民代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者により構成された**「横浜市介護保険運営協議会」**において検討いただきます。

（20 年度中に 5 回程度開催予定）

【横浜市介護保険運営協議会での検討スケジュール案】

| 開催時期 | 検討内容等 |
|---|---|
| 20年7月4日 | 第3期振り返りと主な課題 |
| 20年 9月（予定） | 主な課題への対応策、施策展開の方向性 |
| 20年11月（予定） | 計画素案(主な施策)、サービス見込量・保険料推計 |
| 21年 2月（予定） | 主な施策の21年度事業費、計画案、保険料案 |
| 21年 3月（予定） | 計画、保険料 |

### （2）高齢者実態調査

計画策定の基礎資料とするため、以下の調査を実施し、高齢者や事業者、介護を取り巻く状況などについて、様々な角度から実態把握を行っています。

**ア　市民向け調査**

対象者は高齢者全体、介護予防が必要な高齢者、介護保険サービス利用者、介護保険サービス未利用者、特養ホーム入所申し込み者など

**イ　サービス事業所、担い手向け調査**

対象は介護保険施設、居住系サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護サービス従事者（ホームヘルパー、施設介護職員）、ケアマネジャーなど

### （3）パブリックコメント（区民説明会等）

市民から幅広くご意見をいただくため、計画素案を作成して区役所等の窓口で配布し、**パブリックコメントを実施**するとともに、**計画素案の説明会を市内 18 区で開催**する予定です。また、広報よこはまやホームページ等を通じて計画素案を広くお知らせし、市民意見の把握と反映に努めます。

資料　5

# 横浜市障害者プラン（第２期）の策定について

横浜市では、障害者基本法に基づく**市町村障害者計画**として、平成15年に「横浜市障害者プラン」を策定しました。このプランの計画期間は16年度から20年度までの５か年間とされており、21年度から実施される次期プランとして「横浜市障害者プラン（第２期）」を策定します。

また、18年度に施行された障害者自立支援法において、**市町村障害福祉計画**の策定が義務付けられていますが、本市においては、「プラン」の中に、障害福祉計画を含めて策定する予定です。

**【スケジュール概要】**

「プラン」の策定は、「横浜市障害者施策推進協議会」において検討していただくこととし、同協議会の専門委員会である「障害者施策検討部会」で素案の作成を行います。

また、関係各局（健康福祉局・こども青少年局・教育委員会等）が事務局として策定に係る事務作業をすすめます。

(1)　事務局による現行プランの検証作業　・・・・６月頃まで

**【６月】施策検討部会（ニーズ把握調査）**

(2)　ニーズ把握調査　・・・・７月から８月

ア　障害者本人及び家族に対するアンケート調査

イ　障害者団体・施設等に対するグループインタビュー（聴き取り）調査

**【８月】施策検討部会（プランの方向性、ニーズ把握調査）**

(3)　調査結果集計・分析、ニーズの把握・数値化　・・・・・９月から10月

**【10月】施策検討部会（ニーズ把握調査結果、プラン素案）**

**【11月】障害者施策推進協議会（ニーズ把握調査結果、プラン素案の報告）**

(4)　数値目標の設定、プラン原案の策定　・・・・・11月から１月

**【12月】施策検討部会（市民意見募集に向けた調整）**

(5)　市民意見募集の実施　・・・・・１月

**【２月】施策検討部会（検討部会原案の確定）**

**【３月】障害者施策推進協議会（プラン原案の報告）**

(6)　プランの確定・公表　・・・・・３月

**【ニーズ把握調査概要】**

調査対象（予定）

・アンケート：身体障害者（手帳所持者）　約5,000人
　知的障害者（手帳所持者）　約1,000人
　精神障害者（手帳所持者）　約1,000人
　（上記３区分）手帳所持者数の約15％

・グループインタビュー：障害者団体20団体程度、施設等10か所程度

【参考】

**〇市町村障害者計画**

障害者基本法第９条第３項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第２条第４項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

**〇市町村障害福祉計画**

障害者自立支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

**一　各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み**

**二　前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策**

**三　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項**

**四　その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項**

３　市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

４　市町村障害福祉計画は、障害者基本法第９条第３項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

５　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

**６　障害者基本法第26条第４項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。**

**７　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。**

８　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。